

390
6



始



大阪毎日新聞經濟記者

喜多収一郎著

地下勞働

|| 世界的勞資の紛爭焦點 ||

經濟及社會叢書第四篇

390-6



法學博士 關一氏序

開司鐵道管理局長 大道良太氏序

地 下 勞 働

|| 世界的勞資紛爭の焦點 ||

喜多収一郎

大正 9. 1. 14 内交

序 文

昨年の米騒動頃までは、労働問題研究の必要を提唱する學者を、歐米の思想を其儘に輸入する閑人だと罵つた人々が、神戸の一造船所に始まつた怠業が、一二月間に全國に流行するのを見て、思想界の激變に驚くのは無理もないことである。併し冷靜に考慮すれば、社會問題に關する一般の思想は、どれ程變化したであろうか、十年前工場法の制定に反對した論者の主張せる温情主義は、勞資協調美名の下に、今日でも本邦多數の有識者を支配してゐる思想であるまいか。漠然たる國民性を基礎として、本邦の社會問題の前途を樂觀するものは、其數が増しても減じてゐないと思言して差支ない、従つて私は、本邦の思想界が激變したといふ見方は稍皮相のものではないかと思ふ。然しながら、思想界が將に變化せんとし、又變化せざるべからざることとは明白である。此變遷を促進するに最も必要なことは、現實の曝露である。短かき労働時間、高き賃銀の經濟は、決して學者の議論のみで一般の了解を得ることは出來ない、實際の經驗に基づく事業家の、確乎たる信念に依りてのみ廣く行はれ得るのである。喜多君が昨年來、九州各地の炭坑々夫問題を精査し、流暢明快なる筆を以て、事實を赤裸々に記述したる本書は、社會政策に關する理論を述べた著書よりも、事業家を指導すべき、遙かに有力にして、貴重なる資料であると信ずる。本書の序

文を求めらるゝに當り、所信を述べて、本書を讀者に薦むる所以である。

大正八年十一月

關

序

群雄に覇たらんと欲するものは戦を好む、西歐列國が干戈止む時なきの間に處して、獨り獨逸帝國宰相が獲んと欲する所のものは領土にあらず、人口にあらず、實に鐵と石炭とのみ、是に於て乎北に「波蘭」を領し、西に「亞留斯^{アールサス}、魯連^{ロレン}」の二州を略し、「留機仙堡^{ルキセンブルグ}」を併せ、瑞典、西班牙の鐵鑛を獨占し、又は之を支配せんとするのみならず、國內石炭の多産なるを負み、世界統一の夢想を實現せんとす、其言に曰く、鐵山と炭田は畢竟天然の原動力所にして亦た兵器廠たり、故に焉を獲るものは榮へ、之を失するものは亡

ぶと、這次の戦争に當て、一舉して白耳義を屠り、次で鐵產地たる佛國東部の「武利」の地を占領す、國民相慶して戦争の結果豫期すべきなりとなせり。

惟ふに、石炭は單に工業上、軍事上、政治上の原動力たるもののみならず、近代科學の進展は、瓦斯、烟脂、肥料、爆藥、諸種の醫藥以下材料の千餘種に至るまで、其數枚舉に違あらず、之れが加工變質底止する所を知らず、我國鐵鑛の天惠薄きと雖も、石炭の包容量に至つては亦人意を強ふするに足るものあり、特に我北九州を以て最となす、即ち筑豊の野に於て其の炭田に勞働するもの現

に十有二萬六千餘人、皆幾百千尺の地下に、朝尺夕寸の蠢進を續けつゝあり、而も之を包圍して勃興せる各種工業の隆盛なるは、實に我國工業の中心地と謂つべきなり、此幾多勞働者を對象として考慮すべき社會問題は、恰も石炭の生活上必要なる諸般の材料として無限に變化するが如く、其影響する所の擴大せらるゝは識者を待つて後知らざるなり、乃ち爲政者たるもの、最初に研究すべきの地は我北九州なりとす。我友、喜多君、身を鑛夫の群に挺し其の生活の態と、心理の奥とを攻究し、之を詳記して世に問はんとす、其用意や知るべきなり、余は此著に依て、鑛主と従勞者

との間に於て、完全なる諒解を得るの機を與ふるを得んか、即ち知る、拳石一擲萬波之に應ずるが如く、其光被する所、蓋し測程すべからざるものあらんことを。

大正八年十月三十日

門司花ノ山ニ於テ

大道 良太

自序

昨今の思想界は猫の腫のやうに、グル／＼と變つてゐます、其轉換の有様は、恰かも私等の肉眼にも観ゆるやうな氣が致します。今や世界を擧げて勃發してゐます同盟罷業や、怠業は、この思想の反映で、コナ忌はしい産業界の階級的争闘が、度重なるに至りましては、國家改造、若くは國家厭棄などの過激的危険性が醗酵さるゝもので、資本家も、労働者も、大に醒めねばならぬ時機であります。英國の労働團體で、最も鞏固な根底を以つて、常に堂々たる陣容を整へて、資本家を脅かしてゐるものは、炭礦夫を中心とした、運輸、鐵業従業員の三角同盟であります。過般の大罷業は漸く解決したやうですが、御蔭で英國の石炭國が石炭饑饉に遇つて英炭輸出を激減するやうな破目に陥つてゐます。之に代つて、最近其石炭供給國であつた米國が、コンドは代り合ひまして、炭礦夫同盟罷業となつて、今や米國は世を擧げて混亂状態です。この騷擾のために、其他の石炭輸入國は、この冬期の燃料さへ貯へなく、人心の不安に輪を描いてゐる仕末で、單に自國の經濟上の損得ばかりでなく、數國家を危殆に瀕せしめるやうな政治上の重大問題をも惹起してゐます。

翻つて、日本でも、彼處此處に同盟罷業や、怠業が起りました、歐米に比べると、ホンノ小火に過ぎま

せぬが、日本の歴史を繙いて観ますと、上下互譲で固められた國柄で、コナ階級的争闘は、有史以來の出来事と申さねばなりません。そしてその皮切は、昨年来騒動に續いて爆發致しました九州炭礦暴動で、これは最も人心を寒う致しました、斷じて小事として看過すべき性質のものではありません。

「黒いダイヤ」の威力は、大したものでもあります。何が故に、炭礦騒動ばかり、歐米でも、日本でも、世人を戦慄せしめるのであるか、其理由は、従業者が多きこと、石炭が工業の食料必需品で、之が減産は、直ちに工業界の萎縮を意味すること等を擧げることが出来ますが、又一つはその労働状態から觀察して、地上労働状態よりも、飛び離れた過酷のもので、然も其報ひらるゝことの甚だ薄い爲めに、資本家に對する反抗的態度は、一層強めらるゝのではないでしやうか。

私は、この戦争の終熄期前一年即ち九州炭礦暴動後間もなく、大阪毎日新聞社から、經濟記者として九州に特派せられ、約一ヶ年間、或は工場に、或は炭坑に、度々労働者諸君と接觸致しまして、彼等の思想を聞き、意見を闘はす機会を捉へ得ました、そして労働状態が如何にも殘虐なもので、労働時間はあまりに長くて、賃銀があまりに廉いのに私の期待を裏切られました。労働が過激であればある程、絶へず營養上の物質を攝取して、之を補はねばならないことは當然であります。この廉い賃銀では、これさへ叶ふや否やの疑問が起つた位です。今日の炭礦夫の状態では、自分の足を喰い盡して、死ぬとか謂います、蟪は

かりを笑ふ譯には参りませんとツクノ、感じました。私が彼等の労働状態を書き綴つて、小冊子といたしましたのは、普く労働問題研究者の、同情に訴へたい願意の濃つたためでありまして、素より専門家や、識者に御示しするやうな、推敲を経たものではありません。また文句を練つた譯でもありません。僅かに眼に觸れ、耳に聞いた儘を實寫することに努め、多少私の愚見を率直に告白致しましたに過ぎませぬ。

私が礦夫の群に投じて、礦夫の立場から氣焔を揚げるやうな書き振を致したのは、たゞ記述の便宜を得るためで、他意ありません。豫め斷つて置きます。

最後に製鐵所の瞥見記を添へました、それも礦夫の立場から觀たので、製鐵所の労働状態と比較するに便宜なためであります。

大正八年十一月

著 者 識

地下労働目次

總論

第一章 労働界の思潮と我労働生活

| | |
|---------------|----|
| 第一節 世界労働界の大不安 | 三 |
| 第二節 我國民性の特異 | 六 |
| 第三節 温情主義の行詰 | 九 |
| 第四節 内相の労働問題観 | 二一 |

第二章 鑛業労働概観

| | |
|-------------|----|
| 第五節 鑛業労働の特異 | 二四 |
| 第六節 炭坑暴動の回顧 | 二八 |

第三章 鑛夫の生活基準

| | |
|-------------|----|
| 第七節 納屋制度の性質 | 三二 |
| 第八節 納屋制度の存廢 | 三五 |
| 第九節 納屋止の好範例 | 三八 |

第十節 穡苦しい金殿玉樓……………三〇

第十一節 學說に矛盾ありや……………三三

第十二節 賃銀上つて能率下つた……………三四

第十三節 能率減退した眞因……………三八

第十四節 過廉な労働賃銀……………四〇

第十五節 牛の擬式労働時間……………四六

第十六節 八時間制の實施例……………四九

第十七節 八時間制の長短……………五三

第四章 労働賃銀と時間との關係

第十八節 労働の價値は時間に反比例し—賃銀に正比例す……………五六

第十九節 生味の体は機械ぢやない……………五八

第二十節 驚くべき逆理……………五九

第二十一節 模範鑛夫の收支經濟……………六〇

第二十二節 時代錯誤の弊……………六四

第二十三節 文明の呪咀者は誰か……………六五

第五章 鑛夫の倫理的觀念

第二十四節 暖簾の悪い鑛業労働……………六七

第二十五節 瞬間享樂主義に改宗……………六九

第二十六節 娛樂機關と三拍子……………七一

第二十七節 遊女町と警察行政……………七五

第二十八節 不徹底な淫賣取締……………七八

第二十九節 貞操に關する道義觀念……………八一

第三十節 案外新型な炭礦内……………八四

第三十一節 窮せる社營私娼……………八七

第六章 鑛夫の生活意識

第三十二節 衛生思想の缺如……………八九

第三十三節 郵便貯金と質屋通帳……………九一

第三十四節 醫療施設と其經費……………九六

第三十六節 避け難い落磐傷害……………九九

第三十七節 無料診療と僻み根性……………一〇三

第三十八節 法規の不備に藉りて……………一〇五

第三十九節 養老施設と共濟會……………一〇七

第七章 精神生活と物質生活

第四十節 技術が主か人事が従か…………… 一三

第四十一節 女礦夫と幼年礦夫…………… 二五

第四十二節 共稼ぎと女權擴張…………… 二九

第四十三節 人並の教育だけ…………… 一三三

第四十四節 明き盲目と専門學者…………… 一三六

第四十五節 普通選舉の先驅…………… 一三三

第四十六節 發言權の尊重…………… 一三四

第八章 結論

第四十七節 眞剣に働きたいのだ…………… 一三七

第四十八節 一抹の險潮の流れてゐる…………… 一四〇

第四十九節 勞資協調策提案…………… 一四二

第五十節 勞働組合の權威…………… 一四五

(附) 製鐵所の勞働狀態批判…………… 一四八

地下勞働目次終

地下勞働

— 世界的紛争の焦點 —

喜多收一郎著

總論



俺は礦夫である。礦夫だからとて理窟の謂へない道理はない、この頃の世界思潮は、礦夫や其他の勞働者に腹一杯思ふことを謂はせて、それによつて現代の缺陷たる政治界、産業界の組織を根本的に改造しやうと努力することを指してゐるではないか。礦夫の言葉にも何十年何百年かゝつて得た經驗から訴へるときには眞摯か籠るともある。俺はその眞摯の言葉を聞いて欲しいのだ、そして渦捲く世界思潮の一端でも一沫でも眞面目の血の色に染め變へて見たいのだ。

今や世界は少数者の世界でなく漸次多数國民の世界に移りつゝある。これが世界の趨勢だ、この勢の前には政府の力や官僚の力は微々たるもので恰も巨濤に翻弄さる偏舟のやうなものだ、衆愚政治、或は民主政治といつてもこれがために國家が減び行く意味ではなく主權が喪はれるものでもない。即ち國家の組織が變るのでなく、政治の運用が變るのだ、今迄多数者が少数者のために正義の光が奪はれ、恐怖の念に驅られ、常に不安に閉ざされてゐた、これはもと／＼少数者が自己の野望を恣にし、多数者の利益侵害を顧慮せなかつた結果に過ぎぬ、これ官僚政治の弊に堪へなかつた所以である。經濟上に於ても同様のとは謂ひ得る、今迄資本々位主義は餘りに自己發揮に専念であつて他の利益を眼中に置かなかつた、殊に労働者の利益は全く度外視された形であつた。これはアダム・スミス等の經濟學者があまりに人間の自利心を偏重して自由に、放縱に、經濟的自由競争を推稱した罪とも謂ひ得る。自己發揮には或種の制限を附するのが當然である。どんな従順な馬でも鞭を當てゝ手綱を下手に使へば墜落させられる虞がある。これは馬が悪いのでない、騎手の手綱が拙いのだ。騎手は道を急ぐために無闇と馬腹に鞭を當てゝ見給へ馬は韋太天の如く走る、鞭を當てる、尙強く走る、馬は次第に呼吸を喘ませて来る、亦鞭を當てる、馬の背は裂け、呼吸虹を吐く如く、馬は猛り狂ふて遂に虎狼に化することとなる。現代の労働者と資本家とは恰もこの馬と騎手とのやうである。労働者はせち辛い自由競争に壓せられて煎餅の如く、生活意識にのみ囚はれて益々

苦しみ、資本家は莫大な富を抱いて自己の富の尙足らざるを啣つてゐる。そして今や非常な不安と恐怖との念に襲はれてゐるのだ、この不安と恐怖の念を除去せんとするには其鞭に餘裕を與へ、其手綱を緩めるにある。馬に従順たれと求むるより騎手の心に制限を加ふるに如くはない。若しこの心の制限を等閑に附すると騎手も馬もその生命までも瘡すやうな不祥事が起らぬとも斷言が出来ぬ。騎手諸君!! 以て如何となすやだ。

第一章 労働界の思潮と我労働生活

第一節 世界的労働の大不安

二同盟罷業の流行二 最近同盟罷業は世界的流行病となつて各方面に勃發してゐる、曩には濠洲の船夫の罷業あり、馬耳塞の船夫も又騷擾を起し、米國には黒白人種の争鬭あり、英國には炭坑夫の紛糾亂れて麻の如く殆むど解決の緒を發見することが出来ない、最近に至つては炭坑夫と、鐵道従業員と運輸業者とが三角同盟を形成して政府及資本家を震撼せしめてゐる、この文を起草して居る時は恰も英國鐵道の大罷業行はれ、流石の大英國に鐵道無き状態を演出してゐる時である。同盟罷業としては最も大袈裟なも

のである

＝英國の戦亂的争闘＝

英國陸軍省は軍人の賜暇及復員を停止し、商務院は石炭並に食糧運搬の停止せらるゝ事のあり得べき旨を布告した、政府は市民に對し各種食糧品を貯藏し置くべき旨警告すると同時に (一) 鐵道同盟罷業に對して政府は抵抗すべく決意せる事 (二) 内亂的騷擾を見るときは凡ての解決を圖るべく決意せる事 (三) 必要の場合武力を使用すべき事 (四) 私人所有の自動車は必要に應じて之を徵發すべき事、の諸項を布告したと新聞外電は傳へてゐる、全く英國は曩に炭坑固有の紛擾と相俟つて歐洲戦争より尙恐るべき内亂的争闘に苦むてゐる、然も其罷業は組織的に秩序整然たるものあつて一絲亂れてゐない、其行動の公明正大なるに於て、其企模の雄大なるに於て、全く開闢以來未曾有の出來事であらう。

＝米國の同盟罷業＝

更らに米國に於ても全國に亘つて炭坑夫の同盟罷業勃發せんとする徵候がある、現にベンジルバニヤ洲ラカワナに於て三萬の坑夫は労働組合幹事の承認を得ないで作業を中止したとある、更に十一月には坑夫は全米に亘つて作業を中止すべしと威嚇してゐる、十月末よりは華盛頓に於て世界の労働會議が開催せらるゝ筈である、炭坑の同盟罷業がこの月を撰むだの一層世界的皮肉だとも謂ひ得る。

＝産業組織の大缺陷＝

斯くの如く世界的混亂を惹起し世界的産業破壊を敢行して其損失を顧みないまでに人心を激變せしめ、徒らに過激派の喧傳をして名をなさしむる所以のものは、全く従前の産業組織に大缺陷があつて、其缺陷に乗じて資本家は其暴威を恣にし、労働者は壓せられて萎縮して終ひ、到底國民一般の幸福は望み難く最早行詰りとなつたから、これから産業組織が新たに組換へられねばならぬことを最も率直に最も雄辯に物語つてゐるのではあるまいか。資本主義の國家は幕が降されて次には民主々義國家、労働主義國家が地平線上に擡頭して來るのではあるまいか、更に換言すれば生産主義國家が亡むで分配主義國家が出現するのではないか。

＝労働運動の勃發原因＝

今之等労働運動の原因を訊ぬるに従前は概ね賃銀の値上要求か労働時間の短縮か、労働条件の改善に外ならなかつた、最近米國鐵鋼組合の要求も労働時間の短縮を訴へてゐるが之とて八時間労働にするに於て残業労働に對して一倍半若くは二倍の歩増を附せんとするにあるので、計算の單位を八時間とする事の直接の目的が賃銀値上になるのである。謂はゞ生活の壓迫を緩求されたく資本家に要求するので消極的哀訴に過ぎなかつた。然るに最近に至つて英國の炭坑騷動の如き單に賃銀の増給や、労働時間の短縮のやうな眼光の狭いものには眼をくれず、炭坑の國有斷行を國家に迫つて分配の不平等を根本的に改革すべく、經營權の一部を労働者によつて掌握せんとしてゐる。一舉に資本家の牙城

を衝いて腐敗分子の肉を屠らんとの意氣込を示してゐる、即ち労働者は消極的哀訴より積極的權利主張に代つたのだ、所謂ブラム・プランといふはこれである。

== 所謂ブラム・プラン ==

同案によれば鐵道炭礦の如き公共的事業は國家の所有にせざるべからずそれがためには公債を發行して國家はこの炭礦及鐵道を買收し、資本家等の容喙を避けしめ、國家の監督の下に其經營權を鐵道従業員と公衆との代表者に附與せよといふにある。これは最初米國で唱導されたのであるが今や英國の思想界を風靡してゐる、併し隨分過激な案でロイド・ジョージ首相もこれには首を傾けてゐる、今回は坑夫等の失敗に終るかも知れない、如何に之等組合員の主張は敗れたとて屈するものでない。敗るれば戰機未だ熟せないと見て、賃銀値上、労働時間短縮の物質的要求によつて戰ふであらう、何れにするも其經營權の一部を獲得せねば止まない覺悟を有してゐる、寔に世界の労働界は容易ならざる状態となり刻々險惡の徴を示してゐる。

第二節 我國民性の特異

== 世界に比なき我日本 ==

日本には上に萬世一系の天皇陛下があり、下に忠勇無比の國民がある。外には端麗な富士山があり、内には颯爽の藝者がゐる、之れ皆外國人の羨望の標となるものだ、後者に對

しては多少嘲笑的意味はあつても、前者には虔敬の意味よりない。宣なる哉皇統連綿たる 我皇室の礎は地久と共に張り無く全く有史以來有難き國柄である。今や獨逸は潰れ、露國は破れ、支那亦亂れて金鷄無缺の立憲君主國は世界を擧げて極東の日本を措いて外にない、英國に皇室ありと雖も主權が國會にあるから我皇室とは稍趣を異にしてゐる。

== 日本は情の國 ==

この下に忠君愛國の至情に凝り固つた國民のあること決して偶然でない。俺等の倫理は有事の場合陛下の馬前に死すること國家のためには身を鴻毛の輕きに處すにあつた。俺等有する歴史は皆之ならざるはない、忠臣蔵でも、仙臺萩でも、主の爲めなら痛い腹を切り、毒饅頭を平氣で喰つた。之を以て無上の名譽と心得、然らざるものを武士の風上に置けぬ奴と蔑むんだものだ、この没我的性質は全く傳統的信仰で自我を容るべき餘裕がない、この死なるや日本人特有の至情の發露である、理智の結果でない、この主旨から見ても日本は情の國で智の國でない。

== 労働者の自由要求 ==

この事は英米の労働者階級と比較しても直ちに首肯し得られる、彼等は自由を叫んで之を得る爲めに劍を取つて戰つた、彼等が今日社會の中型を形作り、人格の尊重を得てゐるものは彼等自身が戰によつて得た賜である、然るに我労働階級に自ら起つて自由を要求し自我の主張を貫徹した驗はない、明治維新に於て稍これに類する自由の要求がないではないか、之れは少數の武士階級が幕

府の壓迫から脱せんとして企むだ藝當で多數労働者の聲ではなかつた。生命財産の保障となるべき憲法でさへ國民の要求に基くものでなくつて、天皇陛下御自身の御手から天降つた欽定憲法でないか。労働者が自由の要求などは思ひも寄らないとであつたのだ。

==過去の日本資本家==

日本の多數國民は引摺られ乍らだん／＼明るみへ浮び上つて來たことは事實である、併し其明みは電燈の光でなくつて洋燈の光であつた、これは労働者が資本主に光を要求しないで資本主の恩恵に放任してゐるからだ。日本の労働者は無智で恬淡で一點の私心ないとは、富士山の秀麗によつて常に崇高の念を培ふてゐたからであるまいか。富士は日本の代名詞である、富士の名は日本人の心の琴線に觸れる時常に異様に響くのも、全く斯うした關係からである。過去の日本の資本家は（單に資本家のみならず官僚政治家も）労働者に對し丁度徳川幕府が諸侯に對して執つた政策を踏襲して労働者を無氣力で無智で器械同様に働かすを以て産業發達を計る上に唯一の手段だと考へた。

==所謂貴顯紳士の度量==

百姓や、商人は、地頭や武士に、芋の葉や、大根の株を切るやうに輕むじられながら、それでも反抗もなし得ず、泣く子と地頭には勝たれぬと諦めてゐる程從順に養はれて來たのだ、富士山は端正であるが阿蘇や、淺間の氣魄はなく、アルプスの如き剛健は望み得べくもない然し日本人には殊に労働者には死の如く靜かで、腹が饑ふても端然たる富士山の如きであれと教へられたこれか

馴致されて、日本の労働者の心は何日となく富士山の露の宿るやうになつたと思はれる。藝者は奴隸の變形である、娼妓に至つては純然たる奴隸其儘である。人身賣買によつて彼等の自由を束縛する、奴隸の遺物でなくて何であらう。今の藝者に藝のみを賣つてゐるもの幾人あらう、彼等は大抵は抱へ主の爲めに身を殺して仇し枕を交してゐるのだ、抱へ主から云はすれば此の子の親に金を貸したからだといふだらう。然らば不幸の子はこの不幸の親の爲めに身を犠牲にして勤めを勵むのである、ソハ兎も角日本の習慣で、歡送迎の酒間にこの醜業婦を斡旋させて得々たる所謂貴顯紳士の度量の宏大なるを責むる勿れだ、一面から云へばこれ等の醜業婦は血も乾ききつた弱々しい骸を運むでゐるに過ぎない、藝者を聘ぶとは弱者を慰む功德とも謂ひ得るから、併しこんな残忍な行爲を平氣で弱者に強要し、弱者は之を甘むじて受け強者のために尙足らざるを恥ぢてゐる。畢竟我國民性は没我性であるとは争ふの餘地がない。

第三節 溫情主義の行詰

==縦斷的社會組織==

我國の社會組織は歐米のそれと異なり縦斷的である。會社工場によつて使用人の待遇は異なつてゐるし、傳來の家族制度と祖先崇拜の觀念は好く溫情主義を醗酵し、助成するに有力な機會を與へてゐる。これ没我的性向に最も應はしい民度である、之に反して歐米の社會は横斷的で金

力を中心とする産業組織を形成して、資本家は労働者を壓迫し、自己の利益を増進するために互にトラストやカーテルを以て提携一致するから、労働者は自己防衛上互に合同して組合を作り資本家に對抗する。労働者と資本家とは劃然と區別して互に鎬を削るのである。日本は必ずしも従前の美風までも破壊して西洋の植木を挿さなくとも好いではないかといふものもある。

二 資本家と労働者

俺等と雖も決して日本の美風を傷けたくはない、唯従前はあまりに温情主義に託して資本家が暴態を振つてゐた、利益を壟斷して労働者を抑制してゐたとは争へない。これは温情主義が資本家の一方行爲であるからである。然も日本の労働者は一般に遠慮勝で當然主張し得べき権利さへも資本家に氣兼ねして逡巡としてゐる程可憐なものであつた。殊に官僚政治家などは労働者を見ること全く非人格者の如く、非人格者たるが故に温情を必要としたと解するものもあつた位だ、以ての外である。ソハ兎も角戦時利得の莫大である此の時機に際して労働賃銀の引上を行つたのはあつた、同盟罷業の勃發若くは勃發するの危険に際會して、周章狼狽して労働条件の改善を考慮したものはあつた。然しこれ皆工業經營者自身の必要に迫られた利益擁護に過ぎぬでないか。労働者の人格を認識しこれを尊重したためだとは謂ふを得ない。要するに今後は資本家の温情主義のみに信賴する譯に行かぬ、労働者は資本家をして人格對等を認めしむるだけの後楯を作らなければならぬ、軍備の無い外交は常に弱いものであるからである。

る。

一 聯盟規約と商品問題

或資本家は國際聯盟規約に労働者を商品と見做してはならぬことを掲げてゐるのを指して、これだから温情主義は捨て難いのだと俺にいつたことがある。同感だ。俺等とて温情主義が決して悪いとは謂はぬ。然しこの規約は資本家が、労働者を非人格者と見る虞があるから規定したので労働者から謂はすれば人格者と認めしめるためには温情主義に倚らうが倚るまいが頓著ない。この規約は労働者の爲ために設けられたものだ、矛を逆にして我輩に擬したのであるが、それは標目が當らぬ労働者が後楯(労働組合)を作る、これは労働者の自己防禦の爲めにするもので、資本家壓迫の底意を有するものでない、然し労働者が自己防禦に用ゆるために自然資本家を脅威せしむることとなるのは止むを得ない脅威せしめなければ労働組合の効果がないからだ。労働組合が出来たからとて同盟罷業が多くなるとは斷言出来ない、同盟罷業は労働者の訓練によつて自由に防止し得べきものである。

第四節 内相の労働問題觀

二 組合法と治安警察法 二 床次内相は労働組合法と治安警察法第十七條とは全く別箇の問題だとし、

俺等の意見を目して治安警察法を撤廢せんとするため強て同法を労働組合に喰付けて前者との弊害等を數

へ立てるのだとて顧られないのを俺は呉々も遺憾に思ふ。

治安警察法第十七條の規定があつても我國では労働組合の組織に障害とならないことを極言してゐるが之れは労働組合をして共済組合と混合してゐるからで共済組合ならば労働者相互間の利益を増進するのであるが共済組合は決して對僱主との關係が毛頭含まれてゐない、然るに労働組合は重に對僱主關係である、資本家に對し労働條件の改善を迫り其背後には同盟罷業の武器を有するのだ。然るに治安警察法第十七條は官權の威力を以て罷業者より刑事被告人を出さねば同盟罷業をすることが出来ぬぞと威嚇してゐるのではないか、即ち同盟罷業の目的を以て誘惑若くは煽動するとの犯罪となるばかりでなく、労働の條件又は報酬に關して僱主の承諾を強いたり、公然之を誹毀するとも有罪となり、又労働者の協同行動を執るべき團體に同業者を加入せしめんために同様の手段に出でるとも同じく有罪となるから、治安警察法の解釋如何によつては労働者自ら組合の必要を感じて他の同業者を誘ひ之に加入せしめんと欲しても集會、協議するの自由さへ許されない。單にかゝることが社會公衆の秩序安寧を破壊するものであらうか。

＝確に片手落の譏り＝

資本家は事業を經營するに當り自己の資本のみにて不足を感じる場合には他人より資金を借入るゝばかりでない、株式會社を組織して資金を社會公衆に求むるを常とする。資本家が資金を借入れ又は株式會社を組織するのは、横斷的に資本の勢力を張る所以で、之に對抗する労働者

の組合に對しては禁制する如きは聊か片手落の譏を免れない。政府は労働問題解決の一助として各工場に労働組合を設置せしむべく、今冬の議會に労働組合法案を提出するそうであるが、本法による労働組合は廣き即ち横斷的のものでなく、狭き縱斷的のものだ。これは獨逸各工場に於ける組合の如く、同一工場に一年乃至二年、勤續の従業者に對して選舉權を有せしめ、若くは他の特典を與へるといふ方法に倣ふたものだ、床次内相の縱斷的労働組合法案を實現せんとするに過ぎぬ、これで我労働問題が緩和さるゝか否かは疑はしい。

＝怠業と政府の頭痛＝

何れにするも政府が叙上の如き法理論の矛盾を固執してまでも治安警察法の撤廢を避け、労働組合の設立を禁ぜんとする所以のものは、日本労働者の訓練が、到底歐洲の如くでなく社會の治安を破壊することを虞るゝからであらうが、俺等より謂はしむれば政府は、この固陋の見解を捨てないが故に、却つて我労働生活の發達を素り、變態的行動を助成するやうになりはせぬか。現に昨年九州方面の炭坑に勃發した米暴動の如き、最近勃發した川崎の怠業の如き、却つて社會の安寧、秩序を破るものでないか。更に國際労働會議の代表者の協議員選任方法が違法だからと輿論沸騰してゐるのも亦労働組合が法律上認められてゐない爲めである。政府も茲に思を致して貰はねばならない。

第二章 鑛業労働概観

第五節 鑛業労働の特異

＝千分の一は鑛夫＝ 鑛業の發展に伴ふて當然起るべきは鑛夫の労働問題である。鑛夫の總數は大正三年に於て二十九萬人に過ぎなかつたものが五年度には三十五萬人となり、六年度には四十三萬人に激増し、七年度には五十五萬人を超へてゐる、我人口を五千五百萬人と見て鑛夫は千分の一を占め千人に對する一人の割合だ、單に労働者數が多いばかりでなく、労働状態には種々特有な點が包まれ研究すべき多くの餘地が残されてゐる。然もあまり世間から顧みられてゐないのは鑛山が概ね僻陬の土地にあつて世間に注意を惹くとの機會が尠いのが確かに其一因であらう。現に鑛夫等に見るも五十萬人の半數は九州殊に筑豊方面に蟠居し、残りの半數は北海道や常盤地方に散在してゐるので判る、併し之れでは甚だ遺憾である、鑛業労働は實に火の出るやうな過酷労働で、これが救済は第一に叫ばれねばならぬ。

＝鑛夫に特殊の危険＝ 謂ふまでもなく鑛業労働は地上を距ること遠く、常に燈光を必要とすること及毒瓦斯爆發性の塵埃、濕潤な空氣極度の高熱極度の氣壓の存在するとは悉く地下作業に於ける危険

の原因ならざるはない。鑛夫に對し、俺等が特に労働時間の短縮、賃銀増給の必要を説く所以は、かゝる特種の危険あるためである。尙項目を擧げて鑛業が他の工業労働と異なる點を擧げると

- (一) 作業上の危険率多いこと、
- (二) 作業場の非衛生的なこと到底地上労働の比でないこと、
- (三) 労働時間の過長、
- (四) 鑛夫子弟の教育上の欠陥
- (五) 鑛夫の動移率激甚、
- (六) 娛樂機關皆無であること、
- (七) 鑛主は瞬間的享樂に耽り永久的施設を爲すもの尠いこと、
- (八) 鑛主は鑛業を以て山師的企業と心得、従つて労働者との間に比較的恩情薄き憾あること、
- (九) 鑛夫は工場労働者に比し無智であるもの多いこと、
- (十) 夫婦の共稼をなすもの多く爲めに家庭の破壊となる機會多いこと、

＝不攝生極まる鑛山生活＝ 此等の項目は別に説明を要するまでもない、鑛山内に於ける作業上の危険と、日光を絶対に浴せないための不愉快、不攝生は、到底地上労働者の想像し得られない程の甚だ

しいものだ。尤も作業上の危険の程度は科學の進歩によつて非常に軽減されたに相違ないが、これでも隨時隨所突發する炭坑の瓦斯爆發や出水埋没、又は地層陥落による従業者の死傷は決して寡少でない、就中瓦斯爆發の如きは一度事故勃發せんか、一時に多數の人員を蕩殺するのであるから、其慘暴であること想像に餘ある。更に日光不透射による不攝生は御話にならぬ程で、鑛山労働者の大多數は酸素缺乏してゐるし、濕潤、且高熱で、労働生活が極めて不秩序だから如何に健全な體質でも、大抵は十二指腸蟲に悩まされてゐる。又はこの病毒を保菌せないものは無い位に多い。其他呼吸器病、肺結核、腰穿扶斯等の疾患も決して寡くない、それで死亡年齢も極めて早く、農業労働者が平均六十歳前後まで生活してゐるのに、後者は大抵四十歳近くに多數死亡する有様だ。英國蘇格蘭鑛夫組合長ロバートソン氏は數字を引用して説明を試みて曰く「毎年英國に於て、鑛山に入つて仕るゝもの百萬人、傷を負ふもの數百萬人に及ぶ、平素鑛夫の陋屋に住居せざるを得ないのは鑛主暴逆の罪だ」と憤慨してゐる。

== 苦き經驗を嘗めた == 俺等は斯くの如き虐使労働に對して、鑛主が何程の報酬を與へつゝあるか、又將來鑛主等は此世界的民主思想に順應した施設を、果して好く斷行し得るだらうか、俺等は山間生活が続けてゐるのだから、娛樂機關も亦修養機關も有せない、全く精神生活の上には寂寥を感ぜざるを得ない。工場労働者に比較し、この無形の損失に對する補償は如何なる程度のものだらうか。

== 雷同性に富む日本労働者 ==

鑛夫の心理は、現在の賃銀又は労働時間に對して満足を表して、勞務を勤みつゝあるかは、大なる疑問の存する所であるが、日本の現状では労働者より之が矯正を要求するにはあまりに無智であり、無自覺である。何事も知らず致々として労働を繼續してゐる様、寧ろ憐愍の情禁じ得ない、併し無智や無自覺のものゝ常として、躁急で雷同性に富むてゐることは争へない事實で、一朝この缺陷に油を注ぎ、煽動するものあらば、全く收拾するとの出來ぬ大事を惹起する虞あるは、昨年の九州地方の炭坑騒動に於て、苦き經驗を嘗めてゐる。

== 分配不公平と勞資紛糾 ==

英米の炭坑暴動は、坑夫の無智に基いてゐるのでない、又鑛主の暴利に因せるでもない、然も今日の大事件を惹起せしめつゝある所以のものは、炭坑の國有によつて徹底的分配の不公平を撤廢し、階級觀念を打破せんといふにある、坑夫が自己の勞働力に信頼して労働に應じた分配を要求するにある。時代は斯くの如く進むのである、我労働状態を顧みて、衷心愧怍たらざるを得ない。俺等は必らずしも勞資の紛争を慫慂するものでない、たゞ鑛主等の自覺を促すのみだ、但し頑迷不靈の輔主に對しては、最後の武器に訴ふることも眞に止むを得ない。この時に當つて經緯は進歩の行程である、と謂つて日本人の常として、自忘自棄的の産業破壊は勞資兩者の大損失である。之を矯正して、この労働争議を、未然に防ぐ方法を攻究するのは、最も急務である。俺は茲に炭坑労働生活を赤裸々に曝露して、如

何に我等が身心を勞するとの多く、然も無味單調な生活を續けてゐるかを世人に訴へたい。先づ順序として昨年の炭礦暴動につき筆を染めやう。

第六節 炭礦暴動の回顧

一 破壊的同盟罷業

我國労働者の同盟罷業の増給要求を以て、最初よりの自己の主張であるが如く解するものがあるがソレハ誤りで、之等の行動は精神の發動がない、即ち理想もなく自己の發揮もない、雷同的に外來の刺戟によつて、本能的性質を發現する恰も動物の行動と異らないのだ。大正七年度の米騒動の如き、全く物質上の缺陷から肉體的に豺狼の群に投じたのだ。九州炭礦騒動は、礦夫等が無智であつただけ、其破壊手段が險惡の兆を示したので、一時は人心の動搖甚しかつたのも、殊に其感が深い。

二 礦主への注意條項

この暴動は賃銀値上の要求でもなく、労働時間の短縮でもない、極めて其原因が輕微であつたとは、當時福岡縣礦務署が管内各地礦主に配分した注意事項によつても、畧ぼ察することが出來やう。

- 一、礦業權者、礦山高級幹部と、礦夫との接觸する機會を多くし、兩者間意思の疏隔なきとを期すると。
- 二、物價の騰貴に伴ひ、礦夫の賃銀を増加するは可なるも、同一地方の礦山は、互に他の狀況を參酌し、

成るべく賃銀の大差なき方法を講じ、且新礦夫募集のために、新來礦夫の賃銀が舊來礦夫の夫に比し、却つて多きが如きとなきやう常に公平を期すると。

- 三、礦山直營の物品販賣所に於て、不當の利益を貪るものありとの誤解を避くるため、礦夫に販賣する食料品、其他の價格及數量には、地元及一地方に於ける礦山の振合を參酌し、成るべく自他大差なからしむる事。

- 四、炭礦に於ける檢炭の方法は、正確公平を期するとは勿論、疑惑を避くる爲め、坑夫代表者をして檢炭に立會せしむる制度を設けると。

- 五、炭坑に於ける函廻りの良否は、坑夫の賃銀に影響すると大なるを以て、可及的之が圓滑を期すると。

- 六、療養手當、癱疾扶助料等は必らず實際賃銀により算出すると。

- 七、積立金の現在、及共濟金の支出は、常に之を明かにし、坑夫の要求のある場合は勿論、適當の機會に於て時々之を坑夫に公示すると。

- 八、礦夫に對し日常品を低廉に供給する方法を以て、礦山に市場を設くるは可なるも、常に周密なる監視をなし、市場設立の趣旨に副ふべく、可及的價格の低廉と供給の圓滑を期すると。

この反對の言葉が、即ち暴動眞因と見做すべきものである。五割増給の表看板が無いでも無かつたが、

其の當時には増給要求について、左程重きを置いてゐるやうに思へなかつた。單に暴動を惹起すための、俄か看板の觀があつた。

一 労働条件を無視す

前條項は之を大別すると、

- (一) 労働条件の改善、
- (二) 炭礦設備の整頓、
- (三) 積立金の收支の公表、

等に區別することが出来る、即ち後二者については言葉を盡して、整備すべきを解いてゐるが、肝心の労働条件の改善については、あまりに重きを置いてゐないのに觀てもこの原因は増給要求でなかつたことが證明し得られる。殊にこの暴動によつて起訴された刑事被告人が、公判廷で陳述した言葉に徴するも、其主張が區々で、一つも取とめたものがなく、全く出鱈目であつたと等、一層この間の消息を裏書するではないか。

二 最近の労働争議 然るに最近阪神方面に勃發しつゝある労働争議は、秩序整然たるもので、罷業でも、怠業でも、主義主張がある。それだけ修練されたものである。其修練は物價昂騰による脅威と、官權の無法の壓迫によつて得た賜とも言ひ得る。若し今後炭坑に於て罷業があるとすれば（決して好ましくないが）秩序が整つて來るだらうし、且労働争議の目的は、待遇改善に變つて行くだらうと考へられる。

第三章 鑛夫の生活基準

第七節 納屋制度の性質

二 親分制度の遺習 炭坑地方に限られないが總て鑛業地方には、納屋といふものが存在して、之れが、鑛業主と労働者との楔子を爲してゐる所が多い、納屋とは、労働者の隷屬部所の名稱で、軍隊で「班」と呼び、勇み肌の社會で「組」と稱するのと其名稱に變りはない。而して納屋には納屋頭あり、其下に人練、勘場と唱ふるものが控へてゐる、恰も往古の親方、徒弟間の棟梁、組頭、小頭などあつた變名に過ぎない。納屋制度は封建時代の親分、子分の遺習で、英國の家内工業時代の「ギルト」組織の變形である。

二 所謂親分の權力 親分或は棟梁は、労働階級に於ける一小王國で常に労働者を自己の懐勘定によつて抱擁してゐて、一勢力を張つてゐた。然し其勢力擴張は、産業的膨脹力によつて集合するのでなく、寧ろ戰畧的に、自己の社會的地位の向上のため、繩張りを擴めんとするのであつた、親分は此等の徒弟に對して、警察權も、裁判權も、甚だしいのは生殺與奪の權まであつて、往古の親子關係と異りはない、子は親の私有物たる觀が無いでもなかつたから。今の納屋頭が、労働者に對し、こんな絶對權が勿論ない

のは制度の変遷によつて當然と謂ひ得る。併し或程度までの實權を握つてゐて、随分亂暴な懲戒を加へたこともある。高島炭坑や、三池炭坑などのやうに、明治初年頃には、囚人を坑夫に使つてゐた關係上、納屋頭等は全く没道漢で、殆んど私刑を超越したやうな行爲を敢行したことも度々あつたと聞く、併し労働者の一身上については種々世話を焼き、入坑募集から連れて来て、之を鑛山の鑛夫に仕立て上げるまで、また仕上げてからでも、冠婚とか、葬祭などの時には、相談に與つてやる。炭坑地方に多い瓦斯爆發等で死亡した遺族の生活向やら、就職口やらに嘴を容れてやる、又或は鑛夫の能率を上進せしむるために、休日の如きは自己管下の納屋を巡視して、鑛大間に葛藤の生ぜぬやう飲酒を多くしないやう、賭博をやらぬやう、治安の維持に忙殺されてゐるが、概して今尙相當強い權力を持つてゐる。

二英國のギルトとの相違二 之等の組織から見れば、納屋制度は、親分千分や「ギルト」と左程變りがない様に見へる、併し茲に大に異なる點がある。「ギルト」や親分制度は、其當時に於て一種の組合であつた、此組合によつて放縱な不當不正な競争壓迫が防止された、此組合は、各個人が企業者で、同時に資本主で、労働者である一種の特徴が備つてゐる、納屋制度は一種の組合と見做し得るだらうか。或は各所屬労働者は、企業者で同時に資本主で労働者であらうか。家内工業時代に於てこそ、工業者にさへ此組合を適用されて、毫も不便はなかつたのだ、現今の様に工場組織が「ギルト」や親分制度に代つて起つて來た時代

には、納屋制度を以て組合として説明することが出来ない。一種労働組織の變態的發育を遂げたのである。納屋頭は、鑛主から金を貰つて勤勞を提供すること、一見雇傭關係に立つてゐるやうに解せられるが、決してそうでない、即ち純然たる使用人ではないのだ、納屋頭は一種變態の請負業者で、鑛主に對し對等の地位にある筈だ。平素納屋頭は鑛主より所要の資金を受けて、鑛主の命により労働者を募集に出掛け、連れ歸つた労働者は自己の納屋に入れる。併し、多くの鑛夫を自己の計算によつて抱擁して、鑛主に對し勞務を提供するのならば純然たる請負であるが、事實は之等の鑛夫は、鑛主の計算で賃銀仕拂はれ、納屋頭は其賃銀の幾割かに相當する額を、鑛主から支拂はれるのみだ。そして一面に於ては炭層五尺層何尺に對して何程といふが如く、仕事の出來高によつて、納屋頭が鑛主から受くる報酬額が異つてゐる、變態的請負制度といふは専ら此の點を指すのである。例へば納屋頭が、鑛主から報酬を受くる方法は、大抵鑛夫が一兩の探炭賃銀五十錢ならば其五分、即ち二錢五厘位の割合で、別個に資本主から受くるのである。それで労働者の能率が上れば上る程、納屋頭の収入は増加するのである、納屋頭が労働者を督勵し、或は酷使して労働の効果を多からしめやうとする趣旨も讀めるでないか。

二納屋頭の坑夫か二 茲に於て俺等が怪訝に堪へないのは、之等の鑛夫は、一體鑛山の鑛夫であるか、納屋頭の鑛夫であるかとの疑問である。と同時に、納屋頭は一種獨立の企業と見るべきか、或は鑛山事業

の附屬的延長と認むべきかである。理窟から謂へば、鑛夫は納屋頭の鑛夫で、納屋頭は一種の獨立企業といふ論が立たないともないやうだ。譬ひ鑛夫の賃銀は、鑛夫が鑛主より直接受けるにしても、それは納屋頭を通して支給されるものが、簡捷されたに過ぎないと、解することが出来るから。併し實際に於ては、納屋頭も獨立してゐない、住宅も食料費の補給等も、あらゆる鑛主の恩恵を受けてゐるのであるから、獨立の機能を失つて、殆ど雇傭關係による使用人と異りがない（以前は大抵其會社の坑夫であつたものが多い）、それでは納屋頭が鑛主の願使に甘むる外あるまい。それで昨年の暴動等にも鑛夫等の賃銀値上要求の對象は、納屋頭でなくつて鑛主であつた。納屋頭はたゞ仲介の勞を取つたに過ぎなかつた、尤も田川郡の一炭鑛では値上を要求すると共に、納屋頭の不信任を訴へたこともあつたが、聲が低かつた。

==米國の下受内職制度== 　　こう説き詰めて行くと、納屋制度は恰も米國の「スワブチン下受内職制度」に酷似してゐる。此制度の特質は、(イ)低廉なる賃銀(ロ)長時間の労働(ハ)非衛生なる職場である。そしてこの制度の起つた主なる原因は、疑もなく賃銀労働者の大多數に於て、競争の能力が缺如せると、其能力缺如は主として無智なること、産業的經驗のないこと、及生活標準の低いことにあるのだ、恰も労働者が自己の労働力について無智であるのみならず、賃銀の低廉に甘んじ、自己の労働の効果が納屋頭の私腹のみ肥やす原因となるをも知らないで働らいてゐる憐むべき状態であるのと異ならない。下受内職制度は、小資本主が

労働者の内、組合員たる資格がないものを集め、賃銀を生活標準以下に切り下げ、無制限に労働時間を延長し、且全く衛生的設備を無視することによつて、其經濟的地位を保持してゐるのだ、現在の納屋制度を以て一の獨立せる企業と見るならば、全く下受内職制度と異りないこととなる。併し前述の如く納屋頭は、資本家でもない、労働者でもない、資本家と労働者との中間に介在する宙ブラリの寄生蟲だ。この寄生蟲は、餘程の横着者で、寄生してゐる動物の喉笛に喰いついて離れない、そして膏血を咬り、肉を喰ひ、寄生してゐる生命の親の動物を、月に日に拵せ衰へさせて行く。そして其動物は益々神經的に氣が昂ぶつてくる、納屋頭と労働者との關係は恰度それでないか。

第八節 納屋制度の存廢

==納屋頭の器量一つ== 　　日本人の性向は意氣に感じ易い、一般に没我的性質のものは斯る性癖を有するものだ、それで親分が緊乎した器量を有するものであるなら、自分は裸で親分のために盡すことを辭さない、所謂、氣で仲間を厭し、氣に感じて之に服従する、現今のやうに、労働界の紛議が各所に勃發するのは氣を以て労働者を呑む親分氣象の人物が缺けてゐるからである。納屋頭がこの意味に於て労働者を理解し、同情し、撫育するならば、之が存在は尙意義がある、其納屋に集まる子分は、皆この氣を受け

て没我的行爲の性に化する。併し往々現在の納屋頭は、頭腦が古くて時代を解するものが尠ない、自己は一簾の俠氣を有する如く見へても、社會的に大きな眼から觀れば、全く頑陋者でお話にならぬことが多い。時代は片時も休まない。日一日と進むのである。納屋頭の膝下には、頭の進むだ礦夫も尠くない、彼等はどうしても、氣で、親分の支配を受くることを好まなくなる、裸で親分の爲めに盡す感應性が起らなくなる、其間缺憾が生ずる。これが紛擾の基だ。この制度の起源は積年の遺習であるが、一つは労働能率を彌が上にも増進せしめやうといふ礦主の、自己擁護のために外ならない。併し今日に於て、この制度が何程の効果を與へてゐるかは疑問たらざるを得ない。

二 現在の納屋制度

現在の納屋制度は全く労働者を奴隸の如く見做してゐたから起つたことで、少くとも自由労働と認むるに於ては、この制度の存廢に就いて大に考慮を拂はねばなるまい。少くとも労働者の自由意思を尊重して、其労働し得る時に働らき、其欲せざる時に休養を與ふることが、労働の能率に効果がないならば格別、却つて自由労働が労働者の能率を高め、人格の尊重にもなることの、現代の労働眞理が認めらるゝならば、納屋頭の如き寄生虫の棲息は、資本家にも労働者にも利益を齎さないであらう。

二 納屋制度存置論

先づ茲に納屋制度存置論者の謂ふ長所を列擧すれば

一、納屋頭と礦夫の間柄は、比較的接近する機會多く、且入坑當時より恩情によつて繋がつてゐるから、

親密の程度は、到底資本家と労働者との比でない、だから労働紛議には納屋頭が協調機關となるのだ

二、イザ鎌倉といふ場合には労働者は水火を辭せない體の覺悟を以てゐる

三、従つて出炭を多からしめんとすると、納屋頭を督勵すれば一時的効果が必らずある

四、元來労働者は無智なるもの多く、附和雷同性に富んでゐるから危険が多く、納屋頭の如きものによつて之を統禦せしめるのだ

併し納屋頭と礦夫との親密は、日本人通有の盲目的親愛である、理智によつて縛がつたものではない、無自覺の恩情である、徹底された情誼ではない。礦夫等が修練によつて今少し理性に長け、今少し自覺の域に達したならば、納屋制度には自己の意思を拘束され、強壓されてゐることに、不満を懐くであらうと思はれる。現に多少でも目醒めた労働者は納屋制度に對して口を極めて罵詈してゐたのもあつた。

二 研究すべき其短所

茲に短所として擧ぐべきは

一、昨今の如く礦夫の能率低減の場合には、納屋頭は礦主に對し忠勤を抽する爲めにも、自己の懐勘定からでも礦夫を虐使するの傾あり、労働者の意思は極度に拘束されてゐる

二、礦夫が多少身體の病氣の時にも、納屋頭は人を驅つて労働に服せしめやうとするから、一三日の養生にて快癒される病氣でも、無理する爲めに、徒らに病氣を永引かすこととなる

三、最近は極めて稀なれど、納屋頭が他の納屋頭との勢力争ひの爲めに、意外の喧嘩を惹起すること往々あつた

四、多数を占めて鑛主に對し反抗的態度に出づることもあつた

五、納屋頭は概ね労働者上りで、學識なく、人格なく、人の師表たるべき人物でないもの多く、鑛夫に對してのみ忍従を強ゆる場合がないではない

六、三百人乃至四百人の鑛夫を組下に使役するものは、其収入に於て、遙かに坑長のそれを壓してゐる、従つて豪奢を極め、他の鑛夫の仲間が悪く感染する虞がある

七、贅澤三昧に身を持してゐる、其資金は皆鑛夫仲間の膏血を絞つて得た所謂剩餘價値の蓄積であることを知らないから、鑛夫に對してもあまりに同情がない

其短所は其長所を補ふに足りないと思ふ。最近労働問題の聲浪々高く、労働不安の状態が日増に險惡となつて行く時代には、早晚労働組合の必要に迫られるであらう、そうなると納屋制度の如き労働組合に似而非なる舊制度は、存在の餘地がなからうと思はれる。

第九節 納屋廢止の好範例

一 納屋に代るべき制度

長崎港外の高島炭鑛では、二十年前に於て既に同制度を斷然撤廢して、其代りに團長、組長の制度の新例を設けて、今日に及んでゐるが、労働者間の氣受けも好く、労働者の統禦に面倒が起らないで好いとのである。納屋に代るべき制度とは次の如きものだ。



炭鑛の意思は、團長より組長へ、組長より組下鑛夫への順序によつて傳はるのであるが、組下鑛夫の意思は組長、團長等から炭鑛に發表する場合もあり、又其他に鑛夫の間に總代を設け、其總代が直接炭鑛に對して鑛夫の代表機關となる場合もある。組下労働者の意思が、時に團長、組長の專横によつて、抹消される虞があるから、特に此の點に注意したのであらう。納屋頭が其間に介在しないのであるから、鑛夫は鑛主と

の雇傭契約による使用人たることに、疑を挟む餘地もない。

二高島炭坑の試み二 鑛夫の募集も、其他の世話焼きも、鑛主が事務員を介して直接に面倒を見るやるのであるから、鑛主との親密の度合は、稍前の制度より濃密だとの事である。高島炭坑の鑛夫に聞くに納屋頭のある炭坑のやうに、労働者の意思を拘束されないで、自由に働けるだけが最も愉快だと謂つてゐた。他山の石とすべきである。

第十節 穢苦しい金殿玉樓

二狭くとも我居城二 人生の眞の快樂の淵源であるべき家庭の團樂は、鑛夫等が労働時間の過長によつて遺憾なく破壊されてゐる上に、作業から歸つてヤレ／＼「狭くともわが居城」と身を横へてこれから不快の蓄積を紛らさうと思つても、今日のこの見棄らしい居城は餘りに情けない。目下三池、豊國、高島、貝島等の大炭坑は、既に老朽長屋に換へて、多少衛生と經濟との設計に基いて、長屋を建て、採光から、風通等も考へ、内には上下水道の設備もして、三池などは從來六疊一間の平屋建であつたのをこんどは六疊及び三疊乃至四疊半位の二階建に換へて、勤続者には、其住宅を無料に貸與して、多年の勤勞に酬ゆるのだそうである。こんなのは極めて稀で、大抵の長屋は、六疊乃至八疊一間を與へられる限り、其れも極

めて御粗末のもので、天井は低く、壁は落ちて、穢い疊で、疊の中味が厚い所と薄い所とあり、疊が波の恰好してゐて、泳げそうなのはあまり氣が利かない。

二宛然山中の賊二 一般に一棟の戸数が多過ぎる、現在では大抵一棟に七戸乃至十戸あつて、便所が各棟端に位してゐるから、夜間殊に雨天などには、小兒は勿論、大人でも便所まで出掛けるのは臆助で、窓からジャア／＼と放尿したり、小兒の尿尿を下水に流すやうのことがあるから不潔で堪へられぬ。そしてこの割當てられた八疊か六疊の波の上が、我等の唯一の慰安所であり、寢所であり、炊事場であり、應接室であり、小兒の復習室である。尤もこれ等は、まだ上等の部類に屬するもので、甚だしいのになると、木の端や藁の屑で葺いた、風流に聞ゆるがあまり風流でない、恰も山賊の巢窟其まゝの家もある。こんな住宅を與へながら、やれ能率増進だの、やれ贅澤に流れる處があると、小言を聞くのは眞に片腹痛い。茲に面白い挿話がある。

二お醫者の失敗二 一日或醫者が、鑛夫の家を見舞つてくれた、其醫者は強度の近視眼の持主であつた。家人はそれを知らない。早速醫者が病人の手の脈をとつて、切りに考へ込むで御座る、傍にゐる家人が『先生病人は其隣の方です』と注意したので初めて醫者は、病人を間違へてゐることが判つた。先生眞赫になつて、素早く其手を離して曰く『成程道理で平脈だから可笑しいと思つた』といふ。話はそれだ

けだが、これは何を意味するか。鑛夫は日の眼拜ますだから、顔色蒼白で、何れが病人だか近視眼の先生には一寸鑑別し難いので、こんな滑稽もあり得るのだ、決して笑ひ事でない、眞面目にこの事實を考へると、一種の皮肉でソコに涙の湧き出るやうな思ひがするではないか、こんな住宅に慰安を求め、休養を得、そして風紀を紊さざらんとする、木に椽つて魚を求むるより尙難い。

二鑛山の住宅問題

先頃鑛山衛生會議で、住宅問題は『列屋式とし、各棟は脊中合せとし、表の方には物干場を作り、裏の方は植樹、盆栽を樂しむ餘地を與へ、室は六疊二間か、又は六疊と四疊半(或は三疊)となすか、何れにしても二間を與へる必要がある、そして一室は他室に至るの通路とならないやうに、室の配置を鍵なりとし、病人ある時、又は兒女の多數ある場合の不便を除去することとする。更に板間を附して、炊事其他に充分の餘裕あらしむることにすといふ』案の如きは稍進んだ設計の方法である。

昨今鑛業界が異常の發展を遂げて、それと同時に鑛夫の争奪が熾むに行はれたが、一面其足止め策として住宅改善の問題が相當喧しくなつて來た、動機は何れにしても住宅が改善さるゝとは喜ばしい現象だ。鑛夫の移動率の多いのはやはり従來の住宅が汚穢で家には何の未練も愛着も起らないのも其一因に相違ない。この不快な家庭によつて慰安を得られないものは、多少懐に金が溜つてくると、つひ飛び廻つて安あがりの紅燈綠酒に身を没して見たくもなる、家庭の波瀾が堪へないのもその爲めだ。春秋の筆法で謂ふと鑛夫

の家庭の破壊の罪は鑛主にありと謂ひ得やう。斯くて鑛夫は自覺を得るに及び富の力に對する反感を助成せられるのである。

第十一節 學說と現實の齟齬

二舊套工業家の労働觀

各國労働界の思潮は昨今漸く高調に達し、孰れの國家でも民本主義の社會政策を行はないと國內生活を威嚇される處があり、各國識者の苦心察すべきものがある、斯る時期に際して、國際的に労働者の待遇につき考慮を拂つて置かないと他日曠躋の悔を貽すことがある。我國の如く労働の低廉な生産品は假令一時的に國際上有利の地位に立ち得ても將來永久に亘つては労働能率の減退となり、遂に國際市場より驅逐さるゝ結果となるのだ。然るに舊套の工業家は生産の價格決定を何によるかと言へば(第一)材料費(第二)工費(第三)維持費を數へて生産能力の功程など生産價格の標準に加へない、前三者は正比例的に生産價格に影響するが、後者は逆比例的に生産價格を左右することを知らないのだ、前者が増せばそれだけ物が高くなるが、此場合之を安く出來上らせるには能率を増進せしむるに如くはない、能率を増進せしめやうとすると賃銀を適度に増して労働者に休養を與ふるにあるが、我國は未だ奴隷労働の域を脱しないので、賃銀の安いのが日本の生産の特長とされてゐる位だから、生産能力の上らざる

敢て怪しむに足らぬ。彼等は強辯して曰く我國獨特の強味は労働賃銀低廉なるを以て其高き労働に苦んである。歐米の工業に當らば、敢て悲觀の要はないと解く。愚論も甚だしい。果してそうであるなら國家の産業政策は、労働を可及的低廉ならしむるにあらうか、能率を如何しやうとするか。俺の觀る處では米國の恐れるのは資本の大なる爲めではない、労働力の巨大で能率の高いためだ。若し賃銀の低いのを傲るなら支那人及朝鮮人は更に大なる強味を有する筈ではないか。

二この矛盾を一掃せよ

不幸にして我産業界では戦時中に労働能率騰したのに労働能率減退の現象を示して、鑛主が入坑獎勵金、特別賞與金等を給與すればするに従つて能率悪化するといふ、其事實は慥かに認めぬ譯に行かぬ。この事實は識者の思索に困惑を生ぜしめた。能率を進めんとすれば、賃銀を上ぐるにありとの説を固執せんとするには先づ此の矛盾を一掃することが緊切である。

第十二節 賃銀上つて能率下つた

二一人當出炭高對比

我輩は茲に事實の真相を明瞭ならしむべく、九州方面十大炭鑛に於ける

總鑛夫(坑夫にあらず)一人當一ヶ月平均出炭高につき、大正七年十二月と大正二年十二月を對比して見る(單位噸)

| | 二年十二月 | 七年十二月 | 減少割合 |
|------|-------|-------|------|
| 大之浦 | 一三、六 | 一〇、九 | 二割四 |
| 三井田川 | 八、四 | 六、一 | 三、七 |
| 峯地 | 一三、五 | 七、一 | 九、二 |
| 忠隈 | 一二、八 | 五、六 | 一二、八 |
| 新入 | 九、九 | 七、九 | 二、五 |
| 明治 | 一四、九 | 一三、五 | 一、〇 |
| 金田 | 一一、四 | 六、七 | 七、〇 |
| 豊岡 | 一八、四 | 一四、一 | 三、〇 |
| 目尾 | 一六、二 | 一〇、三 | 五、七 |
| 三井山野 | 一三、〇 | 九、〇 | 四、四 |
| 平均 | 一三、二 | 九、一 | 四、四 |

即ち二年十二月に於ては三井田川、新入を除いて一ヶ月の出炭高が十噸を降れるものないのに、七年十二月に至つては豊國、明治、大之浦、目尾を除いて何れも十噸以下に降り、忠隈坑の如きは五噸五分に減少してゐる。又出炭量の減少割合を觀るに忠隈坑の十二割八分を最高に明治坑の一割に至つて止むでゐる。之れ反面には切羽の難易、切羽と坑口との距離の遠近等によつて、鵠な比較は稍困難であるが、如何に能率が一般に低下したかと云ふ概念を捉ふことが出来やう。

二 勞銀騰貴對比

通りである。(單位錢)

更に勞銀の騰貴を知る爲めに、大正七年中と大正二年中とを比較すると、次の

| 坑内 | 二年 | | 七年 | | 騰貴率 | |
|-----|----|----|------|------|------|------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 |
| 採炭夫 | 八三 | 六八 | 一、八四 | — | 一二割一 | — |
| 支柱夫 | 七〇 | 五一 | 一、三五 | — | 九、二 | — |
| 後山 | 六二 | 五四 | 一、七五 | 一、五六 | 一八、二 | 一八、〇 |
| 運搬夫 | 五五 | 二九 | 一、一八 | 五三 | 一一、四 | 八、二 |
| 工作夫 | 六四 | — | 一、二三 | — | 九、二 | — |
| 機械夫 | 五八 | 三二 | 一、〇二 | — | 七、五 | — |
| 雜夫 | 四八 | 三六 | 九四 | 六八 | 九、五 | 八、八 |
| 坑外 | 二年 | | 七年 | | 騰貴率 | |
| 選炭夫 | 四五 | 二九 | 八一 | 六二 | 八割〇 | 一一割三 |
| 運搬夫 | 五〇 | 三六 | 八〇 | 五八 | 六、〇 | 六、一 |
| 工作夫 | 六三 | 二三 | 九八 | 七一 | 五、五 | 二〇、九 |
| 機械夫 | 五八 | 三〇 | 一、一〇 | 五八 | 八、九 | 九、三 |
| 雜夫 | 四四 | 二九 | 八四 | 五九 | 九、〇 | 一〇、三 |

平均

九、五 一一、六

勞銀の昂騰率は女子の部に於て工作二十割九分が最高で、運搬夫六割一分が最低、平均十一割六分である。男子の部では後山十八割二分、採炭夫十二割一分と比較的高い、其他は十割以下の昂騰率に過ぎない序ながら此の表によれば男子の昂騰率は女子の昂騰率に及ばない、これは女子労働者の拂低が其極に達して、凡ゆる手段を以て此れが吸収に努力したことを證する。男子の部では採炭夫が昂騰率の多いのはやはり女子のそれと同じ理由で、最も過度の労働と見做されてゐるから、募集に非常の困難を伴ふもので、一人の採炭夫を募集するのに大抵平均五十圓を費したと云ふのは全く虚構でもなからう。

二 勞銀の高低と能率

何れにするも、この事實より觀れば、「勞銀を高く拂ふては却つて労働者を憫情ならしめて、生産力を減ずる」と謂つたアーサー・ヤングの説、或は「豊年に於ては食料品の價廉い

ため労働者の生産力乏しい」と觀破した、ベテリの説を裏書したやうにも解釋される。これでは「労働の價値は常に同じで、労働賃銀が高ければ能率又高い」と千古の格言と信じてゐた、アダム・スミスの經濟原理は疑義を挟むべき餘地が生じて來た、之れ由々敷大問題である。我工業界は未だ自由労働に進まず、尙ほ奴隸労働状態に沈淪してゐるのであらうか。或は我産業組織に大なる缺陷あり之を除去するに於ては能率亦回復すべく、勞銀と能率とが反比例する如きは労働界の一過程と見るべきであらうか。研究の主題が吾

人の眼前に投げられた。

第十三節 諸率減退した真因

==能率減退の理由== 能率の減退した理由は種々あるであらうが、次の如く一時的理由と永久的理由に大別すると解り易い。

一時的理由としては、

- 一 労働者の移轉が激しく幽霊礦夫が多いこと、
 - 二 礦業界活躍のために狸掘礦主が多くなり、熟練職工は多くこの方面に引抜かれたこと、
 - 三 不熟練労働者多くなり、一ヶ月乃至二ヶ月は全く能率が半人前なること、
 - 四 礦主は労働者急需の関係より、不熟練労働者と雖も比較的高い賃金を支拂ひ、却つて舊來の労働者との均衡を破ること往々ある、ために舊來の労働者の感情を害して、働きの手を鈍らすことが多い、
 - 五 懐が温まるに従つて過激労働を厭ひ、易きに附かんとする傾向も見へる、
 - 六 酒色に耽り花柳病に罹り、或は亂醉して事故を起すことが多い、
- 永久的理由としては、

- 一 賃銀が過廉なること、
 - 二 労働時間が過長なること、
 - 三 労働者の自覺が不徹底なること、
- の三項目を擧げることが出来やう、

==一時的理由== 先づ一時的理由から説明して見る。

一 労働者の移動率が激甚なれば其能率が阻害されるのは見易い道理である、殊に之等の礦夫は退坑の場合に届出を怠るもの多く、後は野となれ主義を發揮する、そこで帳簿の整理が附かないで其儘になつてゐるのが随分ある、名づけて幽霊礦夫といふ。帳簿面の幽霊どのが働かないのは不思議はない。筑豊に於ける某大炭坑の七年十月現在の移動率は次の如くで之を大正五年と六年との相當月につき比較して見る。(單位人)

| | 七年十月 | 六年十月 | 五年十月 |
|-------|--------|--------|--------|
| 前月末人員 | 九、七三八人 | 九、一六七人 | 七、〇〇四人 |
| 増 | 一、一九二 | 一、四一〇 | 八二八 |
| 減 | 九三九 | 一、〇九九 | 五八一 |
| 差引残員 | 九、九九一 | 九、四七八 | 七、二五一 |
| 移動率 | 二割一八 | 二割七二 | 二割〇一 |

礦夫の生活基準

七年九月末現在人員は九千七百三十八人、それが出入總數は二千百三十一人となる、これは僅かに一ヶ月でこの勘定であるから、之を十二ヶ月掛けると二万五千五百七十二人の移動者を出す譯で、大概四ヶ月乃至五ヶ月足らずで全部の人員が入れ換ることとなるのだ。如何に炭礦地方には渡り者が多いとて、之れはまた驚くべき數字ではないか。これを五六年の相當月と比較對照して見ると、五年十月に七千二百五十一人なりしもの、六年十月には九千四百七十八人となり、七年十月には九千九百九十一人と増加してゐるが、其礦夫の移動率も亦甚だしくなつてゐる。六年十月の二割七分といふは最高の方で、七年十月の二割一分が之れに次ぎ、五年十月に比較して尙一分七厘の高位にある。十月末は既に正月を控へることゝして、労働者の移動が少いのを例とするのに、尙此の多數の比率を示してゐるのは、如何にも労働者の無節操を現はすものに相違ない。

二 礦業界活躍によつて新礦主が小企模で事業を收めても引合ふことゝなり小事業家の濫興を促す。之等の礦主は熟練労働者を恐ろしい高い賃銀を支拂つて大礦坑から誘惑してくること多いが、之等熟練労働者として新礦では勝手が違ふし、機械の設置が不充分であるから、とても前坑當時の如く能率が擧がらう道理がない。

三 引抜かれた大礦坑では、やはり労働者不足のために之を他の農業労働者其他から循環的に誘引して來る、福岡縣で炭坑地方に添ふてゐる農村では毎年二萬五千人程づゝ農業労働者が減退して行くから農村衰退となるので之が補充にまた他縣から農夫の輸入を企てゝゐる。こんな風にして連れ來つて新米の礦夫は大抵一ヶ月乃至二ヶ月は全く半人前しか働けない、それで一人前の賃銀を貰つてゐる。農夫の礦夫になつたものは比較的上乗の方で、質朴、寡言で評判よいが、渡り者には礦主も手古摺つてゐる、之等は何時まで經つても半人前しか働かないので化の皮が現れて來ると又飛び出す、旅から旅へ萍のやうに漂泊して行くのだ、彼等の仲間では「煙突を目標に歩けば喰いはぐれがない」との標語を信賴してゐる、この種労働に能率を云爲するのにも無意味な話だ。而しこんな人種は労働者の内のほんの一部分である。

四 は労働者が不足であると労働者の爭奪が行はれ、勢ひ高い賃銀を支拂はねば労働力を充す譯に行かない。それも知らず識らず新米の礦夫が優遇され舊來の坑夫が比較的冷遇されるやうな結果に陥る殊に一つの團體労働警へば跡間ちまひであるとか、一つの切羽を二組乃至四組の礦夫で仕事をする場合に一人の不熟練者が居ると、そのために他の總ての熟練労働者が仕事の調子外れとなつて却つて邪魔となり、總ての労働力が畏縮することがあり勝である。そうすると他の總ての労働者は心中穏でない、賃銀の不満と仕事の振分けの不平とは勃發して喧嘩となり或は退坑となる。

五 は別に説明するまでもなく人間の通有性である、これを礦夫にのみ責むるは酷で、財政が如意となると働きが一時的鈍くなることは又止むを得ない。瞬間的享樂主義の礦夫間に殊にそうであらう。唯茲に見逃すことの出来ないことがある、ソレハ若し多少の餘裕が生じてくると、必らず女房を欠勤させることである、曩に女子の賃銀騰貴率の大であつたのも此間の消息を語るもので先づ弱い女房に樂をさせてといふのが人情である、温い血が通つてゐる證據だ。

六 宵越の金を使はない江戸ツ子氣質は幾分炭坑地方にも感染してゐると見へ、金廻りが好くなると不善をなすもので、花柳病の罹病者数が戦前まで百分の六内外であつたものが、昨年には百分の廿六に激増したのだから堪らぬ。更に休日明けに事故の多いのは、洋の東西に論なく同一と見へ、米國某炭坑地方でもやはり月曜日は一般に事故が多いとの事だ。

この一時的の原因は能率減退に何程の割合で作用してゐるのか不明である、少なからぬ割合をなしてゐることと思ふ、これだけではあまりに抽象的で數字に表はすとの出来ないのを遺憾とする。

二 永久的原因二 次に能率減退の永久的原因は前者の殘部を占め以て今日の此難の標目となつてゐるのであるが、永久的原因については稍詳論を必要とするから別項に述べる。

第十四節 過廉な労働賃銀

二 能率の根本的要件二

労働能率の根本的要件は(一)營業の十分なること(二)労働時間の適度なることとの二つより外ない。然るに資本家は一般に労働を以て機械的動作と見做し、労働時間の延長賃銀の低廉が何れも生産力及収益力を増大せしむるものと過信して、労働者を極度に虐使せんとする傾向がある、特に我國に於て甚だしく、今日我労働者の一般歐米人に比し能率の低き理由の重なるもの實に茲に存するのだ。故に能率の増進を圖らんとするには、先づ労働者の生活程度を高めるために賃銀を十分ならしめると共に労働時間を短縮して休養時間を延長するの兩政策を並用する必要があると信ずる。

二 賃銀昂騰は世界的現象二

我國の賃銀は過去五ヶ年間に於て相當上騰した、而しこれを以て、労働者が十分の營養を得、心身共に疲勞を回復し得るであらうか。不熟練労働の賃銀は一般に最低生活費によつて評價されるのを普通とする。併し礦業労働の如く危険と陰鬱に閉されて、労働者にはこの危険に對し相當の報酬を加味されなければならぬのに、現在の賃銀にはあまりに低きに失してゐないか、礦主は口を開けば賃銀は昂騰せりと謂ふ、如何にも賃銀は昂らないのではない、而し昂つたのは世界共通の現象で其口實は決して礦業地方のみに受けるべきものでない。茲に謂ふのは危険と陰鬱の對價があまりに低廉

なるを責むるのだ。

二各種労働賃銀比較二

試みに福岡縣筑豊地方に於ける大炭礦の最高一日收得金は採炭夫にて一圓六十二錢三厘、入坑賞與金二十五錢、特別賞與金五十五錢、合計二圓四十二錢なのだ、而しコハ最高のもので、最低は採炭夫にて一圓二十錢のものもあれば、平均一圓八十錢見當である、之を他の賃銀と比較して見ると七年十月現在の福岡縣下二十九警察管内の調査賃金の平均額は次の如し。(單位錢)

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|------|-----|
| 大工 | 一四四 | 左官 | 一四四 | 石工 | 一五九 |
| 木挽 | 一五三 | 瓦職 | 一一七 | 煉瓦職 | 一四四 |
| 墨職 | 一三四 | 表具師 | 一三四 | 桶工 | 一七二 |
| 鍛冶 | 一四九 | 鑄物師 | 一五二 | 彫刻師 | 一四四 |
| 金銀細工 | 一四六 | 染物 | 一一六 | 塗師 | 一三五 |
| 活版 | 一一〇 | 農作 | 一〇一 | 製糸 | 一一二 |
| 漁夫 | 一三七 | 仲仕 | 一四四 | 和服裁縫 | 一〇九 |
| 洋服裁縫 | 一一一 | 庭師 | 一五八 | ペンキ職 | 一六〇 |
| 料理人 | 一三二 | 屋根葺 | 一五四 | 荷車挽 | 一六八 |
| 馬車挽 | 三一二 | 日傭男 | 九九 | 同女 | 六三 |

馬車挽が最高三圓十二錢であるから、坑夫の賃銀より遙かに多い、九州地方で一圓八十錢は決して高い相場でない。尤も炭坑労働者たる御蔭にはそれ以外に住宅を提供され、呉服及日用品は皆原價で販賣され

米は二十四五錢で得られるので、此等を換算すると二圓を超過すること勿論であるが、併し生命を賭けての労働としては其評價のあまりに低いのを歎ぜざるを得ない。作業が既に危険であつて労働は過激である欠勤数の多いのは當然であらう、出勤日数は一ヶ月平均十五日乃至十六日を以て普通とする、故に一ヶ月平均賃銀から見れば四十圓乃至六十圓位で、礦夫の賃銀は極めて低いものとなつて、却つて地方労働より劣る結果となる。

二物價も共に騰貴した二

更に茲に注意すべきは、賃銀と物價との關係如何である、賃銀は前表によつて戦前より十一割六分の昂騰を告げた、然し一面に於て物價が之につれて昂騰してゐたらどうなるであらう。貨幣の購買力はそれだけ減じてゐるのであるから、結局賃銀は昂らない以前と同一の結果となるではないか。七年十二月日本銀行の調査によれば、全國の物價は過去四ヶ年間に於て、十一割六分三厘の騰貴を告げた、物價の騰貴は謂ふまでもなく、貨幣價値が下落したことを意味するのだから、我貨幣の價値は四ヶ年間に十一割六分三厘を減じ一圓の貨幣は四年前の四十六錢二厘と其購買力が等しくなる。一面から云へば、現在百圓の収入ならば、四年前の四十六圓二十錢に減ぜられたと同じ結果となるのだ。この理窟を押して行くと何が賃銀が上つたのか、賃銀は少しも上つてゐないでないか。たゞ名目上の賃銀が上つたに過ぎぬでないか。

＝人間らしい生活＝ 賃銀は素より適當の限度があるに相違ない、現在の賃銀は到底尙其限度に達してゐない、其限度は社會生活の内容と労働者の社會的境遇とによつて、變らねばならない。日本の社會生活は勞賃を増して、労働者の生活に能率を増進せしめる程の準備も考慮も拂はれてゐない。労働者が得た金で身を飾り、腹を膨らせ、そして僅かな酒と女の慾を充たすれば、遂に消費されてしまふ。賃銀が昂つたために能率が下つたのは事實であるが、従前は既に働らき過ぎてゐたので、人間らしい生活をしてゐなかつたのが、漸く名目上の賃銀でも上ると多少の心の寛が出て、能率が一時的退歩する、また恕すべきではないか。

第十五節 牛の^{よだれ}涎式労働時間

＝十二時間二番交替制＝ 鑛業界では概して、十二時間二番交替制を實施してゐる、十時間二番交替をとつてゐるものもあるが、これは極めて少ない、降坑時間(就業時間)は晝勤と夜勤に分れ、晝勤は大抵、午前四時又は五時より、午後四時又は五時を區劃として昇坑し、夜勤のものと交替する、夜勤のものは午後四時又は五時より、翌日午前四時又は五時となつゐる。併し五時に降坑せんとするには鑛夫は皆四時頃までに坑口に集つて安全燈の配付、出勤簿の捺印等の降坑準備をせねばならぬ、堅坑ならば昇降機

で、横坑ならば徒歩又は軌道車で切羽まで運ばるのであるが、それが又た小一時間費される、それから愈々終業となつて昇坑せんとするには、又軌道車ならば、小三十分も待つて坑口に出るのであるがこんな準備行爲のために労働時間は十二時間でも、始業から終業まで十四時間乃至十四時間半が徒費される残る時間は食時間と寢る時間で、一日を通して緩くり書物處か新聞雜誌も讀む暇がない。鑛夫の向上、鑛夫の自覺を要求するならば先づ時間を與へよといふのが俺等共通の叫喚である。

＝實際働くのは五六時間＝ 而もこの就業時間の十二時間が最も有爲に坑内に於て消費されてゐるのならば尙恕すべきだが、決して働いてゐない、又働けるものでない。掛値のないところ、正味労働時間は五時間乃至六時間で其他は喫煙に談笑に函待に冗費されることが多い。この牛の涎式労働時間は必ずしも炭坑労働にのみ限らないので、日本一般の共通的疾患であらうが、鑛業労働のやうに最も過激な、非衛生的な作業では、労働時間の短縮は、最も痛切に俺等の頭腦を刺しつゝある、今回講和會議では八時間労働制實施に議論の花を咲かせてゐる。平易労働に於て然り、況むや炭坑労働に於ておやである。然るに普通の場合企業の利得は労働時間に正比例するもので、鑛主はいふまでもなく労働時間を引延ばして生産額の増加を計るのは、利益本位の資本家の當然の政策である、且労働者側から見れば収入が眼前に増す喜びは時間の延長によつて、遙かに多くの身體上の損失に對する虞など眼中に置かない癖がある。無智の結

果である。かゝる場合に労働者の疲勞を考慮し、随つて生ずべき賃銀の效果などを斟酌し、以て労働時間の短縮もしやう、或は徹夜業を禁止しやうと考ふる鑛主は全く絶無と謂つて好い。同時に賃銀を浪費せしめて、貯金し明日の労働能率の増進を計る労働者の少いのは鴻嘆の至りだ。

二時間短縮と出炭高二 然し時代の進運は之を阻止することが出来ない。労働の最高限度を發見するには、労働時間の斷じて長かるべからざるを高唱するやうになつた。

我炭鑛界に於ても労働時間は著しく短縮するやうになつた。それで出炭高は多少減退したけれども、決して時間が短縮された比例に於て減退してゐない所から見ると、今迄の労働時間はだらりと永くて、統一なく労働の效果に左程の影響がなかつたことを示してゐるのだ。之を以て鑛主が直ちに鑛夫の能率を云爲するのは誤謬である。某炭坑の鑛夫の労働時間の推移を見ると。

| | 六年二月 | 六年六月 | 七年四月 |
|------|------|------|------|
| 六時間 | — | — | 三一 |
| 七時間 | 二九 | 三九 | 四〇 |
| 八時間 | 六一 | 三九 | 一八〇 |
| 九時間 | 一五一 | 一〇〇 | 三〇六 |
| 十時間 | 一六七 | 二二三 | 二五〇 |
| 十一時間 | 三三一 | 三一四 | 一四五 |

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 十二時間 | 二三七 | 二三〇 | 四八 |
| 十三時間 | 四三 | 四八 | — |
| 十四時間 | — | 七 | — |
| 合計 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |

六年二月には千分率で十一時間三百三十一、六月には十一時間三百十四の最高を示してゐるが、七年四月には實に九時間最も多く三百六を示し十時間二百五十、十三時間以上の労働するものは皆無となつてゐる、如何に労働時間が自然の調節によつて短縮されつゝあるかを窺知することが出来やう。尤も炭鑛労働の賃銀支拂方法は前述のやうに時間制によらないで請負制によつてゐるのだから、労働時間の短縮は左程重きをなさない筈であるが、短縮の程度があまりに著大であつたから世人の注意を喚起したのであらう。

第十六節 八時間制の實施

二我國最初の八時間制

労働時間は何時間を以て労働能率の最高限度を發揮することとなるのかについては八時間制に傾いてゐること世界の趨勢であるが、幼稚なる我國産業界に於てはまだ同制の採用さるゝもの尠なく最近阪神地方の工場労働に於て、八時間制採用が著しく喧傳されてゐるが、微々たるものである、最近の外電は華盛頓の労働委員會にて我國が除外國扱にされ一日九時間原則を承認されたと

傳へてゐるが如何にも屈辱で早晚八時間制に改めねばならぬ。今我國で同制實施の嚆矢である三池炭坑につき其實績を質すに實施後日尙淺く確證を得ないが次の如く効果の見るべきものがある。

三池炭坑の成績

同坑の内、勝立、大浦二坑は昨年七月及九月に十二時間二番交替より八時間制二番交替に更改したものであるから本年一月と昨年一月と對照して其一斑を窺ふこととする。

| 入坑歩合 | 八時間制 (八年一月) | | 十二時間制 (七年一月) | |
|--------------|----------------|-------|-----------------|------|
| | 六割〇 | 三四噸三 | 五割〇 | 二七噸三 |
| 探炭夫一人當一ヶ月出炭量 | 一七七〇五 | 一五九九五 | | |
| 一ヶ月平均出勤日數 | 二噸〇一 | 一噸八二 | | |
| 探炭夫一人當一日出炭量 | | | | |

入坑歩合は七年一月に五割より八年一月に六割に増加してゐる、従つて一ヶ月平均出勤日數も増加する譯で、昨年十五日九分五厘のものが本年は十七日強即ち約一日の精勵である。更に探炭夫一人當の一ヶ月出炭高は昨年二十七噸三分なりしものが本年は三十四噸三分の増加を示してゐることは異常の好成績と見なければならぬ。従つて探炭夫一人當一日出炭高は昨年の一噸八分一厘より二噸〇一厘に増してゐる理由も前者より推して首肯されやう。

而して前表から次の如き興味ある數字を抽出することが出来る。

| 一箇月一人當労働時間總數 | 八時間制 (八年一月) | | 九時間制 (七年一月) | | 兩者の差 (△は減) |
|--------------|----------------|-------|----------------|------|---------------|
| | 一三六時 | 一八〇時 | 噸二五一 | 噸一五一 | |
| 一時間出炭力百分率 | 一六六、二 | 一〇〇、〇 | 六六、二 | | |

一ヶ月一人當労働時間の總數量は昨年百八十時間であつたもの、本年は百三十六時間となつて、四十四時間の減少である。反對に出炭量は〇噸一分五厘一毛より二分五厘一毛と一分の増加で之を百分率で示すと、昨年の一時間出炭力百に對して本年は百六十六となつて六十六パーセント増してゐる。この成績は何日まで繼續するか、或は制度改廢當時の一時的現象であるかも知れぬ。而し前述した能率遞減の諸種の原因が錯綜して時間短縮に能率減退を云爲されてゐるに拘らず、三池炭坑のみ敢然として八時間制三番交替を實行し、労働能率上に一記録を擧げてゐるのは如何にも固陋な工業家に對する一種の皮肉でなければならぬ。

最初は不平今は感謝

三池炭坑の説明によると、八時間制實施は礦夫間に大分反對の聲があつて最も惱まされたのは労働時間を八時間で切上げられると函廻りが少くなる、即ち十二時間當時より八分の十二だけ函廻りが多くせなければ十二時間當時と同數の函廻りとならない、これが炭坑の方で緩和し

得られる見込があるかといふ、至極最もな反対意見があつた。それには炭坑の方で充分の自信があるといふので萬難を排して同制を布ひた、以來一ヶ年昨今は労働状態が穩當で、礦夫は却つて感謝してゐる状態である。函廻の増加は厄介なもので、坑内のみ函數を多くしても何にもならぬ、坑道を完全し、延ひて坑外の運炭鐵道も之に副ふやうにせねばならぬ。三池坑は此點に於て坑外には私設鐵道を有し、他の制肘を受けず、掘つた石炭は、ツイ手近の三池灣へ送り、同灣から船便でドシム支那方面へ捌け行く。この鐵道あり、この港灣を有して初めて八時間制を完全に實施し得られたのだ。

二時間浪費の減少

斯く時間短縮して労働能率が減退しない理由は何處にあるか、十二時間から

八時間制に改めて尙其出炭量が同一の場合でも八時間制の方が十二時間制より一時間當能率二十四分の一づゝ勝れてゐる勘定である。然も事實に於て此の兩者の距離がモット大であることは之れ明かに労働時間短縮の効果でないか。短縮された四時間の労働時間は決して作業時間を奪ふものでない、却つて徒費される時間を節約されたばかりだ。換言すれば礦夫が熱氣と瓦斯と塵埃とに飽滿しゐる坑内で労働繼續の長いために疲勞して休養する間でも盤石墜落の危険と運炭軌道の軋音とに絶へず視神經と聽神經とを消耗することが夥しい、これが四時間減少されるによつて無意味の消費が節減される譯である。アツベ氏の言葉を借りて曰へば機械の「白轉」に比して勞力の「白働」が利得されるもので、礦業界には労働時間の短縮は休

息時間の延長又は「白働」にて消費される勞力の節約等より得る利得が、労働速度を頻繫ならしめるため、消費する勞力よりも大なることを證するものである。

第十七節 八時間制の長短

八時間制は絶対に日本の労働界に適應してゐるかとの間に對して無條件で然りと答へ得るか。

八時間は歐米國労働者の體質及智識程度より割出して最を適應してゐるかも知れない、といつて我國にも八時間制が其儘移植し得るだらうか、茲に同制の長短兩面を掲げて見る。

二八時間制の長所

として認むべきは、

- 一 礦夫の健康状態を回復し得ること、
- 二 入坑歩合を多からしめること、
- 三 切羽の利用を多からしめること、
- 四 時間の餘裕により休養時間を多からしむること及此時間を精神修養に當てられること、

(一) 礦夫の健康状態の回復は性急には望まれないが、漸次改善されることは生理上當然のことと今更説明を要しない、即ち労働時間が長ければ前日の疲勞がまだ充分癒へてゐないのに、又新しい疲勞が更に加

はるから其疲勞の蓄積は他日病氣となり能率の減退となる基である。

(二)入坑歩合の増加することは別表の通りで、五割より六割に増加してゐるのを觀ても分る、時間の短いことは何事でも其仕事の平易なることを直感せしむるものだ。

(三)多くの炭礦の内には常に何かの切羽が土砂陥落、浸水又は爆發危険ありて、故障續出するもので、之を二番交替から三番交替にすると、礦夫の作業数は従前の三分の一だけ減じて切羽數に餘裕を生ずることとなり、復舊工事のために礦夫の作業を妨害することが少くなる便宜がある。

(四)休養時間の長いことは前日の疲勞を十分息めることで、精神的にも肉體的にも共に必要なことだ、現在のやうに十二時間制に準備時間等加へると十四五時間を要してゐては、食事と睡眠の時間を差引けば、休養の時間は絶無でないか、俺等の智識慾は全く満足し得られない、これでどうして文化的享樂を受け得られやう、精神修養の至らないのも、其原因の一は修養の時間が與へられてゐないのに胚胎してゐるのだから、之は時間の増さるゝによつて大に利益を得る。

二八時間制の短所

としては、

(一)三番交替制を採るために三番組(午後十時入坑翌午前六時昇坑)の出勤率は二番交替制の二番組(午後六時入坑翌日午前六時昇坑)より出役歩合が減少する傾きがある。

(二)交替が頻繁とする結果礦夫數を従前の總數の二分の一だけ増加せねばならない、従つて坑夫長屋其他の設備を整ふる必要がある。

(三)兩廻りは従前より増加の要あり、且坑外の鐵道等一貫した輸送の改善をせねばならぬ。

(四)之に伴ふ經費は従前より多くなり、炭價の引上の口實となる。

(五)三番交替制の時には自己の勤務時間が晝間に廻つた時に儲け増しをして置いて、夜間就業をなるべく避くる風がある之れは國際労働規約の夜業禁止の條項もあることで早晚當然禁止さるべきものだから、礦主も礦夫も夜業禁止の下準備となつて却つて好いかも知れない。

(六)之が一番難關で、現今工場労働者は稼業率が總職工の七割乃至八割を示してゐるのに礦夫の稼業率は九州地方で昨年は五割八分で概算して約半減である、今此を全部八時間制とし従前の出炭力を維持せんとするには二分の一だけの礦夫を増さねばならないこととなる、これは労働者の拂底で労働の高價である時に最も礦主の苦痛とする處で、殊にこれだけ坑夫長屋等の電燈、病院其他の設備まで整へると随分經費を嵩むることとなる。

(七)之と同様に兩廻りも時間が切上げられるだけ増加せねばならない、其増加の割合は十二時間制當時八兩のものとは假定すれば八時間制の時には十二兩とせねば釣合がとれない、兩廻りの多くする必要は坑外に

於ける鐵道の炭車、炭積機、帆船等の輸送機關で全部に亘らないと十分の効力を發揮することが出来な
5。

(八)之等に伴ふ経費は莫大なるものなるべく、之がために生産費が嵩むから、炭礦なら炭價高くなる、工業界の食物である石炭が高くなることは産業界の萎靡を招く虞れがある。

二 鑛主は奮起せよ

尤も日本の他の幼稚産業状態に對して最も進むだ八時間制を布くことは或はチヨン髷結つて洋服着たやうな不體裁となるかも知れぬ、併しチヨン髷を切つて散髪にしてゐるものには洋服が決して不都合でない、寧ろ日本服は優美であるが、實用向には洋服に限ると、なるかも知れぬ。我礦業のやうに既に技術が相當進み設備もかなり整ふて、然も虐使的傾向ある缺點が認められてゐるものには八時間制は喫緊の急務である。鑛主は多少の経費増加を忍んでも、この人道的改善には惜しみてはならない社會的義務がある。

第四章 賃銀と時間との關係

第十八節 労働の價値は時間に反

比例し、賃銀に正比例す

俺がこの稿を起すについて最も力を注ぎたいのは、この労働と時間との關係であつて、我國では随分識者の間にも、こういふ事が傳はる、「我國の産業界の強味は賃銀の低廉なことで、この低廉な賃銀によつて漸く原料の欠乏してゐる我國産業の生産費を平準ならしめるものだ」と此謬論を茲で根底から覆したいのが主眼であるからこの章に於て前章の結論を稍詳細に論じて見たい。

二 時間の長短と労働價値

労働の價値(ぬうち)(ねだん)ではないは労働時間の長い短かいによつて大に異なるもので、労働時間が短かい程大きく、時間が長い程小さい。これは全く労働の効程即ち能率に差異が起るからで、労働時間が長くすれば人間の身體は疲勞を覺へ、労働に對する熱量が滅殺する結果に陥る、之を無視して尙労働を續けると遂にはエネルギーの消滅となつて、労働者は枯死しなければならぬ。茲に於て適當の休養を與ふることによつて又新たな労働力を發現し得る、労働時間の短かくするのは休養時間を長からしめることで、休養時間が長くすれば労働者の體内に蘊蓄する労働の潛勢力が増大されることは明かである。最もこれは或一定の時間——現今では一般に八時間労働となつてゐるが——の制限を附すべきもので極端に長くすること、この傾向はないではないが極めて微々たるものであるから殆

んど云ふに足りない。

五六

二賃銀の高低と労働価値二

更に労働の価値は賃銀の多ければ価値は大きく低ければ小さい、これも労働時間の場合のやうに労働の効程即ち能率に關するもので賃銀は高ければ高い程能率又多い、労働の高くするのは營養を多からしめることで、植物に肥料を施すのと異なりはない、たゞ其施肥が一定の分量を超過すると卸つて枯喝する處あるのは、労働時間が或制限以内に短縮されると、全く其効果が無くなるのと異りはない。この事實を尤も正確に事實に於て證明してゐるのは労働時間の最も短かい濠洲が賃銀最も高く、以下労働時間の長さで賃銀の高さは反比例になつてゐる、英國、米國、佛國又濠洲に次である。時間が長くて労働賃銀の低いのは露國及日本で、支那、印度と文明の程度が低い程この傾向が著しいのである。

第十九節 身体は機械と異なる

二ドウしてコンナ結果に二

何がためにこんな結果が起るのかと謂へば人間の身体は機械のやうに油と燃料さへ注げば一年三百六十五日、全く休養を與へなくても済むものと異なつて、所謂「生味なまごの身体」であるからである。機械は如何に精巧に出来てゐても、それは靜的であつて熱を作り出すものではない、然るに人體は自ら熱を作つて潜勢力を變じて現勢力とするのだ、労働の貴重なるのは此處にある。蒸汽機關は蒸汽を作り、其蒸汽によつてピストンを動かして運動を起すが、この運動は蒸汽機關の直接の働きではない、人間がこの機械に熱を起す動機を與へるからだ、機械がたゞ人間の命するまゝに其職分を爲してゐるのに過ぎない。人間の力作が機械の運轉と異なつてゐる所以は、自ら熱を作り出す爲めに身體の一部を焼き減ぼしてゐるのにある、故に働くことが多ければ多い程、身を傷めることも多い譯で、之を補ふためには充分の營養(賃銀)と充分の休養(労働時間)を與ふるでなければ遂に全身を焼き減して終ふ。其代りに營養と休養とを適度に與ふれば、機械で購へない熱を作り出す、此熱が此結果を齎すのだ。

第廿節 驚くべき矛盾行はる

二營養物と休養時間二

この事實は幾多の學者の研究によつて殆んど動すことの出来ない經濟的原理となつてゐるのに拘らず、尙實際に於ては人間の労働に實に驚くべき矛盾が行はれてゐる。即ち生理學の原則の教ゆる所と正反對に、多く労働すればする程少ない營養と休養を取つてゐる、即ち低廉な賃銀と長い労働時間に従事してゐることである。現に我工業界に於てもこの矛盾は一際目立つて行はれてゐる。曠夫の間で最も勤勉直實な人ほど、營養を攝取することの少なく働らく時間が多い傾向がある。

第廿一節 模範鑛夫の收支經濟

一 模範鑛夫の家計簿

左に豊前大炭坑に於ける鑛夫の收入支出の家計簿(八年五月)を掲げて、俺等は如何に働いて如何に消費してゐるか、時間と賃銀の關係は如何であるかを明瞭にしたい。

A、家族二人 (兄二十八歳弟二十六歳)(稼ぎ手二人)

◎收入之部 稼働日數二十三日、稼働歩合(八分八厘)△總收入九十二圓十一錢(一日一人二圓九十錢宛)

◎支出之部 道具費 三圓六十七錢 米 代 九圓六十錢(一升二十錢)

副食品 七圓九十九錢 酒 代 三圓四十錢

營養費 一圓八十三錢 薪炭費 九十六錢

雜 費 七圓六十九錢 計四十四圓四十一錢

差引殘額 五十圓五十錢

B、家族二人 (夫三十四歳婦三十歳)(稼ぎ手二人)

◎收入之部 稼働日數二十三日、稼働歩合(八分八厘)△總收入八十九圓七十錢(一日平均一圓九十五錢)

◎支出之部 國元送金 二十圓 積 立 十六圓

米 代 十圓四十錢 小 使 十九圓二十錢

修養費 一圓 交際費 三圓三十錢

新聞雜誌 一圓十錢 衣 服 二十二圓

雜 費 七圓六十五錢 薪 炭 一圓四十錢

合計 百二圓 △差引不足十二圓五十五錢

C、家族六人 (姉二十一歳弟十八歳父弟三人)(稼ぎ手二人)

◎收入之部 稼働日數廿五日(稼働歩合九分六厘)△總收入九十二圓七十三錢(一日平均一人二圓八十五錢)

◎支出之部 道具費 二圓六十五錢 米 代 十三圓二十錢

副食物 十四圓三十三錢 酒 六圓六十錢

衣服代 十一圓四十四錢 小 使 九圓五十錢

雜 費 二圓九十二錢 交際費 一圓

合計 六十二圓四十五錢 △差引殘額三十圓十八錢

斷つて置くが、この收支計算高は此炭鑛内鑛夫三千人からの模範鑛夫の家計簿を抽出したものである。

二 足りぬく収入 瞥見すると労働者としては稍生計の餘剰なる如く見ゆる。然しこれを些細に

調べると決してそうでない、収入に於て九十圓内外を取得し、之れを以て一家を支へるには決して裕福といふことは出来ない。然もこれが二人の稼ぎ手である、一人當りとすれば僅かに四十五圓に過ぎぬでないか、これが模範礦夫であるといふに至つて益々其収入のあまりに少額なるに驚かざるを得ない。見給へ、この礦夫の稼働歩合は九分六厘乃至八分八厘であるから、この礦山全體の稼働歩合が六分五厘であるのに比較して最も精勤で他の礦夫等一ヶ月十七八日より働かないのに、此の礦夫等は公休以外の缺勤を絶対にやらない程の成績だ。人間としての能率發現の最高限度に達してゐるのが判る。この恪勵ありてこの収入のみ、世人の豫測と全然相反せるものはないか。

＝無駄な消費はない＝ 更に支出を觀るも斷じて消費に無駄がない、全く「石で手を詰めた」世帯である、これで多少の貯蓄をなし得たならば、これこそ「喰ひ貯め」といふ自己の養料を節約せなければ貯め得られない程の境遇で最も憐むべきである。

故にこの生計の餘裕は賃銀昂騰によるといふよりも精勵の賜と謂ふ方が適當ではなからうか。

＝鐵工の職長の家計簿＝ 茲に参考の爲めに九州に於ける某鐵工所の工場労働者で職長せるもの家計を掲げて前者との對照の便に供する。

家族 六人 (夫四十七歳、妻三十九歳、長男十、長女十四、他一男一女) (稼手一人)

◎收入の部 稼働日數二十八日、稼働歩合(九分六厘)△月收七十七圓
(内譯) 日給一圓二十錢宛△殘業割増一日本均五十三錢△臨時手當一日十五錢△賞與七圓△家族の收入十九圓

| | | |
|-------|-------------|------------|
| ◎支出の部 | 米麥代 十八圓 | 魚肉類鶏卵六圓三十錢 |
| | 漬物類 一圓五十錢 | 野菜乾物 六圓九十錢 |
| | 味噌醬油 二圓三十五錢 | 煙 草 二圓 |
| | 酒 類 三圓六十錢 | 茶其他 一圓 |
| | 飲食料 五十錢 | 勝手道具類二圓 |
| | 入浴電燈 一圓三十錢 | 炭燃料 四圓 |
| | 被服費 五圓五十錢 | 保健費 四圓二十錢 |
| | 育兒費 四圓五十錢 | 交通費 四圓五十錢 |
| | 交際費 三圓七十錢 | 雜 費 二圓二十錢 |

合計 七十四圓八十五錢 △差引殘額 一圓十五錢
賃銀と時間との關係

日給一圓二十錢のものにて一ヶ月七十七圓の收入がある、家族の收入十九圓を差引き五十八圓が主人一人の稼ぎ高だとすれば多いを以て倣る譯に行かないが、曩の礦夫收入が其生命略けの労働といふところから見て一層惨めな收入であることを感得するであらう、又支出を比較しても後者の工場労働者の方は多少の餘裕も發見し得られる、剩餘金は僅少でもこれは家族が多いため、家族の少ない工場労働者は尙ほ餘裕があらう。何が故に礦夫は斯く精勤で、斯く世帯を切り詰めて、斯く享樂心を制して、斯く労働時間を長くして、生活に一寸の油斷もならないのであらうか。換言せば何故に日本では、労働の價値は反對に時間に正比例し、勞銀に反比例してゐるのであらうか。

第廿二節 時代錯誤の弊

＝勞銀が廉すぎる＝ 謂ふまでもなくこれは賃銀があまりに低廉なる爲めであると謂ひたい、賃銀が低いために止むを得ず労働時間を長くすることによつて家計の餘裕を作る、斯くの如く精勤な労働者に限つて毎日十時間以上十四五時間も働くのであるが、人間のエネルギーには限りがある、其限りある體力を備へて限らない勤勉を続けやうとする、一時的の能率は上向するとして到底長くこれを望むことが出来るやうか、この毎日の労働時間の過長を削いで毎日八時間位に改め其他は順次繰延べることゝし、尙一層の

欠

欠

労働も何の苦痛も嘗めることなしに膨れ上ることを考へたら、衷心愧怍たるものがあらう。俺等は曩の礦夫の家計簿のやうに勤勉督勵によつて細い煙もやう／＼に立て兼ねてゐるのだ。何時までも俺等を生活の不安定に置いて、俺等が休養を得やうとしても得せしめない、労働時間を短くすれば尻から生活難が追駈けて來るやうに仕向けて置き、俺等が自ら叱咤鞭撻して、何時までも非文明的に自己の過酷の職責でも甘んじながら労働に従事するやうにして置かうといふのは全く人間の價値の存在を非認するものだ。斯くては俺等の自由を奪ひ俺等の自覺を怖れ、何時までも奴隸制度の經濟組織を喝仰するもので一種文明の呪咀者と謂はねばならぬ。それとは知らず叙上の眞面目の礦夫等は労働の價値を低く評價されても別段不平も唱へない、精神と肉體の破産を眼前に控へながらも孜孜として働いてゐる。恰も之等の礦夫は『身を殺して仁を爲す』石炭に似てゐないであらうか。

第五章 労働者の倫理觀念

第廿四節 暖簾の悪い鑛業労働

== 所謂角かくし == これまで炭坑でも金坑でも鑛業とさへ謂へば決して筋の通つた人間の往くべき所

ではなかつた、どうせ臭い飯も喰ひ、又は喰ふべき筈の凶状持ちが、暫し假の宿として足を止めたに過ぎない。現に明治維新前後の高島炭坑の如き、三池炭坑の如き、皆官營で囚人を盛んに使役した、當時相手が相手だから、到底眞人間ではこの監督が勤まらう筈はない、毒を以て毒を制する筆法で親分俠客を之れに配して納屋頭を作つた、納屋頭の弊はこの時に初まる。當時は随分の壓制も行はれ、鑛夫の松葉燻へや毆打死傷など虐待事件が絶へまがない。高島坑の如き、離れ小島から出口を閉ざされると逃ぐる途がない。「角かくし」といふが如き忌はしい熟語もある、何時の間にか姿が隠れてしまうのだ、之な亂暴な行爲でも此處ばかりは全く治外法權であつた。當時は官權の威力極度に發揮せられ使用人は役員に對して、眞正面に對坐することが出來ず、土下坐をしたもので、全く領主と百姓程との格式の相違があつた、今とは隔世の感がある、現今ではあらゆる設備を加へて鑛夫優遇に努めると共に住宅貸與や米穀の廉價販賣、其他の待遇法を講じて鑛夫募集に苦心を重ねてゐるから、相當の人間も混つて入つてゐる。内には専門學校の半途退學者もあれば中學卒業者もある、どうせ淪落の女であらうが女子専門學校の半途退學者が鑛夫の間にあつたこともあつた、何れ鑛夫の學力程度については後項に掲げる心算であるが相當素養のあるものもあるのは事實だ、他の工場労働者とあまり懸隔なきまでに漕ぎ附けてゐる。

二鑛夫募集の苦心二

それにも拘はらず世人は鑛山と謂へば一般に卑下し、嫌忌し、今尙程度し難い

場所のやうに誤解されてゐるのは迷惑至極の話である。唯誤解だけならばまだ好い、これがために鑛夫募集について一方ならぬ苦心を重ねなければならぬのには募集人は常に閉口させられてゐる。今でも地方へ行くと老人の頭腦に鑛山は殘虐非道の場所だとの先入主があるから、其息子が鑛夫に應募する氣でも親爺は頑として聞入れない、これを漸く説服して汽車賃から、小使から、衣服代から、其人の借金まで立て替へてやつて募集人は歸つてくる、一三日遅れて来るべき筈の當人は一向頭を出さない、はて不思議と問合せて見ると親爺が承知しないのでといふのが多い、鑛業労働の暖簾の悪いのは實に察すべきである。

第廿五節 瞬間享樂主義に改宗

一鑛業主氣質二 鑛業労働者が瞬間享樂主義の宗旨を奉じてゐることは争はれない事實である。コレは船乗衆が「船板一枚下が地獄」と謂つて先の一升より今の五合的の慾望に馳られ易いやうに、此の種の生命を嗜して労働に従事するものが得てして陥り易い積弊で、境遇がこの主義に改宗せしむるやうになるのだ。労働者はかりでない、鑛山主自身が既に一般に近視眼者流が多い、之れ鑛業の如きは投機的氣分が多いからである、明日にても鑛層の斷脈となるかも知れない、今にも浸水して廢坑の運命に陥るかも知れない、今にも瓦斯の爆發あつて多数労働者に迷惑を掛けるかも知れない。こんな不安は鑛業企業家の寸毫

も念頭を去つたことがないから、出来ることなら成るべく早く資金を回収したい、資本金さへ回収したら労働者施設はそれからだ、それまでは庶二無二取り込むで置かうとか、若し罷り違へば後足で砂を蹴るのを止むを得ぬといふ量見のものが多く、百年の大計を樹て、子孫永々この事業を續かせやう所存は更に持たぬ。これが即ち鑛業主の氣質だ。最も大鑛業は漸次工業化して基礎も健實に操業も穩健になつてゐるが昨今の景氣に煽られて事業を開始したものは、概ね狸掘か斥先掘で、鑛界の市況が少しく怪しくなると、市場相場より之等の資本家の足下が暗くなるから賣急ぐ、こんな薄弱な資本家の鵝背によつて鑛物市場が悪化される場合もある。かゝる狸掘乃至斥先掘業主は共に製品が活況の時には得意満面であるが一朝悲調に沈淪すると直ちに逃げ仕度に取かゝる。

三 足元の明るい間に 生産費が高む割合に製品價が安いので引合はないからである、足元の明るい間に之を賣却して会社ならば利益を處分するか、或は解散する、個人ならばそれを着服する、此等は最初から目算んでゐるのであるから決して損失を招いでゐないだろう。こんな小鑛主等は、目下で炭價が保合ふてゐるからそうでもないが、休戦當時は銀行屋の警戒で二進三進も出来なくなつて、或は大炭山に泣き付いたり、或は炭商に縋つて一時急難を救つてもらつたのもあつたといふ。炭價が今少し軟調に傾くと之等泡沫會社は將基倒れに倒れるだらうと豫想される。話は稍脇路に外れたが瞬間主義は之等の鑛主其者が、

本家本元である。之等目下に使役される労働者に對してモット貯金しろの、子孫の計を考へよのと注文するのはチャンチャラ御可ましい、御手元拜見と謂ひ度くなる。

第廿六節 娛樂機關と三拍子

三 酒と賭博と女 酒と賭博と女、この三拍子揃へば往昔から極道息子の標本とされた、情けないことには此三拍子が鑛夫の資格要件と見做される程大多數が嗜好し溺惑してゐるから始末に終へぬ。娛樂を以て娛樂に止め、更に翌日の仕事が捗るならほ慰すべき點もあるが、往々反對の現象が起り易い、日曜休日が事故多く一體に能率が低下するのは洋の東西を問はず同様であるなど褒めた話でない。これはやはり其途に耽溺する結果で節制がないに基因する。鑛夫のみでない、日本の労働者は氣で生きる、直覺的であつて自覺的でない、俺等は物事に健亡性であると同時に節制心が乏しいのだ、江戸ッ兒が宵越しの金を使はぬと意張つてゐるのも金に執着心を持たぬのを證するでないか、江戸ッ兒に腸がないと罵られて怒り得るか、彼等に自我的主張が無いではないか。現今鑛夫階級のこの三拍子の趣味に對する強烈の度を測定して見ると酒六賭博一女三といふ振合であらうが、酒無くて我に櫻の趣味はなし、酒を以て人生快樂の源泉とする。俺等の仲間では斗酒を辭せないといふ酒豪は決して珍らしいことではない、筑豊地方の或炭坑

で何かの宴會の時には必らず一人當一升宛を準備するが鑛夫はペロリと嘗めてしまふ。坑長の談話に「我々仲間と飲むといふ標準が桁違ひですからね」と笑つてゐた、然し一方俺等の仲間では「大きな聲で謂はれんがアルコール漬になつてゐなけりやコンナ坑の内では日が持ちませぬわい」と咳く聲を聞くことがある如何に礦業労働は血の出るやうな過激労働であるかを此一語によつて窺はれやう、鑛夫仲間には酒豪が多いといふことは酒が好きだから鑛夫となるのでない、鑛夫となるから酒が好きになるのだ。俺等坑夫は生きる悲哀のために全身炭塵に塗れ、地の底幾千尺に於て磐石と闘はねばならぬ。漆黒の如き作業場、硝煙の鼻を衝く臭氣、高度の温熱と濕潤、この非衛生的な作業場で、瀧と流るゝ汗を絞り送風器により不完全な通風によつて呼吸を續ける。未明に霜踏むで入坑せんか昇坑には日はドンブリ暮てゐる、夕に入坑未明に昇坑せんか疲勞を慰むべき何物かを欲せざるを得ない。鶴嘴を以て地下に勇を振ふ闘士も、二六時中慰安無くては協はぬ。此の寂寥な、この單調な、この慘虐な生活をして多少でも生氣を養はしめ、勇を鼓さしめ、温みの情に浴せしめるものは抑も何手。

== 何故酒を飲む == 酒は尤も手近であり、直覺的である、自由である。俺等仲間が好んで酒を飲むのも實は強烈な刺激を受けることによつて自己満足を充さんために過ぎぬ。この邊の事情は大に資本家に買つて貰はねばならぬ。

== 賭博は減つた == 賭博は近頃めつきり減じた、以前は坑内でも偶々で車坐となつて大ビラにやつたものだが、近頃は坑内では勿論納屋に歸つても殆んどやらない。稀に休日などに手慰みをやるが常習犯と認むべきでない。従つて賭博から鑛夫仲間が経緯を起すとは極めて寡ない。然し趣味は折に觸れ時に應じて心の内に頭を擡げるもので現今では取締が嚴しいから壓してゐるといふまでだ、或鑛主が鑛夫長屋を二階建とすることは賭博犯を多くする基だといつたのは皮肉に聞へぬとも謂へない。

== 怪しげな魔窟 == 女性の事が基で喧嘩などの起らぬのは一體此地方の女は皆自由になるし、鑛夫は女に對して比較的恬淡で獨占しやうといふ野心のあるものは尠いからだといふのはチト面白い現象だと思ふ。此地方に怪しげな魔窟が諸所に散在してゐるのは労働者町にあり勝の事で、茲のみに不思議がることはない、然し此地方に此の魔窟をやつて一時でも賣春婦を遂ひ拂ふと、直ちに姦通、強姦などの破廉恥罪が多くなるといふのは寔に情けない、これは立派な社會問題である。新聞、雜誌、園芸、巡回圖書の如きは酒や女に荒んだ頭腦に不向である、又實際鑛夫の過激労働では到底上品な趣味を挑發すべく修養する身體と心の餘裕を持たぬ。

かゝる設備は非常に安價で、簡易で大抵の鑛山では俱樂部を設けて自由に鑛夫に開放してゐるがあまり顧みられない。たゞ茲に注意すべきは教育の普及について段々と圖書購買に興味を有するものが増加して

行くのは顯著な事實である。殊に今次の戦争で鑛夫の智識慾はとても人から亦聞してゐては我慢が出来なくなつた、その證據には新聞の賣行がこの二三年炭坑地方に滅切旺んとなつてゐる、而も地方の小新聞が段々都會の大新聞に蠶蝕されて行く有様は慥かに此間の消息を語る。

== 低級趣味に通俗娛樂 == 娛樂機關については現今鑛業界を通じて完備せるものがないのは遺憾である。某鑛業會社では一千人以上も收容し得べき大會堂を設け、又は芝居活動の常設館を建てるなど大計畫の下に着々設計を進めてゐるのは最も機宜に適した施設であらう。

普通に俺が仲間の娛樂として求むる途は酒と女を除けば寄席か、活動寫真か劇場である。俺等社會の爲めに開ける途は此外に何程もあるのであるが、此種の娛樂に限るのは、労働者自身の低趣味の發動に外ならない。最近床次内相が労働問題解決の一助として浪花節語りを招聘して労働者の趣嚮を轉せやうとか云つてゐるのは一寸思ひ付きかも知れぬ。浪花節語りの聲を以て亡國の聲だと一概に賓斥すべきでない、無智な俺等の仲間では小六ヶ敷い固苦しき讀物を當てがはるより、勸善懲惡の筋書で、板額や巴御前や、乃至水滸傳式の豪傑が出て來たり、或は政岡のやうな没我的忠義の婦人や、忠臣藏のやうな義憤によつて苦楚を嘗める講談の方が血を湧き、肉を躍らして喜ぶ風がある。床次内相がこの機微を洞察して、善導すべき何物かを浪花節によつて挿へんとしたのは聊か兒戯に類するが、人によつて法を説くとも解せられぬこともない。

たゞ愛ふるのは労働者の何者に對しても、浪花節如きを以て世界的労働思潮を阻止すべき安全網だと解せられては迷惑千萬で、之だけは前以て斷つて置く。

第廿七節 遊女町と警察行政

== 私娼は附き物 == 労働者の蟠集せる地方に私娼は附き物である、鑛山地方は警察の手が届き兼ねると見へ殊に激しい。故に鑛山の近くには、大なり小なり此種の賤女が巢を構へてゐる。此種の職業に従事する所謂抱主なるものは如何に惡辣で、それがために賤女の自由を束縛し、延いて労働者の思想を廢頓せしめつゝあるかは世間周知の事實であるが、惡辣の程度があまりに甚だしいので、一種の恐怖を誘ふものである。それなのに尙この職に血を吐きながら従ふ賤女が絶へぬのは、彼等の親の罪か、社會の罪か、

== 魔窟の構造 == この種の魔窟は大低軒低く室内狹隘で、表に「料理業」との看板を掲げ一寸した差出しをするやうに出來てゐる、普通家屋に挟まつて綴在してゐるもあるし、一箇所に塊まつてゐるものもある。夏ならば洗ひ晒しの木綿か絞り浴衣に汚染むだ繻子とモス位の晝夜帯を締めて、白粉の襟脚長く、其辭顔はもう所々白粉禿げがして斑點のあるのも見苦しい。野卑な、淫猥な聲を絞つて嫖客を釣つてゐるの

は何處の遊女町にも有勝のことであるが一體に穢い寂しい感じがする、これが鑛夫の無上の歡樂の巷である。

二直方の魔窟狩二

九州の直方と云へば日本の石炭が半分以上も産出する、筑豊五郡の中央に位する一小都會である。戦争以來この邊の人心は尤も輕兆浮薄に流れ、一に金、二に金、三に亦金といった調子で金でなら面を打たれても膨らまされる氣遣のない位金の威光が輝く所だ。

この町の料亭は豪奢な大成金紳士向と貧弱な小成金鑛夫向との二様に隠然區劃されてゐる。後者は前掲の疑問の女を三人、五人抱へてゐないものはない、道がに荒くれ鑛夫の對手商賣のことゝて其豪慾非道なること一通りでない。嫖客の眼に入る場所に次のやうな揭示がある。

| | | | |
|---------|---|---|---|
| 菓 | 子 | 廿 | 錢 |
| サイ | ダ | 三 | 十 |
| 酒 | ル | 十 | 八 |
| ビ | ル | 六 | 十 |
| 但前金申受候事 | | | 錢 |
| 某々料理屋組合 | | | |

ビール一本六十錢は聊か高いが、前金を申受くとは如何に商賣が意思の合致でもチト賣手の專斷に失する然も之れが料理屋組合の署名ある以上は必らず管轄警察署の承認を得たものと覺ゆるゝ、斯るものを默許することは沙汰の限りである。或論者は謂ふであらう、値段に不服ならば買はねば好からうと、そういつて終へば文句はないが、如何に嫖客の足下を覗たからとてあまりに亂暴で立派な不當利得である。

更に甚だしいのは「何か果物でも……」と注文したと假定する、果物と果物でないものもを取雜せて大袈裟に木製のドンブリ皿四五個に盛り分けて重さうに持つてくる、其御馳走の献立を見ると、

鯛の刺身五六切、大福豆十二三粒、牛肉罐詰切身三切、パインアプル二切、枇杷四五粒、

「誰も刺身や牛肉の罐詰などは注文せないよ」と詰問しても、そんなことは聞かばこそ

「私の方はこの御客は粗略に出来まいと思へばこそこれだけの御待遇をしますので……」と立ごかしに空惚けられてしまう。そして、魚に釣られて實は女のために食られるのだ。之な調子で一夜の内に鑛夫は折角の儲け金を絞り上げられる。一種の詐欺に等しい、羊頭を掲げて狗肉を賣るの類だ。

二詐欺黙認の警察二

一體警察がこの制度を黙認してゐることが、好いことか悪いことか疑問なきを得ない。何が故に惡辣なこの種の營業者の毒牙を恣に揮はせてゐるのか判らぬ。

斯くの如き放任主義であるから鑛夫の思想は益々廢頽し、花柳病は益々猖獗を極める。花柳病は到底警察

の臨検位によつてこの病勢を阻止さるべきものでないと信ずる、現在の臨検なるものは之種の營業取締には毫も觸れないで單に花柳病防止のためであらうが、今日では事實臨検は何等の効果も上つてゐない。素より密淫賣者減少するの効果もない、營業者を改善する途もない。虻も蜂も取り得ない不仕末の體態だ。俺輩は斯の如き營業者を檢束して公娼制を認め以て密淫や花柳病取締を徹底的ならしめる方が便宜だと思ふがどうか。

第廿八節 不徹底の淫賣取締方針

二 密淫取締の方法二

密淫營業者取締方法として現今では警察官の臨時密淫檢舉なるものあり、晝夜の區別なく營業所に踏み込んで取押へる。之をやられると此種營業者は全く慄い上るものである。併しこの臨検ほど理論上不徹底のものはあるまい。

普通臨時檢舉の理由と認むべきは

- (一)密淫は風俗を害するものと認むる爲め之が撲滅を期すること
- (二)花柳病の傳播を虞るゝため之を防止すること
- (三)公娼を許可し、私娼を許可せずとの公娼保護政策の發現

理由は立派であるが何が故に密娼は風俗を害し公娼は風俗を害せないかと反問すれば恐らく明答し得るものもあるまい、私通は法律上の犯罪を構成しないのに密淫のみ何故に犯罪の對象となるのであらう、密淫は貞操を金錢にて賣買するが故に悪いのか、然らば公娼でも前述の如く金錢債權上の辨濟の義務を履行すべき方法として貞操を賣るのでないか、貞操を賣るを以つて犯罪者ならば、公娼制度は成立しない筈である。

三 三十日以下の拘留二

密淫のみ風俗を害すと謂はゞ、都市の中央に大厦高樓軒を並べて櫛比し、屋内には遊女が噪々喃々として嫖客を誘引する如き、全く人身供養に等しいもので立派な奴隸制度の遺物を曝けだしてゐるのでないか、これをして風俗破壊者にあらずと斷言し得る勇氣あるか。最も花柳病は亡國の病症である、之が撲滅を期し得べくむば最も喜ぶべきであるが、現在の臨検の如き制度にては到底効果は臨まれそうにない。

臨検の準據すべき法規は警察犯處罰令の「密淫者には三十日以下の拘留に處す」との單純な條文によるものであるが、密淫の意義が甚だ不透明である上に拘留や料に處せらるゝ密淫者は、たゞ臨検によつて法の制裁を受けるけれども、其他の總ての日(臨検の無い日)は反對に密淫者の自由行為を公許される日と解せられ法の威嚴を毀損さるゝこと夥しい。

== 緩嚴宜しきを得難い == 一旦の臨檢は表向上花柳病傳播の機會を少からしむるものを謂ひ得やうが、裏面に於ては却つて之が爲めに犯罪者を料理屋以外に遇ひ曳きして法網を潜る手段を講せしむるに至るであらう。かゝる途行は法の奇酷に失する時の犯罪者の犯罪心理である。

然らば高壓的に法の偉力を示さずして自發心に訴へしむるために、接客婦に對して自ら進んで檢徴を受けしむる制度を探ることあり、現に各府縣で藝妓、酌婦、仲居等の凡ての接客婦に施行してゐるがこれは決して法規に準據したものでないから強壓的に勵行することは出来ない。又警察官の命に應ぜずとて所罰する譯に行かない、故に警察官があまりに嚴格に施行すれば人權蹂躪の問題を起し易く、且營業税を支拂つてゐるものに對して公娼と同一に見做すこととなり、前借あるに拘はらず警察の苛酷に藉口して、逃亡する虞あつて、抱へ主を虐げる結果と成る。臨檢又は檢徴の手加減は全く盲目的に地方々々により緩嚴區々となるは争はれない事實であるが、これをどうすることも出来ない現状である。

故にこの頃の密淫取締方針は『單に一般の風儀を害せざる範圍に止めてゐます』と謂ふ如き漠然とした言明を某警察當局から聞いたことがある、實に心元ない限りでないか、現今の密淫に對する取締の甚だ矛盾してゐる消極的彌縫策だと罵るのは實に此の邊を指すのである。

== 結局は合成犯 == 殊に現法の如く、女子のみを罰して男子を罰せないのは尙意味を不明瞭とする、

女子が誘惑して男子が之に應ずるといふが、男子誘惑して女子之に従ふた場合も女子のみを處分するはこれまた男尊女卑の蠻風の片鱗である。かゝる犯罪は合成犯で二人にあらざれば犯罪は構成しない筈である。

故に懲罰主義によるものならば兩者を罰すべく一方を罰する如きは法の拘束力に偏頗があるといふ。之を如何に改廢すべきやといふことは公娼制度の可否如何まで論及せねばならないが、根本的から謂へば、公娼等は國辱として廢止を至當と主張するに躊躇せないが、現時の如く公娼を認めてゐる以上は、公娼を暫らく黙許するとし、ただ前述のやうな料理業として届出で其の實不正行爲によつて金錢を暴奪することの出来ないやうに貸座敷業として届出でしめ、公娼と同一の取締をなさしめる、斯く謂へば直ちにそれは公娼の数を増加するばかりで、却つて外國人に對し人聞きが悪いと謂ふかも知れない、而し恥かしい話であるが表面公娼と稱するものは僅少でも私娼の数が無數であるのならば、それは頭隠して尻隠さずである、之れによつて淫賣村なるものは公娼として今少し取締を嚴重にされてはどうか、殊に炭礦地方の如き現時の状態を放任する如きは、全く花柳病の猖獗を奨勵するやうなものである。

第廿九節 貞操に關する道義觀念

== 藝娼婦一万五千 ==

全國中籤夫の最多數を抱擁してゐる福岡縣では現在仲居を除いた藝娼妓、

婦の總人員一萬二千三百七名である。其内毎年密淫の廉によつて處分さるゝもの約一割に過ぎない。某警察署の警官の宴會の時に、酌婦の言ひ草が面白い、「こんな商賣で男内所事がせず居られませんか、拘留されるのはよく／＼の頓馬で十人に一人位です、旦那方もチト御捌けなさいよ」と豪語した。警官は空いた口が塞がらなかつたそうだが、一體、南國に育ち、教育の普及が不十分な上に性質粗暴な地方には自然淫靡に流るゝこと争はれないことであるが、炭坑地方のやうに貞操に關する智識觀念が缺如してゐることは俺等でも認めぬ譯に行かぬ。天艸一揆で有名な天艸島では今も尙自分の娘が見不識の客に弄ばれて懐妊され、私生兒を生むでも恥辱と心得てゐない程、精神が麻痺してゐる地方が、御隣に構へて御座る位だから其感化が幾分あるかも知れない。

最近まで妻女の「モヤイ」（共通の意）といふ熟語があつて之が流行した、姦通又は私通などのことは別に犯罪とも心得てゐない。其證據には喧嘩は炭坑地方の名物で、血を見ることは殆んど絶へ間ないが其原因が不思議に酒か、賭博かで、痴情の果てとか間男見附けたとか云ふことは極めて少ないのに徴しても判る。

二妾の先夫です二 最近にこういふ事實談がある。某巡査が某炭坑の納屋へ戸口調査に巡回して來た某納屋に入つた處が噂らしいものが裁縫してゐる、傍に大の男が晝寝してゐる。何心なく巡査が「其男が

御前の主人か」と訊ねた。其女は突嗟の間で嘘もつきかね「これは妾の先夫です」と答へた。而して今の主人は炭坑に降つてゐますと附け加へた。巡査の好奇心がムラ／＼と起つて、詳細を知り度くなつたので究問して見ると次の如く答へた。女曰はく、

『二ケ年間先夫と添ふて居た處が男が女に嫌氣が差したと見へ女を置きざりにして姿をした。二年を経過した、若い身空で淪落の巷で女は獨身でゐる譯もなく、二度目の婚養子を迎へ、睦しく、楽しく暮してゐた。或る日、ヒョックリ先夫が歸つて來た、驚く女房を押し宥めて、俺が悪かつたのはあやまる、然しこれは俺の家だから御前等出るなら勝手に出て行つて貰ひたいと痰阿を切つた。其時新養子も怒つて大に鞘當が初まつた。擦つた揉んだの末、再び双方共妥協となつた。其方法が所謂「モヤイ」である、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇』

二類れた生活二 之れは事實談で今でも之んなのはチオイチオイある。斯く貞操に關する觀念は甚だ曖昧なもので、こう云ふ下層階級にあり勝の官能的な頹廢的な氣分は此處にも湛ふてゐるのである。この氣分は此等の炭坑町を通る人の何人も感得する所である。彼等は英米の労働者のやうに生活難の壓迫意識によつて生殖に對する人爲的的選擇を行はない、これで私通など自然放任だから罪の子は出來次第だ。私生兒を擧げて別に恥辱でもなければ法律の手續を終へる如き甚た面倒臭いとしてゐる。

此の邊は内縁の妻が多い、鑛山の方で夫婦者だと思へば本人等もそれになり済してゐるのに、戸籍面を見ると内縁で子は私生子の儘入籍してゐるものが多い。これは無教育者にあり勝の錯誤で決して無理はない、日本のやうに單に婚姻届といふ法律上の手續を踏むと否とによつて夫婦を公式と内縁とに區別したり、内縁に對しては其言葉に既にデカタン式の觀念を與へる如き風習を作つてゐる我國の制度は、あまりに偏狭であらうと思れる。法律の手續に何程の價値あるかは知らないが、我國では其手續を踏まないと直ちに私通だの内縁だのと名稱を冠せて一概に賓斥される、無智階級の俺等が其手續を履行しないので輕侮を受け、風習を破壊するものゝ如く罵られてゐるのは誠に残念で堪らぬ。コハ社會の罪である。

二内縁の妻と私生兒二 併し大體內縁の妻に私生兒の多いのは事實である。それで某炭坑などでは之等の子弟が學校等で、私生子なるが爲めに、他の生徒より辱めを受けたり、又は排斥されるのを遺憾に思ひ事情の許す限り坑長なり、其他の事務員なりが月下氷人となつて婚姻届を濟ませてやつてゐるといふのもある、奇篤の至りである。

第三十節 案外新聖な炭坑内

二坑内では割合に少ない醜關係二

この道義觀念から考へると炭坑でも金坑でも風紀が最も悪しく、姦通やら私通やら炭坑内の男女間の醜關係は恰も獸類と差異なからうと豫想する人が多いが、斷じて

そうでない。却つて其坑内は案外新聖なもので一見不思議な位である、それは道徳的判斷力が鈍つてゐる鑛夫等に多少の犯罪的行爲あつても大抵見逃して之を一向咎めないから俺等の耳に入ることの寡いのであらうと思ふとそうでもないやうだ。x



鑛夫と著者(x) (印)

xそれには面白い理由がある、第一は炭坑内で醜行によつて作業物を汚すことあれば、神の冥罰立所に現はれ必らず家庭上に禍を招くこと觀面だとの迷信

がある、これは一種の傳説で別段取り止めたものでなく勿論沿革などあるものでもない第二は美的觀念の微發といふやうな方面から説明したもので、美を愛好するは人間の至情で、至情に變りがあらう道理はない、一體女は醜いものである。鬚も掻きあげ、黛も塗り、薄化粧も施し、一張羅を着飾つて初めて美しく見へるものだ、坑内で無化粧の仕事者のまゝ不體裁な腰付されては色氣と想氣も急に醒めて終ふといふの

である。多少の眞理は含まれてゐる、然しこれは中年以上の性的關係に充分の經驗を有するものゝ言草で若年者の性的慾求は決して美醜の見境をつけるべき餘裕を有せないものだ。

＝獨身者と妻帯者＝ 現今鑛山では獨身者と妻帯者との割合は前者が四割後者が六割位である、妻帯者は大抵共稼ぎで男は先山、妻は後山といふ具合で、朝のとうから晩の遅くまで同一作業場で作業してゐるのだから、其妻が他の男と接觸することの少なく、接觸しても事情が許さないから、邪惡な戀に耽つて楽しむことは餘程の淫奔な女でない限り無事である。問題は残る四割の獨身者の懺行如何である。

彼等の作業場は地上の労働者のやうに女同士又は男同士が寄り集つて手先の作業をしてゐるのでない、日光の透射によつて瞳孔を疲勞すること無く愉快に仕事を運べるものでもない。彼等の作業場は地下數千尺眞夜の闇のやうに暗い間をカンテラが唯一の光明である、近邊には人目はない、生温き地温は通風機によつて送らるゝ微風と共に一入性慾を咬る、娑婆氣離れたこの別天地に妙齡の女と血氣の男とが二六時中唯つた二人作業を續けるのである、淪落の淵に陥らざらんとしても能はざる所であらう。若し女が男の誘

惑の手を拒み、斷然肘鐵砲を喰はすだけの勇氣があると假定して之れは到底腕力の及ばざる所である、故に一度女が炭坑に入らんか、彼の貞操が完全に守らるゝことは望み難いことゝせねばならぬ、僅かに女職夫といふ最初の出發點を誤つたゝめに自己の一生を頽廢の内に投じて、社會に害毒を流すものゝ生ずるとすれば、看過することの出来ない社會問題である。昨今婦女子の夜業禁止は地上工場に於ても其必要を叫ばれてゐる。婦女子夜間就業は、單に衛生上の害惡を認むるためばかりでない、風紀上婦女子に最も大切であるべき節操が、保たれ難いからであらう。鑛業生活は、終日、夜間就業と何等異らない、何條節操が保たれよう、若し婦女子の夜間禁止を徹底的に絶叫するならば鑛業の女子労働をも禁止せねばならぬ。止むを得ずんば夫婦者の入坑を許すとしても女の獨身者は絶對禁止するを以て至當とする。

第卅一節 窮せる社營私娼

＝三菱が遊女稼業＝ 三菱經營の長崎港外三里、高島炭坑では、社營の私娼が設けられてゐるから面白い。コハ三菱が直接開店してゐるのでない。遊廓にする目的の下に家屋を初め蚊帳、夜具、坐蒲團、火鉢等總て三菱より補給してやつて或人間に表面經營させてゐるのであるが、炭坑が事實やつてゐるのに相違ない。高島坑には獨身者五割、夫婦者四割で、九州内地のものとはまるきり反對である。

男が女に遠かると、生理的機能の不調和によつて、自然神経が沈滞になつたり、昂ぶつたり、甚く荒廢するもので、鑛夫のやうに自制心のないものは尙露骨である。蟻の甘きを慕ふが如く、労働者に付き物の密淫婦は長崎方面より多く渡島して來るが、之等は全く花柳病の保菌者で之を放任して置くと如何程まで病毒が瀰蔓されるか豫測されない。現にこの猫の額のやうな高島、端島兩島に於てこの種の遊女が約二百人程如何はしい料理店に根城を構へてゐるが何分縣當局の密淫に對する取締方法が不徹底で、警察力は此邊になると甚だ稀薄で、不行届勝だから益々危険である。設備の完全な遊廓を望むならば長崎まで渡航する必要あるが、海上三時間を要するから時間の念がある鑛夫にはそんな悠長な眞似は出來ない。止むを得ず高島炭鑛が遊女取締に關し直接干渉するといふ意味で直營遊廓の窮策を執つたのである。

＝全く止むを得ない＝ 現在では遊廓が高島坑に棟つゞきの二軒あり。遊女十五六名ゐるがもつと擴張する心算らしい、家も新らしい設備も整ふて豫防室には特に意を用ひてゐる、目下の處では尙私娼であるが將來は公娼に改めて設備に遺憾なきを期してゐる。三菱が遊女屋稼業を營むとは甚だ不權式だとか或は三菱が遊女屋を庇護して鑛夫の貯金を吸収したり、懐金を狙ふのは鑛夫の能率を上向せんとて誤れる政策を執つてゐるのは怪しからぬとて非難攻撃するものもある。而し高島としては全く止むを得ざるに出でたるもので、先年鑛山局からも視察に來たそうであるが、この施設には止むを得ないと謂つてゐたそう

な、鑛夫にして花柳病傳染によつて能率が下らないならば何故にかゝる窮策に出でやうか。又三菱ともあらうものが、鑛夫の貯金を狙つて遊盪せしむることによつて能率回復を圖る如き、非人道的の陋策を講じてゐるやうとは斷じて信じられない。皆これ鑛夫の自制心の足らないのに基因したもので鑛夫が自ら顧みて不潔の巷間に入るを避くることゝなれば、何を苦むで此の種の營業を高庇せんやだと、高島炭坑當事者の辯明を其儘掲げて置く。俺はこのやり方の窮策であることを知るが、甚だ徹底した方法で、却つて面白いと思ふ。それと同時にこの事を聞けば誰でもが、何處の果でも女ならでは夜の明けぬ國であることをほと／＼感ずるであらうと苦笑せずにはゐられなかつた。

第六章 労働者の生活意識

第卅二節 衛生思想の缺如

＝流行病は始末に終へぬ＝ 學力智識の低級な鑛夫仲間に對して直ちに衛生思想の缺如を責むるのは無理である。

これは俺等が卒先してこの思想普及に勤めねばならない、現在のやうに腸窒扶斯や其他の流行病でも、別に恐るべきものとの觀念がないものなどは始末に終へない。

現在坑内で第一多数を占むるのは十二指腸蟲病と腸窒扶斯病である、これは坑内で鑛夫等が所かまはず脱糞をすることで随分諸所に坑内便所を設置しても、使用しないから何にもならぬ、例へば三池炭坑などは坑内に六十四ヶ所の便所あり、毎日八千餘人が入坑するのに一日に搬出する糞尿は僅かに五六荷に過ぎないといふ有様で、如何に坑内便所が利用されてゐないか判る。

坑内の便所は樽罌式で切羽の進むのにつれて可及的其位置を進めたら申分がないのであるが、坑内汚物を坑外に搬出するのに困難であるから、最も輕便な



（坑炭島高）屋長夫鑛ノ一本日

も便所を設けて出来るだけ清潔に心地よく排便するやうに仕向けるのが最も好い。馬上金山などでは入坑前に排便する趣向がある、萬一鑛夫等が坑内で脱糞してゐるのを見附けると掲示板に「誰某は何月何日坑内にて便を垂れたり」と記す相である、鑛夫等の羞恥心に訴へる所が面白いでないか。

方法は、人間一般は一日一回排便すればいいのだから、坑外で脱糞して後降坑するの風習を作ることが望ましいこれには住宅附近に便所を多くし、又坑口に

現今のやうに夫婦共稼ぎで夫が先山をやり妻が後山を働く状況では乳兒病患者が多く、大抵は營養障害に陥つてゐる。入坑の時に乳兒を保育所か又は隣の婆さんに預托して置くか、其間ミルク牛乳又は重湯の分量使用を誤るためである。人乳哺育は人類の發育上最も重要であるから理想としては哺乳期間授乳鑛婦の就業禁止に限るのであるが、實行は甚だ困難である。併し乳兒の死亡は單に炭鑛の問題ではなく國家的大問題であるから産婦及授乳婦の就業は何等かの優遇方法を講じて禁止して欲しい。これは單に一鑛主の自由意思に放任せず官權を以て取締ることを至當とする。

更に附加すべきは従前鑛夫は仕事着のまま、事務所内や、近傍の道路を通行したもので實に穢苦しいことと言語に絶してゐた、それで近來では坑口で大抵更衣所を設けて昇坑して來た鑛夫は大きな浴槽で湯を浴び、仕事着と平常着と着換へてから外出するから甚だ體裁が好い。成るべく總ての鑛山でこの方法を採用させたいものである。それから石炭坑では石炭がお手のものであるから浴場は年百年中立てゝゐて、鑛夫に自由に提供してゐる、營業時間中に大ピラに入浴してゐられるのは蓋し鑛夫だけである。

第卅三節 郵便貯金と質屋通帳

==景氣不景氣==

世の中が不景氣となると質屋通帳はなか／＼よく流行するもので郵便貯金なんか殆

むど願りみない、又一朝景氣が復活すると其反對に質屋の門前雀羅を張つて郵貯が増加するのでないかと思ふだらうが、ソレハ素人考へで思はざる誤謬だ。

世間の人氣衰へると質物も決して亦動かない、質艸が質置主の手に元になくなるから質に曲げやうと思つても曲げるものがなくなる。殊に甚だしいのは置いた質物が期限が来て流質となる場合、大抵質屋はこれを十ヶ月間倉庫に置いて置く習慣がある、ソコデ流質物賣上高は元金に十ヶ月の利子を加算して超過すれば儲かり、不足すれば損となるが質屋の方で利子位の損失で済むのは餘程上乘の方で一割乃至二割の損失を蒙ることが當然といへやう。結局流質は質屋も質置主も双方儲からないこととなる。之に反して好景氣の時は物價の騰貴の時分で昨今のやうにデットしてゐても生活の不安に脅かされる時は質屋はなか／＼繁昌するし、流質など殆どなく質屋は高い利子を躍らせて丸儲けとなる。これは質置主が金の入る時で金の儲かる時であるからである。この意味に於て質置主の数は近來非常に増加し、且最近の現象は質物の件數に於て少なくなつて金額に於て増加してゐるこれは物價の暴騰によつて質物に對する貸出高が増加したのにも基因するが、亦一つは労働者の質艸が上等なもので増加したことが最も好く證明される。近來労働者間に於ても宵越の金を相當使はれることとなつて郵便貯金の預け高が非常に増加して來た、從來礦夫の一人當平均が十圓内外に止まつてゐたもの、昨今は數百圓に上つてゐて、内には二三千圓の小金を一生懸命働いて貯へサツサと足を洗つて轉職した者もあつたといふ。

江戸ッ兒は五月曠の吹き流し、骨もなく腸もなく御剩けに金もない。全く裸一貫の氣前で男を賣つゐた昔と異なり昨今はやはり人間が伶俐になつて皆な金を溜める傾向が見へるのは原因が何にあつても喜ばしい現象だ。コレハ恐らく今日まで資本主義の横暴によつてしみじみと金の有難味を感得するに至つた結果であるまいか。

昨今の如く景氣が好くなり賃銀が上ると噂から金の入齒等を強請れることもあるが、一面には郵便貯金なども増加するし、又質屋の質置主も増加する、質置回数が頻繁となる。郵便貯金は通貨收縮に大に効果のあるものであるが、金の入齒や入質やはそれだけ通貨の膨脹を助成するもので物價昂騰の因をなす虞がある、昨今のやうな景氣には物價昂騰と質屋の繁昌は循環的に因果關係を結ぶものだ。

二福岡縣の質置金額二 大正八年五月末福岡縣の調査によれば縣内に於ける労働者の質置金額は二百八十八萬六千三百一十一圓の巨額に達して件數は百十四萬六千八百八十六件に上り、質置人員は七十七萬五千八百七十八人だとある。福岡縣の礦夫等は約二十萬人工場労働者約十萬人其他は農業労働であるが、それ等入質者七十七萬餘人に上つてゐるので眞に其數の多いことが眼に立つ。而して之質置金額を一人當に計算して見ると三圓七十一錢となり、件數を入質者に割當てると一人當一、四七に相當してゐる。

併し一面に於て腰辨官吏の質置金額は十五萬三千九百八十三圓、件数は三萬六千六百十七件に上り、人員は二萬三千六百九人となつてゐる。一金額一人當は六圓五十二錢で若し件數に割當てると一、二八によつて追かに官吏は品物を作り質艸が多くなるものと判断がつく。然しそれにしても鑛夫等は質屋通帳を出入させないと其日の煙も立て得ないやうなものがあつてこの金額によつてゐるのであるから慘憺たるものである。

一體僱等の階級では其職業の性質上身體に自由がない、此弱點に乗ぜられて商人のためにみす／＼の利益を貪られることは有勝であるも尙甘んぜねばならぬ。殊に鑛山などでは労働時間に制せられて昇坑した時の間に之を買ひ整へてゐないと間に合はぬ従つて高く買はねばならない。更に労働者は現金買に必要な餘裕を持たぬことで一層商人のために束縛を受けさせられる。日本の習慣として日々の生活必需品を通買ひで求めてゐるのは貸銀生活者にとり悲惨な生活振である。炭坑地方では「炭券」と稱する私書紙幣が流通してゐる、これは小錢拂底の場合に非常に役立つもので、例へば十斤券、百斤券、千斤券等に分れてあつて、之はその儘同山では何處へ持つていつても十錢、二十錢、五十錢といふ風に貨幣の代用をなすので甚だ便利だ。

二 面白い炭券支拂

甚だしいのは新聞代も之の炭券で支拂つて、一種の有價證券の役目をする、又

炭券を使用しないで専ら現金拂をしてゐる處もある、或處では仕拂を數度行ふことが非常に煩雜であるから、之を一回に分ち其他は米一升と金二十錢の現金とを毎日鑛夫に渡し其他は月末と月半に給與するやうにしてゐる所もある、これなどでも一日の給與額は少いから通帳の御蔭を蒙らなければならぬ。

通賣は締切毎に必ず帳消しとなるものと、繰越となるもの、倒れとなるものとの三種ある。買ふもの、内には繰越し金の利息、倒され金の金額を負擔させられてゐる。此點のみで三割以上は見込まねばならぬであらう。これでも既に通ひ買は三割の高値であるとは判る。社會の習慣が月末勘定である以上此習慣を基礎とすれば月一回月末拂は適當のやうであるが併し鑛夫の立場から云へばそうもならぬので高いと知りつゝ通ひ買をせねばならぬこととなる。

一體鑛山地方は、土地柄交通不便であるから物資が圓滑に流入して來ないのでたゞでさへ物價が高い、高島炭坑等では青物等も長崎市の郊外から遙々舟に積むで持つて來るので二割方は物價が高い、其上通ひ買ひで又商人の口錢を多からしめてゐるので其高いこと驚くばかりで、それだけ鑛夫の生活は慘めなるものとなる。鑛夫は即ち通ひ買で高い口錢と質屋の高い利子で苦められながら、細く暮して行かねばならぬ、多少の餘裕が出來て郵貯でも預けると低い利子で甘んずることを強られる、何邊へ廻つても助らない。

第卅四節 醫療施設と其經費

＝完備した坑夫病院＝ 萬事の施設が地上工場より一階梯低位にあるものとばかり推斷してはならない。古き炭礦の鑛夫病院の如きは、極めて行届いた到底地上工場では追付かない設備を施してゐる所もある、尤も之等は大炭礦のみで小炭礦に至つてはとて之に倣ふことは出来ないが、大炭礦が理想的の醫療を施すのは、鑛業は比較的社會と交渉鈍いので施設は何事も獨力でやらねばならない、やるならば一層完備したものにしやうといふことになつたのであらう、且鑛業は人命を毀損すること甚だしく、せめて醫療を完ふするの或は一種の罪滅しと考へたからかも知れない。

九州方面に於て療病院の最も理想に近いのは麻生、具島二瀬坑などであるが之等は診斷用にx光線の機械など据付けて患者の便宜に供してゐる、且醫員も御手近の福岡醫科大學から供給を受けられる便宜があるから比較的優秀な技能の士を得る譯で、この點は鑛夫一般の大に感謝せねばならない點である。

俺等は茲にこの立派な技能の持主である醫員の自慢語を受け賣りして、一炭坑に於ても斯くばかり進むだ施設をやり得るかを確實に裏書させたい。これは具島鑛業會社管牟田病院での出來事である。

＝怪物を孕む＝

大正七年の暮管牟田炭坑の鑛夫で三十六男、三十二女の夫婦の間に女は怪體の知れ

ぬ怪物を孕むだ、その畸形兒は母體で六七ヶ月順當に成育したもので、それから三四ヶ月を經過しても何等の異變がない、不思議だといふので病院の手に羅つたのであるが、その時は既に胎兒は死亡してゐたのだ、大手術によつて漸く引出したが、其死體は、子宮外妊娠であつて、三個の死體様のものが發見された即ち喇叭管の内に右の卵巢は皮膚様囊腫が出來一見人間の形を整へ、左の卵巢は齒が生へ毛髪も揃ふて普通胎兒と異ならない、尙一つは卵巢の横にこれまた皮膚様囊腫あり、血脈の凝塊のやうなもので、都合三個の畸形兒があつたので同院では珍妙の學術材料にとて永く胎兒を保管してゐるが、この大切解を仕上げて母體は手術後二週間に退院せしめたといつてゐた。畸形兒が珍らしいので手術は驚くほどの事でもないが、こんな山奥病院では未曾有の事ださうである。

鑛山病院では大抵鑛主から幾分を補給してゐるのであるが同院の入院料は一食僅に六錢を徴収するのみで八錢は會社が補助して一食十四錢で賄ふことゝなつてゐるから三食分十八錢と藥價の實費を支拂へば好い。其藥價は一日三錢診斷料は一回五錢と頗る安直だ、之を詳しく掲げると左の如し。

初診料五錢 □初回診斷十錢 □講求診斷料五錢 □鑛山以外の患者一圓 □普通診斷十錢
 □藥價三錢(一日) □藥物ノ高キモノ實費 □麻醉一圓 手術一圓 □點眼一錢

この病院施設でこの藥價であるから近傍の者は病氣にでもなると

＝病氣中は僞坑夫＝ 病氣中だけ僞礦夫に化け、この恩浴に均霑してゐて、全療するとサツサと逃げて行くやうな不埒者もあるそうで、かゝる徒輩は大に指弾せねばならないのであるが、どれが本礦夫やら、どれが僞礦夫やら見別けられぬので閉口してゐるらしい。かゝる醫療施設は全く資本家の温情主義に立脚して出来上つたもので、此の點は温情主義を非難する俺等でも買はねばならない處であらうと思はれる。全く資本家と労働者が権利づくめで力味合つてゐては到底労働者が眞劍の仕事が出来ない、これは俺等と雖も決して拒むものでなく、たゞ俺等は労働者の生活資料たるべき賃銀の全部を何の保障もなく、全く資本家の自由意思によつて決意さるゝことの甚だ心元なさを覺ゆるのみで、人格對等主義の意義は誤解されては困る。

珠に資本家なるものは輕微の恩惠を施すに於ては如何にも慈善家面をしたがるものである、これ既に相手方の人格を輕蔑するものだ。世に貧者の一燈、長者の萬燈といふ、百萬長者にして相當労働者の爲めに醫療施設を全ふし、病氣の全快を早からしむる支出位は一家政上何等の動搖もない、大海の粟粒位で然も之が人道的に社會を益するのみならず、生産行程の利害打算の上から云つても資本家を利するものでないか馬に佳い秣を與へることは能く馬を驅けさせる爲めに外ならない。

礦山に於て世に謂ふ恩情のために、療病院に投じられてゐる經費は、何程であるかといふに極めて微々

たるものである、某炭坑の附屬病院の一ヶ年經費を掲げ其収益との比較を示すと

雜費、七萬八千五百八圓十六錢三厘△儲金、二萬三千二十二圓五十錢二厘△差引不足、五萬三千二十二圓五十錢三厘△出炭高、百三十九萬九千二百八十噸△一噸當費用、〇四錢△患者數、四十六萬三千六十二名△一人當費用、十二錢

噸當りの費用は僅に四錢に過ぎない、患者數一人當費用は此れ又十二錢である驚くべき輕微でないか。現今の炭價は一噸山元に於て上等炭は廿五圓の高値である、如何に先約定の取引をなすとも噸二十圓を下ることなからう。一方生産費は戰時中より非常に騰貴して坑木、鐵、電力、發動機などに多くかゝり、一噸九圓程を要するそうであるが、廿圓より九圓を差引き殘額十一圓が純益となる勘定だ、其十二圓に對して僅かに四錢、殆むど九牛の一毛で貧者の一燈にも足りないではないか。

第卅六節 避け難い落磐傷害

＝病氣と負傷＝ 礦業労働の作業上危険なるは今更謂ふまでもないが、それが何程の割合を以て負傷したり、病氣となつたりするのであらうかといふについて調べて見ると某炭礦の八年二月末礦夫數が六千七百二十六人、其内一箇月の患者延人員は一千十一人に及むてゐる、即ち約半箇年毎に一度の負傷率とな

つてゐる勘定である、其病氣の分類は左の如し。

| | |
|----------|--------|
| 消化器 (過食) | 一五二人 |
| 呼吸器 (風邪) | 一六三人 |
| 神経系症 | 四九人 |
| 傳染病 | 五四人 |
| 合計 | 四七一人 |
| (以上内科) | |
| 軟部損傷 | 二六七人 |
| 皮膚病 | 七四人 |
| 花柳病 | 三二人 |
| 合計 | 三七三人 |
| (以上外科) | |
| 眼科トラホーム | 六一人 |
| 其他 | 一〇六人 |
| 合計 | 一六七人 |
| 總計 | 一、〇一一人 |

消化器症の多いのは過激労働のため過食すると、食時不規則のためであるが、呼吸器病の多きは風邪のみならず、平素炭塵や炭酸瓦斯を呼吸することが夥しいからである。神経系統及傳染病の多いのは單に礦夫

等の不衛生のみの罪に期することは出来ない、其幾部分は礦山固有の疾患である。現に眼が振るものもさう闇黒内で眼光神経の過勞による特種の礦山病と謂ひ得る。軟部損傷の多いのは肉を傷くもの、總稱であるからで極めて輕症も斯く唱へる、礦夫の間では、どんな輕症でも公症となると治療中給料の半額は給與されるから身體が倦怠を覺へて仕事に手がつかぬ時は自ら傷けてこの支給額を受けてゐる狡猾者もある、其最も手近い方法は鋸を逆手に持つて腕でも股でも逆に擦らば血はにちみ之れに炭粉を塗り付ける、これで公症で御座ると届出で、醫者は之を公症として正規の手續をする、實際其の傷害までは故意か過失か全く見當がつかないから機を見るに敏感な礦夫はこの欠點を悪用するのだ、これで軟部損傷が多いのである。

== 皮膚病が多い == 皮膚病の多きは不潔に起因するもので、衣服の洗濯を面倒がり入浴を怠るからだ、而もこれは傳染病であるから傳染するものが多く自己より發するのは尠ない。花柳病の比較的寡いのは不思議な位であるがこれは大抵入院などを恥ぢ、自分のみで仕末をつけるか放任して置くためで實際はモット多數に上つてゐる筈だ。コハ福岡縣内礦夫の徴兵検査に於て百分の二十六の花柳病罹病者があつたのでも判る。公傷の原因を示せば次の如し

坑内
 落磐のため 九〇
 礦車のため 二七
 機械のため 二二
 其他 一〇三
 坑外 二二

九〇
 二七
 二二
 一〇三
 二二

で落磐が最も多数を占め礦車や機械は比較的寡い。これは過失によるのでなくで不可抗力によるものなることを示してゐるのである。

落磐が二分の一で其他の全部と匹敵する。危険の極度はこの圖表によつて略推斷し得るのである、不可抗力による

| | |
|---------|---------|
| 落 磐 | 二 分 ノ 一 |
| 礦 車 | 六 分 ノ 一 |
| 杭 木 踏 倒 | 六 分 ノ 一 |
| 其 他 | 六 分 ノ 一 |

傷害が最も多いことは、醫療施設の最も完全なるを要求するものである、然うなれば礦業労働は餘りに他の工場労働に比して殘忍を強ゆることゝなるからである

第卅七節 無料診療と僻み根性

== 僻み根性が手傳ふ ==

この醫療は全く礦主の恩恵によつて設立されたものに相違ないが、恩恵によつたといふことによつて醫員と礦夫との間に僻み根性が時々禍して妙な経緯が起ることがある。

醫員側から云へば普通の病院の患者と別に變りがないと思つてゐても時々癪に障ることでもあると「何んだ特別治療の癖に」

然も峻坂が多く、雨の日など泥濘で醫員の往診の御苦勞が思ひやられる。雨降る日など風吹く日など、急



鑛夫病院

との輕蔑心が萌す場合が無いこともない。患者側の方では特別治療だから殊更不親切とか、傲慢とかの感じが鋭敏に頭に響くもので、不平の塊になり易い。炭礦長屋は大方山間僻陬の地を切り開いて建築してあるのだから村邑が所々に散在してゐるし、御刺けに道路なども極めて俄造りであるから御粗末のもので、車など贅澤のものではなく

病人あると聞けば捨て置きず職務柄お厭ひなく往診に出掛けられる。之を済ましてやつと歸つて行かれると直ぐ又隣の家から往診を頼みに行く。済ませて歸る。又ツイ近くから頼みに行く。こんなことが度々ある。これが二度も繰返すと遂には醫員が疳癩玉を破裂させることがある、尤もである。そこでこの二重の負擔を緩和するために種々工風した結果、漸く一策を案出した、それは醫員が往診の時に、赤い幟を持つて行く。賣藥の東西屋よろしくの體裁である。

それを患者の門口に衝き立て「醫者は此處にあり」との標識にする。近所に病人があれば此處へ驅けつける、それで使で態々病院まで行く世話が除け、醫者も二度とこの阪路を往復する必要が無くなる。兩方の得策だ。ナカ／＼の思い付きで至極結構のやうであるが、サテやつて見ると甘く行かない。

第一醫員が赤い幟を樹て、來られると患者は如何にも病神が舞ひ込まれたやうに嫌つて仕方がない、第二に家人もそれによつて忌やかな顔をする、こんなつまらない理由であつたが、この頃ではトウ／＼廢してしまつた。

尙一つ醫者と患者との僻み根性の衝突は、患者が僅かの醫學上の智識缺乏から起ることで、醫者にも氣の毒であるが眞に止むを得ない。

嚴冬の眞夜中に病院の門を叩くものがある。何事が起つたかと開いて見ると子供が急病で危篤だから先生の來診を頼むといふ泣々ながら起きて、急いで診察して口を二何の事か、熱も平穩で呼吸も變りない多少咽喉加多留にかゝつて喘ぐ氣味がある位であつたり、決して明日まで待てないやうな急病でも何でもないことがある。こんな時には醫員先生、多少心中穏かならない所へ持つて來て、患家で横柄な言葉使ひでもされると醫者は嚇となつて御機嫌斜となる。患家の方では特別施療だといふ氣があり、僻み心性が除かないから捨白辭の一つもいふ、謂はないでもアノ醫者は不親切だといふ、全く感情の行違である。而しこれが嵩すると勞働者の不平を増積するもので昨年のやうな暴動の原因ともなる。昨年の暴動の原因調査の時にも、醫員の不親切との聲が沸々あつたやうだ。而し其間の事情が判明すれば罪の半分は鑛夫も負擔せねばならない。

第卅八節 法規の不備に藉りて

＝鑛業法は不備＝ 法は完璧を期することは出来ない、よし完璧に近い法規を制定しても、之を運用する當局の手腕の拙劣によつて死法となる。鑛業法は今より二十年前に制定されたもので到底今日の勞働界に圓滑に運ばれそうもない。併しその不備の法規も活して用ゆることを考慮するのは法律を攻究するものゝ心得べき戒めであらう。若し其法律の不備なるによつて之に乗せんとする不心得者あらば益々世の

中は暗となる。昨今鉱業界で問題となつてゐるのは鑛業法に労働者が事業上の負傷（公症）の時は過去三十日間の平均賃銀の半額を給與さるゝ旨が規定してある。一見甚だ隱當のやうであるが、決してそうでない。例へば茲に鑛夫あり、彼は性來狡猾者で遊んで日給を與へられることを考へてゐる、生憎そうした仕事はないけれども好い方法を思ひ浮べた、それは鑛業法の不備に乗じ過去三十日間力の能ふ限り、根の續く限り無茶苦茶に働いて置く。そして指の先でも足の先でも自分で傷けて醫者に落弊公傷の如く告げる、醫者は原因落弊なり一週間の治療を要すとの診断書を書いて呉れる。そうすると入院中の賃銀は、過去一箇月間の平均賃銀の半額を以て算定されるから、平素の大約七割八割位を給與される。入院鑛夫は病院に遊んでゐても實際正直者で身體の加減が悪くて充分働き得ない者より多くの賃銀を得ることゝなる、之れ甚だ不公平だからといふにある。故に裁あ近頃鑛主は特定賃銀法なるものを案出した。これは法律で過去三十日平均賃銀となるのを、鑛主が自由裁量によつて特定賃銀を定めやうとするのである。若松石炭鑛業組合でも早く評價賃銀法を公定して貰つて鑛夫の普通の手腕につき、鑛主が裁量するの權限を與へられんことを官邊に建議してゐる。

二鑛主に裁量權二 これは勞資對等主義を捨て、温情主義に屈從するやうなもので鑛主に裁量權を與ふることは鑛主の專横に陥り易いことになりはせぬか、即ち角を矯めて牛を殺すことゝならねば幸であ

る。最も入坑間もなき新參者は其時の普通の脚前について特定賃銀を評價されても差程大きな異變なく又不公平も起るまい、併し五ヶ年以上の勤続者などに對しては公傷の場合などは其鑛夫の勤続に愛で、全額の給料を支給しても當然のものである。若し之れがために横着者を輩出する處あらば、一週間或は十日以上よりは減額すべき制裁を附しても好い、素より今の鑛業法は幾多改正の要はあるが特定評價賃銀法は考へ物である。若し強ひてこの法律を望むならば賃銀評定の場合に鑛夫も參加せしむべきである。

第卅九節 養老施設と共濟會

二涙金でお拂い箱二 炭坑地方には養老施設や共濟會などに關しては全く缺如してゐるといつても差支ない。前者については辛じて法規の給與を與ふものは關の山で其他十年二十年勤続のものでも、僅か一年若くは三年位の給料を涙金として、仕事の間には合はなければドンッとお拂ひ箱となる。この邊は無慈悲なもので、其間に温情など微塵もない。資本家は都合の好い時によく温情主義を振り廻すが、コンナ場合には此の主義を可成人知れぬやうに納め込むで置くものだ。

高島炭坑などでは勤勞賞與規定を設けて平生の稼ぎ高の二分五厘を一箇年に半ば強制的に貯金せしめて之と同額を鑛主より給與して別途に積立てしめる。そして鑛夫の積立てた分は、半箇年毎に之を鑛夫等

に賞與と同時に分割してしまい、業主よりの別途積立は之を永久に積立て、礦夫の退職する時に渡して呉れる。即ち之が養老資金に充たるのだ。此外に同社には共済會なるものが組織されてゐる、これは工場などの消費組合など、性質は似たもので此社の特異でもないが参考のために記せば、共済金として一箇月獨身者二十錢、夫婦者三十錢を之また強制的に積立てしめ、これに對しても總額の半額は業主より給與してゐるが、之が消費方法は、礦夫仲間の冠婚葬祭等に各個人が見舞として或は弔慰金として與ふる代りに團體で提供する、又退職の時に年數に應じて支出する場合もある、其他は大同小異であるから省く。

何れにしても炭坑地方の此等の給與額は極めて微々たるもので之を以て決して悠々老後を楽しむことは出来やう道はない。働ける間の賃銀問題も必要に相違ないが、働けなくなつて老の後の振方こそ最も肝要である。労働者も必らずしも資本家に縋ることを能と心得なくて自奮して多少の貯蓄をすると共に、資本家に於ても今少し眞面目に労働者の利害をも念慮に置いて戴きたい。

二 恩惠的の養老資金 元來養老資金を給與する如きは、自由競争の經濟組織では全く資本家の恩恵とされてゐる、給與額の寡ないのは必らずしも咎める譯に行かぬ、雇主から云へば、労働者が死ねば直ぐに代りは得られる、一日なり一週間なり一箇月なりの賃銀を約束して之を任拂へば宜しい、雇つたものは雇つてゐる期間内だけ出来るだけ働かせ、賃銀は値切られるだけ値切る、それがために労働者が病人と

なろうが跋とならうが、ソナ事は少しも頓着しない、これが今日の雇主の心理である。養老資金を支給するのならば少額でも可いとせねばならないではないかといふ。随分極論であるが雇主をかゝる心理に誘導したのは抑も今日の自由競争の經濟組織に胚胎してゐるから、之を矯めることが急務ではないか。

左に目尾礦山及下山田礦山に於ける共済組合制度を掲ぐれば次の如し

組合の組織

一、組合員の範圍、種類及現在人員、當礦業所の使役人は全部會員たるものにして會員を分ち二種とす。

甲 普通礦夫會員 乙 定受負人部下の礦夫たる會員

大正七年末現在會員數は三千七百五人とす

二、掛金の方法及其金額、會員は礦業所より賃銀受領の際左記の會費を納入するものとす。

甲 普通礦夫たる會員賃銀の百分の二、定受負部下の礦夫たる會員賃銀の千分の五

三、救済の事項方法、條件及其金額會員左記の事項に該當する時は救恤す、(イ)傷病疾病に罹りたる時、

(ロ)廢疾となりたる時、(ハ)死亡したる時、(ニ)同居の家族にして傷病疾病に罹りたる時

救恤の方法左の如し

(イ)本會に於て施療す尙七日以上に渉る時は其翌日より全癒までの缺稼日數に應じ療養日當を支給す、若し歸國療養する時は歸國旅費及一時療養手當を支給、(ロ)廢疾扶助料を支給す、(ハ)二等親以内の遺族に扶助料を支給す、(ニ)傷疾疾病にかゝりたる時は總て施療す。

定受負人の下にある鑛夫たる會員は稼業中若くは稼業に基因して傷疾疾患にかゝり又は死亡したる場合に限り前記の救恤をなすものとす。

左記の場合は救恤の全部又は一部をなさざるものとす。

(イ)遊蕩の爲め傷疾疾病に罹り又は争鬭若くは自殺の目的にて負傷したるもの、(ロ)本會醫師の治療を受けざるもの

救恤金額左の如し

イ 傷疾者施療實費、(ロ)缺稼七日以上に及ぶ者の療養日當

甲 鑛業所鑛夫扶助料規則により扶助せらるる者

會費納入年數 一年未滿

一年以上五年未滿

救恤金額

五錢

七錢

會費納入年數

五年以上十年未滿

十年以上

救恤金額

十錢

十五錢

乙 鑛業所扶助規則により扶助せられざるもの

會費納入年數

一年未滿

一年以上五年未滿

救恤金額

十五錢

十七錢

會費納入年數

五年以上十年未滿

十年以上

救恤金額

二十錢

二十四錢

(ハ) 歸國療養手當

會費納入年數

一年未滿

一年以上五年未滿

救恤金額

四圓

五圓

會費納入年數

五年以上十年未滿

十年以上

救恤金額

六圓

八圓

(ニ) 廢疾扶助料

會費納入年數

一年未滿

一年以上五年未滿

救恤金額

十圓以上十二圓以下

十二圓以上三十圓以下

會費納入年數 五年以上十年未満 十年以上

救恤金額 十圓以上三十圓以下 二十圓以上五十圓以下

(ホ) 遺族扶助料

會費納入年數 一年未満 一年以上五年未満

救恤金額 十五圓以上二十圓以下 十五圓以上二十圓以下

會費納入年數 五年以上十年以下 十年以上

救恤金額 二十圓以上三十圓以下 二十五圓以上三十五圓以下

四、掛金又掛済金の算出基礎に關する事項、前項説明以外算出基礎に關する事項なし。

五、準備金算出基礎に關する事項なし。

六、事務の管理及執行に關する事項、本會の事務は左の役員により施行す。會長、理事、書記、醫員、世話方又會の決議機關として通常會、臨時會、理事會を開く。

七、法定扶助と組合扶助との關係、礦夫扶助規則により法定の扶助を受くるものと雖も當然本會の扶助を受くるものとす。但し治療は其必要なく又療養日當は前表の通り法定の扶助を受くる者と然らざる者との間に等差を設く。

第三、組合の財産

財産管理の狀況は會費寄附金等の収入は凡て鑛業所に於て預金(利子年八朱)として保管し救助の必要ある場合之が拂戻をなすものとす。

第七章 精神生活と物質生活

第四十節 技術が主か人事が従か

二 鑛業は工業か 工業は一般に機械力と勞力とを並用するの故を以て根本的必要條件とし、機械力ばかりでも勞力ばかりでも工業は起らぬ。鑛業は工業であるか、ないかは判明しないが機械力と人力とを以て勞働條件としてゐる點は共通である、然して、從來は機械力を巧みに操縦する技術に重きを置き、技術的方面に於て優秀な人物を招聘することが出来たら、それであまり事缺かないことのやうに思はれてゐた。鑛業のやうに殊に勞働者が亂暴者が多い事業には其管理者は度胸が据つてゐて、氣轉の聞く者でさへあれば、教育があらうが無からうが、人事の差繰りなどを左程六箇敷いものと考へられてゐなかつた。従つて坑長などは勿論技術者が就任すれば、人事方面は殆んど顧みられなかつた。實際技術者と直接生産

に従事する礦夫さへあれば、明日から礦業が開始し得るもので、人事の如きは逡巡の古手か軍人の古手位を臨時に引張つて来て之に据へたら事足ると解されてゐたものだ。處があつた炭礦暴動以來、とても之等の人種では礦夫の推服を招くに至らないばかりでなく、技術者の坑長のみでも手に餘るやうになつて來たので、最近では礦主側でも稍目醒むる處あり、新智識を有し労働問題に相當理解を有する専門學校出身者を以て管理者に擧ぐるやうになつて來たのは一進歩と云ひ得る。

二労働能力が中心

實際今後の世界は労働能力を中心として總てのものが回轉するのだ、如何に天然の資源が豊富であらうとも、人間のエネルギーを保存して、之を節約し、活用することをせないうで、無闇に濫用し、盡した日には其國家さへ滅亡の非運に陥らねばならぬ、我國のやうに天然の資源が殊更貧弱なものは一層努力の節約を以て要諦とせなければならぬ。この努力の節約を研究調査する爲めには労働者の心理状態やら物質的給與の過不足やら、所謂、労働の最高限度を發揮し得るやうの施設を講ぜなければならぬ、こんな重大な責務がどうして逡巡や軍人の古手で果し得やうか。

語を換へて曰へば、労働者の管理者は死んだ機械と生きた身體との中間にあつて温みある貯蓄所の役目を勤むるものである。即ち表面は礦主を代表して裏面には礦夫の生産能力の發揮に努めねばならぬ。而して今後の労働者の能率増進策は自由な空氣の下に自發の責任を持たすやうにするのであつて、今迄

のやうに嚴密な罰則を作つて、俺等の行動を飽くまでも監視したり、礦業生活に不安や恐怖の念を堪へず起さしめてゐるやうでは、とても充分働けるものではない。

この點を氣づいてか、どうだか知らぬが礦主が近來新進の智識に耳を傾けるやうになつたのは賀すべきである。

第四十一節 女礦夫と幼年礦夫

一礦夫の勢力

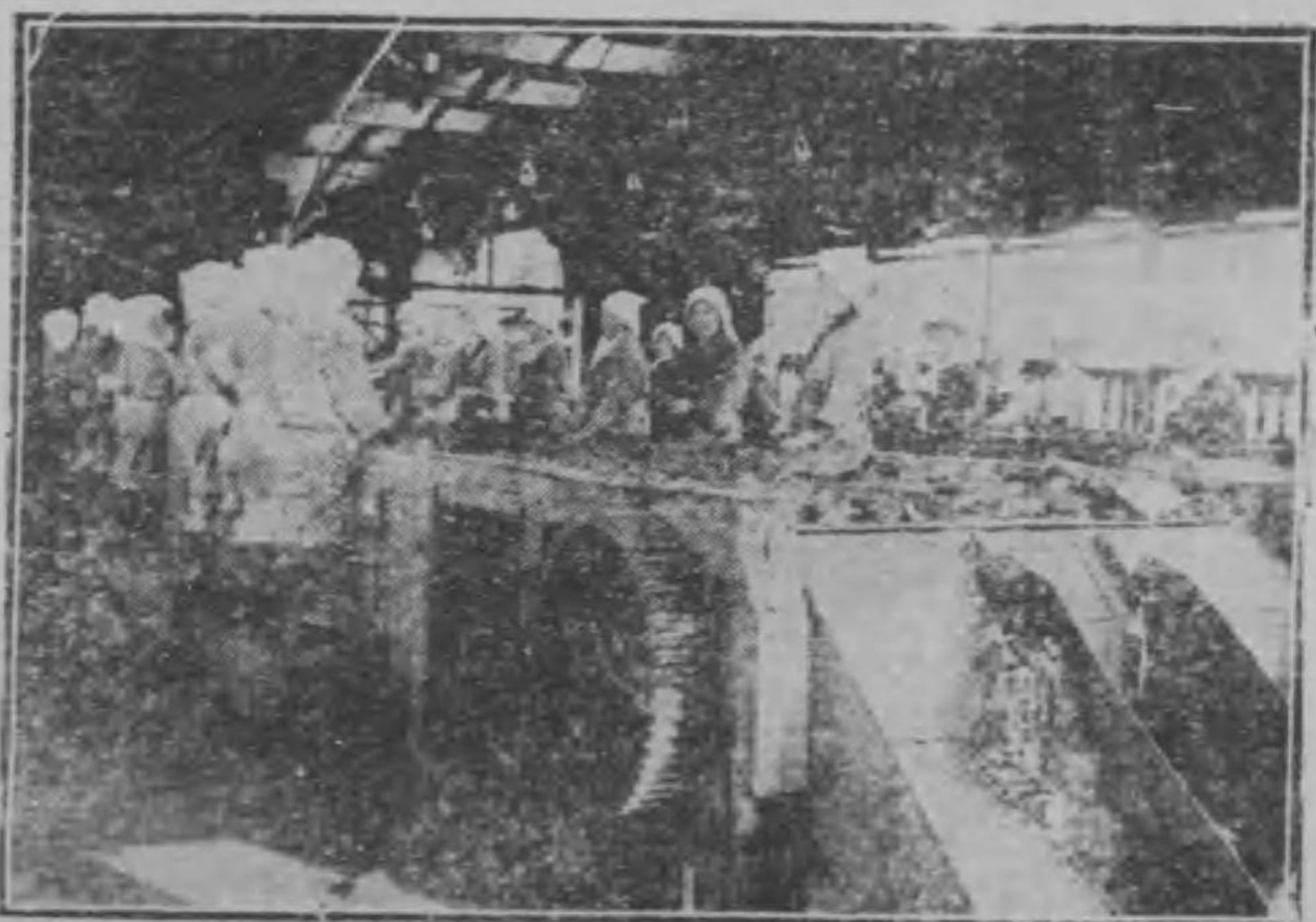
礦業界で女礦夫や幼年礦夫の勢は侮り難いものがあつて、若し國際労働會議で之等の労働者に對して保護政策に基く作業上の制肘的規定が設けらるゝことゝなると事業の盛衰に大關係を及ぼすであらうと豫想されてゐたが、果然國際労働會議では婦人の夜業禁止案が通過した（即ち午後十時より翌午前五時まで）と十四歳以下の幼年者の雇傭も禁止された。日本も早晚此規定に従はねばならぬ。此時に當つて礦山に於ける女子の作業（礦山にては年中夜間作業と同一の弊あり）は如何に取扱はるゝであらう、蓋し興味ある問題である。

二男礦夫と女礦夫

目下礦業界で男礦夫に對する女礦夫の割合は男七分女三分で、其又女の三分を有夫女と處女とに區別すると前者は二分、後者一分と見て好い。更に十二歳以上十八歳未満の幼年礦夫

は恐らく全鑛夫の一分にも達してゐない程の少数である、且この幼年鑛夫は探炭夫等に従事してゐるもの少なく、重に雜役夫其他比較的軽い労働に従事してゐる。

尤も心身の發育期に於て、かかる過激で非衛生の作業場で労働を続けることが、能率の向上を阻害すべく延いて一國の勞働力の持久策を誤るものであることは今更暇々を要しない、然しそれにも増して纖弱な女の身で、荒くれた男鑛夫の間に混つて後山のやうな當てゝゐるが其外は素裸體だ、頭は束髪を無雜作にクルクルと巻き、手には甲羅を穿めてゐるばかり、一つの飾り氣のあることなく、肉に豊かな胸間から乳のあたりは勿論、女の誇りとする臀部や太腿部の曲線



美がカンテラの魔のやうな仄かな光に搖れて漆黒の闇の裡で浮び上つてゐる。其傍で男鑛夫はこれまた素裸體で種さへも締めてゐない、向ふ脛の所に脚脛のやうなものを纏つてゐる、鶴嘴に全身の勇を罩めて巖丈な體軀を動かしてゐる。この光景の瞬間の印象は如何にも美的な、神秘的な、太古の世界に遊ぶだやうな氣がせないこともない、或詩人は『自然が深く藏したる寶庫の鍵を握れるものは汝等なり』と謳つたことなど想起して一層詩化せしめるものである、併しそれは客觀的に幻影を描いた場合のことで、自分が鑛夫の立場に歸つて、坐ろに現實のこの勞働状態を顧みて見るとこの幻影は悉ち掻き消されて淋しい、悲しい所謂現實曝露の悲哀を感じなければならぬ。

男鑛夫が生きむが爲めに瀧と流るゝ汗を絞り、磐若と戦ふやうに、女鑛夫も之を援けるために脆弱な筋肉を虐使するのである。

二女鑛夫の仕事二

女鑛夫の仕事としては、先山が探つた鑛物を箕のやうなもので掬ひ上げて之を「スラ函」(二百斤入位の函)に移す、これが一杯になるとこの函の向ふ側に紐が着いてゐて、紐を肩にかけ、恰度人力車の「先き曳き」のやうな格好で、カンテラを口に啣へながら「スラ棚」又は「捲立て」(假貯鑛所)まで引摺つて行く。切羽から捲立てまでの途中は大抵傾斜に路を作つてあつて、細い軌條が敷いてあり、其上を滑り下ろすのであるが、其傾斜が二十度以上ならば引摺つて行けるけれども、十度以下と

なると傾斜が急な爲めに、引張る譯に行かない、反対に文へ氣味で、其疾を徐々に下ろして行く、即ち或時は支へ或時は引摺り、苦勞しながら「スラ棚」まで持つて來ると歸路は又空虚の函を引摺つて元來た道を昇つて行くのだ、而して鑛層が狭ければ狭い程、其行き通ふ道が狭くなるのであるから、急角度に小腰を屈め、一層狭くて二尺層三尺層となると腹匂ひをやらねば通られない、こんな時の女鑛夫の苦心は一入加はる。この勞苦を御本人は平氣でやり遂げてゐるが傍の觀る眼に無慘で無くて何であらう、俺等でさへ涙の滲むこともあるのに、何故に世間に充分の同情を得ないのであらう、内助の効によつて生くべき女子がこの過激の勞働に従事することは如何に生の爲めとは謂ひ乍ら女子の本領を通り超した、最も弊害の伴ふものなることを直感せずにはゐられない。

＝勞働率の少い女＝

こんな過激の勞働であるから、月經時には女房でも、娘でも大抵休ませる、

殊に女房は家庭向の用事も多いので一層多く休ませる、女子の稼働率が男子の半分位であるのはこういう原因から起るので、女鑛夫が段々拂底して賃銀の昂騰率が男子より多いのは、之等の傾向をなすものである。腐甲斐ない俺等にも涙はある、多少でも錢を貯めると成るべく女房や娘を先に休ませて出来ることなら、コンナ勞働に従事せしめたくないのは人情の然らしむる所でないか。然し、それでも妙なものでこんな過激の勞働でも、浮き川竹の勤めより氣苦勞がないと見え、俺の知己の間には女郎や、仲居をしてゐた

ものを受け出したり、又は馴れ合つたりして、男は先山、女は後山と女も共に炭坑入をしてセツセと働いてゐるものが何程もある。こんな女は水商賣に浸つてゐて、紅や白粉で醜い卑しい肉を包み、口先一つで遊治郎の金を貪つてゐたらよいもの、選びも選んでコンナ激烈な肉體勞働に變るなんか随分物好きで、嘸本人は辛からう、苦しからうと思つて、御本人に問ひ訊すと決してさうでないといふ。夜毎に變る仇枕で安い夢さへ貪り兼ねて何の幸福があらう、何の奇難があらう、身體を粉に碎いても定まる亭主と共稼ぎは誰に遠慮のいらぬ事、氣苦勞が除かれるだけでも、どれだけ助かるか知れない、いらぬオセツカイは御無用に願ひますとの話、これなどは手鍋提げても詩的生活の實現である。ソハ兎も角これも生の爲の眞惜みであるが俺等の生活に餘裕が出來たら、何を苦んで大事の女房や可愛い子供に、こんな仕事をさせて置かう、之れ皆喰ふに喰へない儂なさの窮策である。女鑛夫や、幼年鑛夫の増加が個人の體質を悪くするのみならず、延いて社會政策上弊害があるとの事なれば、先づ俺等の賃銀を生計し得る程度に引上げて貰ふことが先決問題でなくてはならぬ。

第四十二節 共稼ぎと女權擴張

＝男と女と同額報酬＝

國際勞働法規案の第七條には男女とも同一價値の勞働に對し同額の報酬

を受くべき原則を制定してゐる、男尊女卑の日本などでは同一價値の労働をしてゐても、女は男より賃銀は安いものと慣習的に相場が定まつてゐた、精神労働の方には尙更其傾きがある、最も甚だしい例は、小學校の女の先生がそれで、別に男教師と比較して遜色があるやうに見えないのに、女教師の俸給は概して男教師の上に飛上ることが出来ないことゝなつてゐる。今日の如く女子覺醒の機運が展開して男子の方から女子の向上が絶叫さるゝやうになつてゐても、まだ御本人の婦人の方々が他人事の様々に共鳴するものゝ極めて微々たるものあるは甚だ珍妙な現象である。肉體労働は、賃銀算定につき直ちに物理的に鑑識し得られるので、極端に女子を薄遇する譯に行かぬ筈であるが、それでも女子の賃銀は男子に比し二割乃至四割方低位にあるは争ふことが出来ない。元來男は力仕事、女は細い仕事と肉體の關係から先天的に二派に分れてゐるが、小兒の仕事の如く平易なものは格別として、力仕事が何故に賃銀高く、細い仕事は何故に賃銀低いのか合點が行かぬ、女が男役を努めること不能ならば、男が女役を受持つことも至難である、反對に若し男が女の仕事をなし得るならば女として男の力仕事は或程度まで仕遂げ得るのである、現に歐洲戰爭で多數の壯丁が戰場に送られて、其留守中は工場でも電車でも皆女が補充的に其労働に従事して立派に男子の代用をしてゐたではないか、現在熟練職工の歸還兵となつて工場に歸つて来て、彼等の職が女子の手によつて奪はれてゐるのに業を煮やし一層労働問題が紛糾してゐるのは、女子の労働的手腕が工場方面

で充分認められて来たことを證するものである。

二 男女の區別はない

然して客觀的に仕事の効果から見ても同一であるやうに又主觀的に仕事の

苦痛の程度から謂つても男女の間に區別を立てられまいと思はれる。それにも拘らず賃銀を異にするのは日本の傳統的の弊竇であると謂はねばならぬ。俺は此點から國際労働法規を以て人道至上當と信するものである。この邊嶺山に於ては尤も公平で、最初より賃銀算定の基礎が先山と後山（夫婦もの多し）一組に置いて一組で六箇の炭を掘つたから賃銀三圓だといふやうに、決して男女の差別待遇を與へてゐない、尤も後山の仕事は随分過激で、腎臟的ヘナ／＼男子が此の仕事を観たら眼を丸くする位だから、賃銀が同一であることは當然のことだが、叙上のやうに當然でないのが日本の常である、それを此處ばかり當然にしてゐるから、此點は炭礦が文化に於て一步進んでゐるのだ。

二 女權擴張の風あり

女でも男と同じだけ儲けるといふことは女の自尊心を高める。まさかの時

にはこの腕によつてとの自信力を強める、此地方に夫婦の離別が多くつて反面に内縁が多いのも其一つの原因は此處に胚胎するので無からうか。而して一般に礦夫の家庭では女權が餘程擴張されてゐる。姑や小姑に辱められながら憂き日を送つてゐるより、寧ろ出でゝ自立の途を講ずると謂つた風がある。併し必ずしも亭主を聲に敷くとの意味ではないが、日本に有勝な比較的男子の獨斷的壓迫に遇つてゐないといふ

までである。コハ共稼ぎから来る當然の歸結である。

== 共稼ぎは一の美風 == 社会的に觀察すれば共稼ぎは一の美風である。親父が額に汗して儲けた冷たい金を鼻が後から後から帯にし、羽織にし、指輪にし、虚榮の塊に化身して行く現代の風潮は寧ろ文明的悲哀でなければならぬ。世の中のセチ辛さは共稼ぎの苦痛を共に味ふことによつて一層親しみを増すかも知れない。鑛山地方には夫婦間に女權擴張が甚だしいのに、一面には案外睦み合ふてゐるのも、この關係からではなからうか。

而しその共稼ぎも家庭といふ立場から觀れば全く別問題で遺憾ながら家庭の破壊であり、義道德の破産である。

第四十三節 人並の教育だけ

== 二人の子供が困る == 俺には二人の小兒がある、共に村立の小學校に通はせてゐるが成績が普通の商家や、月給取の小兒に比して好くないので困つてゐる、剩へ、起居學止が粗野で親が云ひつけてもそれを守らうとしない、大體兩親を子供の哺育者であること位は知つてゐるが、親と子との間に情に絡まる愛執の念が非常に薄い、之れは俺等が細い煙を立てるために女房と一所に朝は四時起き、晩は七八時頃寢

ので乳呑兒ならば子供の預託所へ預け、腕白盛りは五錢か十錢を持たせて學校へ追ひやるから、子供の顔さへ見る機會が至つて妙ないので小兒との親しみが薄く、家庭の教育が足りないのも其原因を爲してゐるのであらう。近頃小兒を仲間の小兒と一緒に遊ばせて置く駄菓子を買喰ひを覺へて來た、成るべくやつた金は費はぬやう貯金でもするやうと嚴しく學校の先生に訓誨を與へて貰ふのであるが、この弊は容易に矯められないと零されて俺等も心を碎いてゐる。然しこれを小兒の側から云へば學校から歸つても家には戸が立つてゐるし、仕方がないから近所の小母さんの家で遊んでゐるが、親から貰つた錢で菓子でも買つてムシャムシャ、シャぶつてゐる間に時間が過ぎる、必らずしも小兒の罪ばかりでない、親の子に對する努めが不充分だからである、小兒の頭腦の悪いのは俺の子に限らず、鑛夫の兒童一般の通有性と謂つて好い、これは俺等が酒と女に身を持ち崩した罪惡の觀面子供に報いたので、今更慚愧に堪へない、併し一面に於て衣服の不潔にするとか、粗暴狂に近いとか、執拗であるとか、買喰ひをするとかは皆後天的性質で教育の方法如何によつて矯められぬことはない。

労働賃銀の低廉であること、労働時間の過長なることは共に俺等の一家團樂の樂みを奪ふばかりでなく直ちに子弟の教養にコナ惡感化を及ぼすことから考へても何とか識者の考慮を煩はしたいものである。

九州の炭鑛地方に於て鑛主が獨力私立小學校を經營して生徒全部が鑛夫と事務員の兒童で充滿してゐる

といふのは貝島鑛業所と三池鑛業所其他二三の大炭坑に過ぎない、其他は村立小學校に礦主が寄附金をして校舎の擴張をしたり、維持費に充てたりしてゐるものもある、小礦主などは自己の鑛天子弟の通ふ學校などに頓着なく寄附も何もしないものもある。

二特長ある學校二 私立管牟田尋常小學校（貝島鑛業經營）の校長さんに學校の模様を聞いて見ると御親切に先づ次のやうな統計表を示された。現在（大正八年六月末）の生徒數九百八十三名、其内事務員の小兒は七八分で一割に足りない、殘部は坑夫の小兒ばかり、この生徒等の出席日數欠席日數を調べて見ると（七年三月より八年三月まで）

| | 出席日數 | 欠席日數 | 日々出席平均人員 | 日々欠席平均人員 |
|----|---------|-------|----------|----------|
| 男 | 一〇〇、七六八 | 六三八〇 | △四一二、九八 | 二六、一五 |
| 女 | 九二、〇一七 | 五四四七 | △三七七、一二 | 二二、三四 |
| 計 | 一九二、七八五 | 一一八二七 | — | — |
| 平均 | — | — | 七九〇、一〇 | 三八、四七 |

備考 △授業日數を加へたるもの兒童の總出席數なり。

而して一日中の出席歩合を示すと 男九四、〇五 女九四、三二 平均九四、二三 即ち九割四分二厘三毛を示し他校では八割七分乃至九割八分を示してゐるのに較べると、多少の遜色はあるが鑛夫の移動率昨今

殊に甚だしく、其度毎に兒童が甲校から乙校へ引廻される傾向があることを考へると、この日數は非常の好成績と認めねばならない。

出席日數を月別に擧げて見ると

| 月 | 出席日數 | 欠席日數 | 平均出席人員 | 平均欠席人員 |
|----|------|------|--------|--------|
| 四月 | 八三〇 | 六三〇 | 八四七 | — |
| 五月 | 八三七 | 六三〇 | 八五〇 | — |
| 六月 | 八二三 | 六三〇 | 八一五 | — |
| 七月 | 八一九 | 六三〇 | 八一五 | — |
| 八月 | 八一〇 | 六三〇 | 八三二 | — |
| 九月 | 八四七 | 六三〇 | 八三〇 | — |

といふ風に移動數は四十四名内外に過ぎない、而して夏に出席數が減じて冬に多くなるのはやはり熱い天候の加減からで、鑛夫が子供を坑内で働かすためとは受取れないとの話であつた。更にこの學校の特長といふべきは父兄會を開かない、開いても父兄は皆仕事に急がしいので出校して呉れない、そこで先生の方から家庭訪問を繁々やつて家庭との連絡を圖るより仕方がない、家庭訪問の効果は、兎もすれば放縱に任せんとする鑛夫の子弟を善導するのみでない、鑛夫の教育に關する注意力を刺戟するのにあるといふので、大に獎勵してゐられるやうであつた。

二看護婦の手附二

言ひ残したが炭坑地方の子供にはトラホームと皮膚病が尤も多く前者は總生徒

数の三割後者は四割位に上る、此等は共に鑛夫仲間の衛生觀念の缺如せることを證するもので、濕氣多いのに入浴少いのと衣服などの不潔であるのがその原因をなしてゐる。それで皮膚病には第一衣服の洗濯と入浴を勤めトラホームには毎日終業後に患者の子供を残して女の先生が藥を點眼してやるやうにしてゐる。終業時間に參觀すると子供がコロリ／＼と仰向けに寝てゐて女の先生が看護婦のやうな手附きで、此處彼處に點眼してゐる、濟むだ子供は眼を擦り／＼歸つて行くのをよく見受ける。

＝小供が百鈞の重り＝

世の中は妙なもので狸堀の活躍で賃銀は筥棒に上り、鑛夫は賃銀高に迷つて浮き腰になるもの多き内に一方では子供の教育が百鈞の重りとなつて鑛主に反感を抱きながらマア／＼と子供が轉校によつて受ける苦痛を思ひ較べて輕卒に轉坑も斷行しない者も尠くない。これ皆親が無學文盲で、生き恥を曝したことが痛切に身に浸んでゐるから、せめて小兒の教育には、戸惑いなどさせないで、人並の教育を受けさせてやりたい親の慈悲からである。

第四十四節 無教育者と専門學者

＝悪い暖簾の持主＝

鑛山の坑夫稼業と謂へば往古は囚人を使役したもので、悪い暖簾の持主であることは前に一言した、それで労働者は極めて低級な工場労働などで、喰ひはぐれ者やら、時には凶状持

などが好く入つて來たものだ、こんな手合は眼に一丁字ある筈もなく、舉止は粗暴で喧嘩を賣物にして仕事など副業の有様だから、仲間には好い鑛夫が入つてくる理由がない、類を以つて集る面々は皆それに似通つたものであつた。それが世の進連に伴つて段々と改善されて、こんな手合は何時しか影を没して、新たに相當素養のあるものさへ入つて來るやうになつた、昨今では大鑛山など皆履歴を嚴重に調査して禁錮以上の體刑を受けたものは排斥の方針を執つてゐるから、従前とは全く一變した、専門教育を受けた學者類夫さへ多くなつて來たのに驚く。

＝労働者の教育程度＝

左に九州福岡鑛務署轄内（九州、沖縄、山口各縣）鑛業労働者につき大正八年四月末調査の教育程度を掲げる（單位人）

| | 十二歳以上 三十歳未満 | | 三十歳以上 六十歳未満 | | 合計 | | 男女總計 |
|------|----------------|-------|----------------|--------|--------|--------|--------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 男 | 女 | |
| 無教育者 | 六、五三九 | 五、一五四 | 二〇、一九二 | 一四、〇五六 | 二六、七三二 | 一九、二一〇 | 四九、九四一 |
| 尋小半退 | 一七、二一八 | 二、三六六 | 二〇、三九八 | 七、六八九 | 三七、六一六 | 一九、九七五 | 五七、四九一 |
| 尋常卒業 | 二六、九七六 | 二、三四〇 | 一八、四五五 | 四、〇三七 | 四七、四四一 | 一六、三七七 | 六三、八一六 |
| 高小半退 | 七、一三二 | 一、九八二 | 三、五三二 | 八三〇 | 一〇、六六二 | 二、八二二 | 一三、四八四 |
| 高等卒業 | 一一、〇四九 | 一、五四二 | 五、〇一〇 | 五三三 | 一七、〇五九 | 一、九九五 | 一九、〇五四 |
| 中學半退 | 六三六 | 五 | 四一八 | 六 | 一、〇五九 | 七 | 一、一三二 |

| | | | | | | | |
|------|------|------|------|-------|--------|-------|--------|
| 中學卒業 | 一〇八 | 六 | 六 | 二 | 一七 | 八 | 一八四 |
| 專學半退 | 三四 | 一 | 一五 | 一 | 〇 | 一 | 五〇 |
| 專學卒業 | 五 | 一 | 五 | 一 | 一〇 | 一 | 一〇 |
| 合計 | 七、五八 | 三、三六 | 六、一〇 | 一七、〇七 | 一四、六九〇 | 六〇、四九 | 二〇一、二九 |

總人員二十萬一千三百三十九人の内男礦夫十四萬六千九百人、女礦夫六萬四千四百四十九人であるが、今三十歳を錨として之を年齢の上下によつて區別して見ると男女共で十二歳以上三十歳未満が十萬五千九百六十四人となり三十歳以上六十歳未満九萬五千七百七十五人より稍多いことを示してゐる、これは鑛山地方が體格の立派な健康なものを要求するもので、老衰者は到底この過激に堪へ得ないのと又一つは過激労働のため成るべく速かに小金を貯めたら職を退いて他の職業で餘命を繋ぐことを考へるからであらう。

又女の方の十二歳以上三十歳未満は三萬三千三百七十六人の多きに達してゐる。其幾部かは人妻であるが大部分は獨身者で、女の「若さの誇」をこの地下三千尺で匂はさねばならぬ憐れの者である。彼等はあらゆる誘惑の魔の手と戦つてゐる、然しこの抵抗力は極めて微弱なるものであることは前言した、この女子の三萬三千は男子の七萬二千人に比し約半數を占むるもので一勢力を成形してゐることは判る。この女達か或は誘惑により或は自ら身を破つて操を賣るべく餘儀なくされることゝなれば由々敷社會上の大問題と謂はなければならぬ。追がに三十歳以上六十歳未満の女子は二萬七千七十三人、男子の六萬八千二百二人

に比して約四分の一に過ぎない、これはその筈で三十歳以上は殆んど全部人妻であるから、家庭の用向やら、懐妊やら、産褥やらで休坑せしめる機会が多いからである。更に全體を通じて學力程度の順位を見れば、總計で尋常卒業生六萬三千人にて第一位を占め、尋常半途退學之に次ぎ、無教育者は第三位にあるが之を些細に攻究すると、十二歳以上三十歳未満に於て男子は尋常卒業二萬九千九人の一位になり、尋常半途高等卒業、高小半退の順序で無教育は第五位に下つてゐる。然るに女子は尋常卒業、尋常半退、無教育との順序である。今之を三十歳以上六十歳未満のものにつきて觀れば男子は尋常小學半退が首位で、無教育者之に次ぎ更に尋常卒業この次である。女子に至つては無教育者が首位で其大部分を占め半退して尋常半退となり、亦半減して尋常卒業との順序である、如何に三十歳以上殊に女子に無教育者多く、反對に三十歳未満殊に男子の教育が漸次普及してゐるかを推察することが出来るでないか。

＝専門以上六十人＝

然るに一方に於ては専門學校半途退學の男子三十四人、同卒業五人に及び、三十歳以上六十歳未満にても男子専門學校半途退學が十五人、卒業五人となつてゐる。素養あるものは自ら礦夫の職を恥ぢて學力を隠蔽するものもあるが大抵は多少の銜氣から一階梯以上をいふのを普通としてゐる。兎も角無教育者の巢窟と思はれてゐる鑛山労働者にこの専門教育者あるは珍しいでないか。

女子の専門學校半退一人コンナ異境に沈淪するのには深い理由のあることであらうが、流れ流れて腐れ

た肉塊に生き恥を曝してゐるのは氣の毒に堪へぬ。男女に拘はらずこの職業であまり教育のあるものは傲慢で怠惰で、不正直で、罷り違へば後足で砂を蹴る位のことには平氣でやるので始末に終へない。教育のあるものは大抵男なら機械夫のやうに、女なら雑夫のやうに、成るべく腕力の要しない樂な方面へ廻されてゐるのであるが、それでも移動が多くて困る、畢竟教育あるものは礦山労働に副はない證據であらうか。

== 歓迎される教育程度 ==

礦山で最も歓迎するのは尋常卒業生若しくは高等卒業生で、半途退學は感服出来ぬ、そして入坑前まで百姓してゐたものが最も従順で、忍耐力があつて移動が尠ない。又無教育者必らずしも悪いものでない、却つて教育のあるものより善い場合が多い、頑固であるが正直で過激作業にでも堪へる、たゞ悲しいことには礦山事務所からの通達が不徹底のためにツマラヌ誤解を抱くことが往々あるばかりである。併し反對に悪事を働く者は無教育者が最も多い、殊に其悪事が猥惡になればなる程教育の程度が下向する傾があるとは争はれない。最も此教育の程度による礦夫の性質の善惡は其治者たる礦主の眼を標準としたもので、最も好い労働能率の持主で最も低廉に傭入されて、傭主の懐を最も無條件で膨ましてくれる人間が理想である、此條件に協つたもの或は此條件に近いものは小學校卒業生だといふことになる。

== 有識労働者の立場から ==

俺は今日の進運に伴ふべき労働者としては單に資本主の満足を活かすことのみ心掛けてゐては所謂眞の勞資協調に資することは覺束ないと思ふ。教育があればある程、自分の

地位を自覺し、資本主を自省せしめる力が出来るものだ。

今日までの資本主の労働者待遇が苛酷なために労働者の方で最も高い能率を最も高く賣り付けやうと稽ふるやうになつたことは決して無理からぬことで、之を資本主が無闇に攻むべき理窟はないと信する、故に今後の労働者としては従順、勤勉は最も條件の一つであること當然であるが、それと同時に労働者も相當の識見を持つて従來のやうに資本家の「オ仕着せ」に満足してゐないで、大きく國家經濟上の立場から分配の公平を期する爲めに、資本家と協調し得るだけの素養を有することを心掛けねばならぬ。俺はこれを以て決して労働者を煽動するの意味を毫頭有しない、併し今日の世界の暗流は益々階級思想を惡化しつゝあることが事實である、若しこの儘の推移に放任すると將來取り返しのつかぬ事になるかも知れない、それまでに俺等は資本家との協調によつてこの前徹を避けたいのだ。これには世界の思潮を咀嚼、舐味し得るだけの素養を作りたい、そして日本獨特の勞資協調を得たい、これには教育を進むるより外はない。

第四十五節 發言權の尊重

== 眞の勞資協調 ==

昨年の米暴動を以て社會の一時的疾患と見做し等閑に附してはならない、諸物價暴騰は日に新たになつて生活の壓迫は益々加はり、人心の動搖が止まる處を知らない現下の狀態では、産業

界に於て或は罷業となり或は怠業となる、これ必ずしも労働者の態度のみを責むる譯に行かぬ、必らず其依つて來る處を究めねばならぬ。勞資協調の名は美しい、然し如何にして其協調をなすべきやが今後の問題だ。

賃銀を増すことと労働時間を短かくすることも寔に俺等にとつては福音に相違ないが、コンナ物質的給與を裕にするによつてのみ俺等の満足を買ふとするのは無理である。俺等でも切れば血の逆る人間である以上、感情の嘖きあり、理智の閃きがある。時に喜怒哀樂の情に燃へ、時に理者の判断を適格にする事もある。この労働者の趨向を推察し、この機微を捉へ、之に對して施設を爲すのは労働者を雇使すべき任にあるものゝ務ではないか。この方法としては成るべく頻繁に雇主者と労働者と會合して雇主の意のある所を労働者に傳へ、労働者の不平不満を聞届くるを以て上乘とする。

長崎港外の高島炭坑では全礦夫の選舉によつて團長、組長があることは前に述べた、其團長組長等と坑長や其他の事務員等との會合が月一回宛最も相寛いで行はれる、礦夫の心づいた事、氣に喰はぬことは遠慮なく團長組長を通じて上司まで傳達され、好いことは聽許され、悪いことは聞流される、それでこの會合には種々な議事が持出される、内には小面倒な馬鹿氣たことなどもある、然し時には聞き捨てならぬ重要なことも混つてゐる、研究を要すべきものは宿題とし研究資料とし、即時實施を要するものは即決する

場合もある。この會合は恰かも懇談會に少し事業上の権限を加味されたやうなもので、礦夫の共済に關することは勿論、事業上に關することも思ふことは残らず並べて、腹の蟲の癒るまでメートルを揚げるのだ不平や不満の合祀所よろしくの會合である。

この不満の合祀所あるために暴動や怠業に導くべき性質のものをマンマと堰き得べき効果を齎すことがある。ソレは極めて微細のことで殆んど執るに足らぬ程であるが、昨年の暴動は其微細なものが積み重なつて大事を惹起したのであるから、微なりとて油断はならぬ。譬へば鶴嘴の修繕について鍛冶屋が不親切で、且怠慢で約束の日までに渡してくれないから仕事が出来ぬ、よろしく會社から之を交渉してくれとか何處の切羽は函廻りが悪いから線路なり函數なりを直して貰いたい、とかいふに止まつてゐる、然しこれによつて礦夫と事務員側との意思の疏通を圖り得られ、能率の増進の上に大なる効果を期待さるべく思はれる。コンナことは極めて易々たることで礦夫の發言權を尊重して善事は之を容るゝの雅量を示せばそれで済むのであるが、まだ全礦山地方に實施されてゐることの尠ないのは嘆はしい。

二 先天的の階級的性行 一體日本の労働者階級の心理状態は先天的に階級的性行を持つて居て、雇主と労働者との關係を明瞭に區別する、それで雇主が如何に平民たらんと努めても労働者の方ですぐに貴族者として尊敬してかゝる、併し雇主の方で、自分が貴族者である風を街ふやうなことがあると、直ぐ

に労働者の反感を激発することがある、この性行は最も立憲政體に適應すべきものであるが、少数者によつて國內の發言權を毫末も顧みないと俺等の反抗を招く基となるのだ、俺等の發言權を尊重するのは餘憤を洩らすべき空氣抜と心得て好い。

八幡製鐵所には事務員と職工との間に評議員の制度あり、毎年一回か二回評議員會議を開く、其評議員の内には職工から選出されたものも混つてゐるので製鐵所にこの民主的施設あり、と俺等も一度は感心したが、好く訊き質して見ると、焉ぞ知らん、労働者間の共濟會の組織について評議員が設けてあるばかりで、事業上のことに關しては労働者に斷じて嘴を容れさせない。此の邊はやはり官僚宗の名に背かぬ、それに比べるとあの秘密一天張の三菱系が娑婆氣に遠さかつた離れ小島の此高島炭礦で、斯く開放的施設をやつてゐるとは一種の驚異に相違ない。たゞ慥むらくは此の制度も幹部諸公の運用如何によつて死制とすることが尠くない、譬へばこの月一回の團、組長會議にも坑長初め幹部諸公の出席することゝなつてゐるが其實は幹部が出席を嫌つたり之を避けたり誠意を欠くことが尠くない。これでは折角の美肴も一向に榮えないから役に立たぬ。

第四十六節 普通選舉の先驅

二 男女無差別で投票

鑛山地方で鑛夫同志の出來事につきては大抵の場合に投票によつて定めるのであるが、男女に區別なく一人一票主義をとり絶對多數によつて決裁する、其投票なるものは極めて眞面目なものだ、即ち組頭を選舉する場合でも、或は納屋制度の存せる鑛山の納屋頭の信任を鑛夫に問ふ場合でも、全く普通選舉の形式によるもので、殆んど他人の制肘を許さない。鑛夫の間でも如何に公平の觀念に厚いかを證するために左の暴動當時の事實談を掲げる。

當時は労働者と謂はず資本家と謂はず皆一齊に一部神經が非常に敏捷となつてゐた、其時住友經營の某炭礦で、住友男爵が時勢の推移に鑑みて、職工救濟資金三十萬圓を積立て控除し、其利子から鑛夫の救濟をやらうといふことを鑛夫に發表した。この一事が大なる誤解を招いで、思はない騒動を惹起した、そして當時の納屋頭某は詰腹を切らさるゝかとの際どい破目に陥つたことがある、其原因は極めて輕微で殆んど顧慮するに足らない程であつた、それは外ではない、住友家は俺等に對して救濟の爲めに三十萬金を贈與されたのだ、贈與されたものであるのに俺等に之を分配せないと怪しからぬ。當時は鑛山の總鑛夫三千人と見て一人當り十圓程に當る、何故に之を支給せずして事務員の手に保管してゐるのか、坑夫に贈與されたものならば之を鑛夫の共同管理の下に處置すべきものでないかとの意見が、其多數を占むるに至つた。これ全く救濟金と救濟資金とを履き違へたので、曲は鑛夫側にあることは何人でも諒解するのであ

るが、然しこの騒動は俺は敵本主義に出たのだと睨むのである。と謂ふのは鑛夫の心中に賃銀の増給要求を持ち出したかつたのであるが、卑窟な日本の労働者は眞向から増給を謂ひ出し兼ねてゐる矢先、この問題が湧いたので、渡りに舟とこれに乗り替へたまでだ、そうでないと如何に無智な鑛夫仲間でもコンナ判り切つたことで屁理窟を並べる道理がないからである。案の條、後で鑛夫が本音を吐いて、三割の増給を申出て、聞入れられたので、この騒動は全く龍頭蛇尾に終つた。ソハ兎も角この騒動の責任を負ふて納屋頭が面目上信認投票を鑛夫に對してやらねばならない破目となり投票をやつた、一人一票本位で全くの普通選挙である。而しこの責任は本來から云へば納屋頭が負ふべきでない、謂はゞ坑長なるものゝ責任である位のこととは鑛夫が充分承知してゐたので此の投票は大多數で納屋頭辭任撤廢となつて今日も其位置に囮附いてゐるそうだ。

二公平に權利分與二 この社會では存外義理の堅いもので、そして權利は比較的公平に分與されてゐる、ドンナことでも自己の利害にかゝることは大抵男女の區別がない、一人一票の投票に問ふのだから面白い、自己の代表者を選挙する場合などは尙更のことである。高島炭鑛などの團、組長などの選挙の時などもこの方法によつて選ばれてゐる、普通選挙が一國の選良を投票する場合の可否如何については尙議論の餘地が存するのであらうが、この鑛夫仲間のやうに範圍が局限され、四圍の事情も智識の程度も略類

似してゐる社會では、普通選挙は最も理想的であると謂ひ得やう。

第八章 結 論

第四十七節 眞剣に働きたいのだ

一時代は既に過ぎた二 平生油を賣つてソレデ多額の賃銀増給を要給して、聞入れられなかつたら同盟罷工に訴へやうといふ時代は既に過ぎ去つた、俺等は働かねばならないことを知つてゐる、働いても働いても尙貧乏神の方が先廻りして、ドウしても追ひまぐるからといふので、賃銀の増給をば要求するので、其聲は眞摯である、底力がある、それでこそ社會を動かすことが出来るのだ、昨今の増給要求は其一部は前者に屬するであらうが、大部分は後者に屬してゐるから社會政策上の大問題を惹起してゐるのではないか。資本家は労働者に對し喰ふだけの物を與ふべき國家的義務がある筈である。如何に資本家は労働者と個人的自由契約によつて結び付けられてゐるとて、働かせ、働かせ、血の出るまでも働かせて、労働者が病氣にでもなつたら、労働者の「御代り」が溢れてゐるのに委せて、遠慮會釋もなくお拂ひ箱を喰はしては、それこそ社會主義の所謂「労働者の豫備軍」を製造するやうなもので、危険思想はこの邊より發芽するものである。

＝ライト・ツィ・レーバー＝

國家的の立場を失つて何の労働者があり、資本家があらう、露國や

獨逸の殷鑑は資本家や労働者の眼に何と映するであらう。俺はこう思ふ、資本家には資本に對する権利があると同様に、労働者にも労働に對する権利(ライト・ツィ・レーバー)を認めなければならないやうになる。この労働に對する権利は労働を要求する権利である、換言すれば職を與へらるべき主張である。之れに労働權ではない、労働權(ライト・オブ・レーバー)とは労働といふ商行為をなしたるに對する反對給附の要求權と見るべきで、即ち賃銀の要求權の如き著しきものである、労働に對する権利は労働其ものを要求するので、失業者豫防のために叫ばれる悲痛な主張である。我國のやうにまだ家内工業の域を脱しない國には此種権利は認められてゐない、寧ろ我國では労働に對する場合には國民の生存上一種の義務として取扱はれる場合が多い、これは職業争奪だとか失業者輩出などの思はしい暗影が未だ産業界に投じられてゐない證據だ。然るに最近に其暗影が漸く翳して來たから油断はならぬ。最近の労働界の思想の動搖は産業を根本的に改革せねば止まない趨勢をなしてゐる、失業者も追々増して來る、物價の昂騰は底止する處がないこの調子で推し進んで行くと遂には労働の要求權が國家に對して叫喚さるゝのは自然の順序である。俺等は生を現代に享けた以上必らず生存し得る権利が無くて協はぬ、名づけて生存權といふ、生存の爲めには労働を怠ふものではない、寧ろ労働を欲するものだ。若し國家に於て人口に適するだけの生産なく、失業

る者を多數輩出せねばならないとするものあらば、ソハ國家が國民に對して職業を與ふべき義務の履行を欠いてゐるもので、ソナ國家は遠からず國民の自憤によつて滅亡する外がない。朝鮮が合併前まで百年夢生を食つてゐたのは國家がこの義務の遂行を怠つたことに歸し得られる。

＝眩ぐるしい叫喚＝

今日までの俺等の労働振は決して眞面目だと謂ひ得られない、殊に近年賃銀

が一時に騰貴して却つてダラシナさの度が加はつたことは曠主等の口を藉りるまでもなく百も承知してゐる。賃銀が上つて能率が減じたことは不眞面目の證據である、コレは一見稍奇異に感ぜられるが決して奇異ではない、これまでは労働者が一般に無自覺であつたのだ、それが戦争で賃銀が一時に暴騰したためにヤツト一息ついて人間並に生活をするやうになつたまでだ、そうこうしてゐる内に昨今歐米産業界の革命に出遇つた之等の労働者は、戦時中の資本家の暴利を食つて、労働者には分配を遞減し、温情主義を振り廻しては自己の懐ばかり肥してゐるのに愛憎を盡かし、遂に反感となつて眼醒むるものも生じて來た、それがやがて労働の自由とか賃銀増給とかの眼眩ぐるしい程の叫喚となつて來たに過ぎない。昨今漸く我労働界は奴隸労働の域を脱して自由労働に移るべく不安の橋を渡つてゐるのである。何れこの産業界の騒擾も永久續くものでない、何時か安穩に期するであらう、其時俺等の希望は職業を得た上に其職業に忠實に働きたいのだ、そして充分の賃銀を得たいのである。

第四十八節 一抹の險潮が流れてゐる

＝マルクスは曰く＝ マルクスは其大著資本論の中に次の如く其有様を述べてゐる『資本主は唯旨目的に餘剰價値を收得しやうとして労働時間の道德的制限は勿論純生理的制限さへも打破り、人間身體の成長發達保健に要する時間を奪ひさり、新鮮なる空氣や日光を得る時間を取去り、食事さへも出来る丈け切り詰め、凡て之を労働時間の延長に充て、労働者が疲れ切つて打倒れるまでは休ませない、労働者の壽命の如きは毫も念頭に置かない、唯一に一日の労働より労働力の最極限を絞り出すことを目的としてゐる其狀恰も貪慾なる農夫が掠耕を行ふに似てゐる、かくて労働者の運命は唯だ死ぬまで働くにあるばかり』と。是はまた資本家を完膚なきまでに罵倒してゐる、俺は資本全部を餘剰價値の蓄積であるとは認められないけれども、今日までの經濟組織は斷じてこの傾向がないと打消すことが出来ぬ、實際今日までの資本主は労働を純然たる商品と見做して經濟上の原則により最も能率の高い労働をば最も低廉に購入して之を自己の事業に使役したものが成功者である、何故なれば斯くするに於て生産費を最も多く節約し得るが爲めである。

＝省慮すべき時＝

この筆法では産業制度を維持することが出来なくなつた、資本家は何とかして

一方の血路を見出さねばならない破目に陥つてゐる。これと同時に労働者側に於ても單に労働紛議を過大ならしむることのみを以て目的としてはならない、歐米各國の昨今の労働運動の如き産業自治と謂ひ工場民主といふが如く、頗る世人の首肯に値するものがあるけれども、仔細に其主張を検討すると、其間に一抹の險潮が流れてゐるやうに思はれる、彼等の階級軍閥の觀念の内には國家否定又は國家厭棄の思想が宿つてゐるのでないかとの疑念が起らずに居られない、日本の産業界がこの思潮を鵜呑みにしてその儘應用することあれば國家の一大不祥事と謂はねばならぬ、即ち労働者も産業改革の使命を全ふする上に於て大に省慮すべき時に臨むてゐるのである。

第四十九節 勞資協調策提案

＝勞資協調の捷徑＝

生産は資本のみでも労働のみでも好く其目的を達することが出来ない、古い言い草だがこの兩者は車の兩輪の如く鳥の兩翼の如きものであるならば、これが協調を保つべき方法を講ずるのが最も捷徑であらねばならぬ、所が其方法は議論區々で學者の學說さへ未だ歸一する處がない、淺學寡聞の俺如きが其方法を披瀝しても、到底世人の一顧も價值つけられないかも知れない、然し俺は俺一個の理想を眞面目に訴ふるのみで、これが單に壁訴訟に終るとも更に悔ゆる處はない。

二 利益分配制度

俺は利益分配制度を以て現制度の缺陷を救済し得る唯一の方法だと確信する、資本と労働とが何れを重し何れを軽しとすることの出来ないものであるならば、企業より得たる純利益を資本と労働とに至公至平に分配するを以て理想でなければならぬ筈である。然らば如何にしてこの勞資に至公至平に分配し得るか。諒解を容易ならしむる爲めに例示して謂ふと、茲に資本金五千萬圓、積立金三千萬圓の大會社があると假定する、資本金は固定し積立金は時々増減するのは當然である。而して此の會社が労働者の賃銀又は事務員の俸給として毎月二十萬圓一ケ年二百四十萬圓を支拂ふとすると、之を資本化するためにも六朱として資本に換算すると四千萬圓となるから、この會社の運轉資本は資本金五千萬圓積立金三千萬圓、労働出資四千萬圓、合計一億二千萬圓となる勘定である。

然して一方に於てこの資本を運用して一ケ年純利益金四千五百六十萬圓と労働賃銀二百四十萬圓と合計四千八百萬圓即ち年四割の利益を擧げ得たと假定すると之が利益分配案は

一千萬圓 株主配當(四割)

一千二百萬圓 積立金(四割)

一千六百萬圓 労働者分配(四割)賃銀二百四十萬圓は先拂となつてゐるから實際の時は之を差引きて残額一千三百六十萬圓が實際の分配額となる

とする。之を原則とするを以て最も公平である、唯茲に注意すべきは賃銀は社連の興廢如何に拘らず先拂ひを受くべきもので、會社の缺損の場合でも賃銀が割戻される氣遣がないのに反し、資本主の方は、會社の利益皆無の時に無配當でも我慢し、缺損の場合には資本金の支出をも忍ばねばならないのであるから、危険負擔の程度は資本出資は労働出資より過大であると謂はねばならぬ、この苦痛の補償の意味に於て、株主配當は労働配當より五分乃至一割の多額の配當を受くべき權利があると思ふ。

更に積立金は元來分配するを純理上至當とすべきも、會社の基礎を鞏固にする爲め積立つるものであるから、別に非議すべきものでないが、若し會社解散してこの積立金を分配する時は、決して資本主ばかり分配に興かるべきものでない、労働者にも参加せしむべきで、其分割は勞資双方に五分五分であることが理想である。然して若し勞資の間に紛議ありとすれば其時に労働者にも發言權を認め、勞資協調委員會を設けて之によつて解決するのだ。

二 内相の勞資協調策

茲に想起するのは内相の最近の發案である勞資協調策で、各作業場毎に資本主と労働者との間に意思疏通機關を設置すべしといふ意見である。その組織の要領は

一、工場毎に労働者側より幾人かの代表者を選定し、之れが選舉資格としては一ケ年以上の勤續者に之を附與することとし、次に被選舉資格者としては二年乃至三年同一作業場に勤續するものを以て之に

充つることゝし常に移動する「涉り者」には選舉權を與ふる必要がない

一、同時に資本家側より代表者を選定し一種の勞資協調委員會を組織するを妥當とする

三、員數については意見區々なるも大體勞資同様とするを可とす

四、斯くて紛糾する勞働諸問題を該委員會で決定することゝし附議案は勞資代表者に其提出權を附與する

五、該委員會の決議案が不實行に終る場合は如何にするか是亦問題であるが先づ斯る場合は成行に委せる。外國には採決を與ふる實例あるも斯る強制手段を講ずるの必要なし

六、該委員には法人格を與へず單に一個の委員として存置するを適當とす

二 決議實行に一工風

唯五項の決議案が不實行に終る場合成行に委せる時には其委員會は極めて權威のなき微力のものとなりはせぬか。それでは折角の委員會も臺になつて終る、これはどうしても強制力を有せしむるために一工風を要することと思はれる。そしてやはり法人格を認めて一種産業界に於ける權威ある機關となさしめたい。これによつて資本と労働は同一歩調によつて進み、企業上の浮沈は共同責任との觀念の下に進むのが最も將來の産業開發に資する所以であらう。

第五十節 労働組合の權威

二 自衛上最後の歸結

労働組合は現代の産業組織即ち資本家が資本集中の武器に對して労働者が自衛上執らねばならない最後の歸結である。露骨に謂へば労働者が自己の利益を擁護せんために頼むべき最後の文明的手段は労働組合の名によつて行はれる同盟罷業だともいひ得る。即ち同盟罷業が資本集中に對する唯一の楯と觀なければならぬ。世には同盟罷業の産業界に與ふる被害の鮮少でないのを擧げて、労働組合の設立さへも不可とする論者も尠くない。然しこれは健康家が米の飯を過食して一時胃腸を害し下痢を催したからとて、米の飯は害あり喰ふべからずといふと同様、労働組合の生産上に於ける弊害のみを認めて其効果を認めないもので執るに足らない。最もこの労働者階級の唯一の特權である同盟罷業も時に其主要目的を失つて階級戦の武器に早變をしたり、或は労働者をして豺狼の群に投ずることも無いとは斷言出来兼ねる。英國の三角同盟や、米國の炭坑夫同盟の如き、多少ホルシエビズムの思想が混淆してこの險惡的色彩を濃厚ならしめてゐる。併し之等は労働者の生活上の安定を保つに足るだけの物質的補給と精神的自由を與ふることによつて矯正せられなければならない。

この資本家對労働者の利益の相異を貪慾な資本家の温情主義のみによつて解決し得られるものであらう

か、斯くばかり温情主義は効果を有するものであらうか、若し効果ありとすれば今日労働問題の惹起する筈はないではないか。或資本家は俺に『講和會議に於ても労働法規案には労働を以て商品と同一視すべからずとの規定が設けられてゐるより察しても温情主義の捨て難い證據で、温情主義の有難味も畢竟この一項によつ盡きてゐる』と語つた。

併しこの労働法規の設定の趣旨は今日まで労働を商品と同様に見做されてゐて、労働者の人格の尊重など殆んど顧みられなかつたために種々の弊害が起つたから、爾今商品と見做さないことにしやうとの申合せが必要となつたので、今日までの温情主義の不透徹を立證して餘あるものだ。この労働を商品と見ざる規定が温情主義の具體化と見る如きは全く温情主義者を有利に曲解したもので、敵の矛を奪つて敵に擬した形である。俺等はこの温情主義のみに満足することが出来ないから、群衆的勢力を藉りて温情主義に對する對立主義を加味した施設を行はしめやうといふのが昨今の労働運動の旗印であらねばならない。俺は敢て對立主義といふ、この對立は資本家と協調を保つための對立で、斷じて資本家に敵意を挟むべき對立でない、協調するための對立とは言辭稍奇矯に聞えるけれどもこの意味は従前のやうに資本家をして專制的暴君の態度を持續せしめない、労働者をして何時までも盲目的服従を強要させないための對立的手段に出するものである。即ち組合本來の目的は飽迄も資本家との労働爭議を穩和的解決にあらしめねばなら

いが、併し時に資本家は労働者の最後の群衆的勢力である同盟罷業の慘害を恐れて、労働條件の設定に多少の制肘を受け、これまでの如き高踏的態度を改めねばならないことに立到るは當然のことである。反面から謂へば組合の目的は眞に此所に存するのである。

然して鑛山地方に於ける労働者の労働組合は内相の唱ふる縦の労働組合を作ることが最も容易であるが鑛夫間に尙これまでの自覺あるものが尠ないのは遺憾至極である。或炭坑の事務員などは組合の何ものであるかをさへ知らない、友愛會員が鑛夫間に發見したとかせぬとか謂つて無闇に恐怖してゐたことがある大體地底労働者は地上労働者に比して智識の程度が一階梯後れてゐることは事實であるが、併しこの澎湃たる民主的勢力は津々浦々まで限なく襲來せねば止まないものであるから、鑛主も鑛夫も大に之に備へねばならない。俺はこう思ふ、地底労働は地上労働と全く其空氣が異つてゐるから床次内相の恐れる横の組合は容易に發達しそふに思はれない。併し内相の縦の意味は單に一鑛山毎に設立することを指すのであつて他鑛山の鑛夫との合體を絶対に非認するのならば俺の縦の意味と全く異つてゐるもので、俺のは廣義の縦の組合を主張するのである。換言すれば鑛山地方には米國の I. W. W. とか我國の友愛會のやうな横斷的組合を組織するよりも、英國の坑夫組合とか大阪の職工組合のやうな職業別による組合を組織すれば比較的鞏固な基礎を作成し得られるだらうと思はれる。

内相は労働組合法を公認せない理由として我國には労働組合と認むべき對象物が無いのに拘はらず公認するのは適當でないと言ふが同一作業場に労働する労働者によつて組織する労働組合は之を是認しながら雇傭主を異にする者が之に加入することは誘拐煽動等の意味に於て依然禁止（治安警察法第十七條の存置）するならば極めて不徹底の措置と喘はねばならぬ。

併し時勢の進運は何日までも人爲の壓迫や阻害で抑止し得べきものでない。弱いものが自衛上一致團結の途につくのは自然の道理だから早晩この地方にも労働組合は設立されるであらうが、この組合が出来て資本家との間に、意思疏通機關を設置して初めて意義を生ずるものである。今日の儘にての此種機關は單に資本家の諮詢機關に終るもので何の權威も勢力もない、將來の労働問題の終極目的は實に資本と労働との圓滿な協賛に存するを知らねばならぬ。

製鐵所の労働状態批判

俺は一日地底三千尺から逼上つて地上労働状態を見學すべく八幡の製鐵所を訪ねたことがある。地下労働とは大に異つてゐるので、見た儘聞いた儘を書き連ねる、素人の言談義は差許されたい。

二二万三千人の生活

誰やらが東洋製鐵は煙突ばかりを作り製鐵所は煙ばかりを吐いてゐると皮

肉つた。實際東鐵は鐵價値下りで青息吐息だが、製鐵所はそんなことは何處吹く風かと謂つた調子で黒い煙を濛々と吐いて製鐵所の天地を煤煙で罩ち込めてゐる。八幡市はこの煤煙で二十年前の一寒村が町になり、市になり、今日は押しも押されぬ人口十萬の大都市に成長した、煙はこの市の生命であらねばならぬ。門衛で入所の目的と住所職業を誰何されながら一度足を工場内に踏み入ると、廣袤十萬坪、見渡す限り小山のやうな煉瓦作りの建物と、鐵骨作りのクレーンと、自動鑛石運搬器と煙突とを見ただけで既に素人の俺には驚異に値する。其建物やクレーンの上に止まつて鳥にやうに蠢いてゐるのは鳶と稱する職工の群であらう。足の運ぶに従つて縦横に馳驅する汽罐車の汽笛に先づ俺の耳は脅かされ、骸炭と蒸氣の惡臭に嗅覺が鋭敏にされ、風に舞ひ上る塵埃と石炭の粉末で眼が開けなくされる、槌の音、銜の響、汽罐車の軋る音、汽笛の聲雜然噪然殆んど耳を聾せんばかり流石に東洋第一の大設備で日本鋼鐵生産額の約八割まで此處で生産される大製鐵工場だと首肯される。一ヶ年の生産額は第三期擴張工事が完了して七十萬噸と稱せられ本年は四十七萬噸と唱へられてゐるが、米國のピッツバークの一工場の生産額數千萬噸に比較して我製鐵界の貧弱を啣つものもあるが、日本のやうに製品の度量衡が統一ないこと、鉄礦から鋼材まで、粗製から精品まで、一手で完成せねばならない現状では、とても生産額に於て英米國に對抗することが覺束ないのであるが工場の面積から謂へば決して外國に劣らないと當局では負惜しみを謂つてゐる。

この製鐵所の労働者諸君はどんな生活をしてゐるか、どんな労働條件に服してゐるか、どんな考を抱いてゐるか、手當り次第に聞いてやらう。

二 渉り者が少い 一體製鐵所の職工は民間の労働者に比較して質朴従順で、従つて日傭人夫を合せて約二萬三三千の員数を抱擁してゐるに拘はらず、案外事故も起らない。先年の米騒動の場合でも火の手が及び隣の民間工場まで来たが八幡製鐵所で喰止つた位であつた。當局の措置も好かつたのであらうが、一つは職工採用の際に素行調査が厳しくして職工選擇に意を注いでゐることに原因してゐるやう、素行調査に重に八幡警察署に委託して前科者等は絶対に採用しない方針をとつてゐる、且新採用者は宮崎、鹿兒島方面の農夫が最も多く、所謂「渉り者」が少ないから、概して世事に擦れてゐない、此の邊炭礦労働者と異なり労働者としては先づ申分がない方であらう。それでも時代の推移には争はれず、労働施設の改善を考ふるもの漸く多くなり之を資本主義又は國家に強要せんとするには、唯一つ團結の力に俟つ外ないと謂ふ自覺が芽を吹き、葉繁つて近來友愛會に入會するもの日に滋く今や同會員六百を超過してゐる。

米騒動の當時には會員一千に垂んとした位旺盛であつたが、會員はたゞ目先の慾と會費と天秤にかけて會費出しても其功德が現實に現はれて來ないと大分脱會したそう、それが最近又復入會者が増加して行く傾向である。コンナ無節操な會員が多數を占めてゐては友愛會も甚だ心元ないことであるが、それでも自覺の曙光が認められる。同會に對する製鐵所の態度は最初極めて高壓的に出で、同會員は之を排斥する風があつたが、近來は餘程緩和されて我無關焉の態度を持してゐる、可笑しいのは労働者でも役員でもない中擾動物である監督者の友愛會に對する態度で、友愛會には充分諒解を有し要求の正當を認むるが尙入會までして上司の御機嫌を損ふてはとの遠慮から鯨は喰ひたし生命は惜しいと謂つた調子で、不離不即の態度を執つてゐることである。それでも友愛會員の役員選舉には多少警戒の眼を見張つてゐるともいふ。成る程官僚島の事務員なんでものは御量見の狭いものだ。

二 生産額五十萬 製鐵所ではこの鐵界落漠を外方に見て第三期擴張に忙しく、依然として職工を募集してゐる。大正八年三月末現在の職工員數は一萬四千五百三十五名（此外に日傭人夫約六千名あり）を數へ之を戰前の大正三年四月末現在の九千二百二十一名に比べると約五割の増加を示してゐる。而して一面製品の生産高は本年度豫想額四十七萬噸であるがとて今日の労働狀態では之れまでは達し難からう。精々四十四五萬噸を出でまい。この兩者を對比すれば、一人當一年生産高が知れると同時に、戰爭この方

格率減退の趨勢が歴然と判る。

| | 銅鐵生産額 | 労働者數 | 一人當生産額 |
|----|---------|--------|--------|
| 二年 | 二一六、二二七 | 九、二二一 | 二二・四 |
| 三年 | 二二〇、九二一 | 一〇、四五六 | 二二・〇 |

| | | | |
|----|---------|--------|------|
| 四年 | 二六七、三六一 | 一二、七七五 | 二〇・九 |
| 五年 | 二八一、九七七 | 一三、三四四 | 一一・〇 |
| 六年 | 三五一、七三七 | 一四、一二〇 | 二四・八 |
| 七年 | 三六〇、〇〇〇 | 一四、五三五 | 二四・七 |

(推定)

鋼鐵製産額は二年二十一萬六千噸から六年には三十五萬一千噸と五ヶ年間に於て約七割の増加を示してゐるが、之を一ヶ年一人當の生産額を見ると二年二十三噸四分のものが、七年には二十四噸七分と稍増加してゐる。之を年次別とすれば、五年に至つて尤も尠なく十二噸に減じ、六年には倍加して二十四噸八分となり、七年には二十四噸七分と一分減となる。昨年来暴動によつて労働賃銀が激騰し、能率は反對に激退したといふ非難は製鐵所に其儘適用することが出来ない。

二 勞銀と出勤率 戦時に入つて勞銀は他の諸物價の昂騰につれ著しく騰貴したが、その反對に出勤歩合が減退してゐて、茲にも労働界の逆統的の現象が示されてゐるのは止むを得ない。大正三年から八年まで、四月を標準として出勤歩合を百分率とし、勞銀を平均一人當で示すと次の如き興味ある數字が発見される。

| 年 | 總職工に對する出勤率 | 平均一人當賃銀 高 |
|------|------------|-----------|
| 三年四月 | 九一・二 | 二一、三〇五 |
| 四年四月 | 九〇・一 | 二一、〇九三 |
| 五年四月 | 八四・八 | 二〇、八〇七 |
| 六年四月 | 八八・七 | 二一、六五五 |
| 七年四月 | 八九・四 | 三一、九九九 |
| 八年四月 | 八六・三 | 四四、八六三 |

大正八年四月中の出勤歩合は八十六パーセント三で、之を大正三年四月中の九十一パーセント二に比すれば約五パーセント減退してゐる。然るに勞銀では八年四月中の平均一人當四十四圓八十六錢三厘で、三年四月の二十一圓三十錢五厘に比すれば約十一割の昂騰を示してゐるのだから情けない、コレ即ち労働心の籠が緩んだ結果なので、之を正道に戻さんとなれば、勞銀につき大に考慮を要する。コレは製鐵所内の職工勞銀の状態であるが、日傭人夫の勞銀は稍趣を異にし請負契約になつてゐる、だから昨今の如く九州地方で稍勞力過剩の傾向となつてくると、直ちに勞銀が低下するので、現に請負業の酒井組等では五月一日より一割方勞銀を引下げたが、元々上げ過ぎの氣味であつたのだから左程の不平の氣色が見えない。却つて出勤歩合が増加して來たといふ。

＝労働と物價＝ 労働は何時までも現時の高値を持続するかは困難な問題であるが、俺は長くあるまゝいと悲觀的見解を懐いてゐる。労働昂騰の場合は物價が先驅をなし労働之に引つけられた傾きがあるが低落の場合は反對に労働が先づ崩れ物價の低落を呼びはせぬか、コレは休戦による人爲的財界の銷沈は失業者を出す危険性を多く帯びてゐるからである。現に製鐵、造船、染料、工業方面には工場を閉鎖したものの、或は將にせんとするものが多いが、之等は不意に勞力の過剩を作るのであるから賃銀が多少低落するも職業喪失の不安は勢ひ職業に對する執着心を促すこととなる。現に最近生野銅山の同盟罷工でも労働者に團結心がありながら、組合的訓練の足りない悲しさに、空櫃の前には直ちに降伏して僅かの礦主側の讓歩で兎が付いたではないか、既に比較的休戦影響の輕微を謳はれた北九州方面でも、門司の造船職工は一割方も賃銀が低下し、之が製鐵所の人夫に及ぼし、更に製鐵所内の職工に對しても此傾向は流れ込むで来た。近頃製品の生産高を多からしめて労働値下と同一の結果を得やうと力めてゐるのも此の現象に外ならぬ。

＝月収百二十圓＝ 労働は昨年米騒動の時に逸早く五割の手當を増給してから激騰したが、一人當を見ると、最高日給二圓五十錢、出勤日數二十八日として月収七十圓、割増五割で、三十五圓、手當十五圓合計百二十圓となり、最低日給六十錢出勤日數二十八日とし、月収十六圓八十錢、之に三割の手當で五圓

四十錢、手當十三圓五十錢、合計三十五圓七十錢となる。だから比較的裕福であらねばならぬ。俺等でも最高日給二圓五十錢、割増や出勤歩増を加へて三圓三十錢となるものもある、然し出勤歩合は二十日を以て最高とする。二十日と見ても六十六圓で製鐵工の半額に過ぎない。二十日以上は働かないのでない、働けないのだ。アンナ過激の労働で生命を懸けてアレ丈けの賃銀は實際低いと共に製鐵所の賃銀の高いには一寸驚く。尤も中以下の職工賃銀となると俺等の下級と何等變りがなく寧ろ稼働日數少ないだけ有利とも謂ひ得る。

蓋しコレは年中健康状態である場合を標準としたもので、萬一病氣に罹つて一日職工が欠勤すると、手當は五分引去られ、四日以上欠勤すると、手當は全部零となる。之に對しては大分非難が多い、製鐵所では手當は出勤獎勵の趣旨から來てゐると辯明するのであらうが、斯くては萬一罹病の場合其手當を喪はないために病軀を押して出勤し却つて健康を害して、永久的能率の低下を招くことが多い。之は何れ賃銀に繰入れ撤廢するが可い。既に四圍の事情を異にする今日、何とか一工風なければならぬ。又割増についても元來の趣旨が就業獎勵の意味で設けられ、例へば製鐵一噸につき一圓の割増を附すものと假定し、一千五百人にて一千五百噸生産するを普通とするもの、二千噸を生産すれば五百噸は職工の努力により増加したものである、之に對して五百噸の二千噸に對する割合、即ち三割を金額に換算して五百圓だけ割増を

支給するのが至當である。故に若し二千三百噸をも製造すれば、其の超過額に對しては、之に準じて割増を附せなければ其の趣旨は徹底しない。然も事實は製鐵所から三割（日給八十錢以上には五割）以上の割増は如何に生産額を増加しても絶対に支給せないのである。だから割増の弾力性は全然喪はれてゐる譯で割増の特性を發揮してゐない、却つて餘り働らくも無駄と謂ふ觀念を與ふるに過ぎない、之にも改廢の必要はなからうか。

＝労働時間短縮＝ 労働時間の短縮問題は國際労働局設立まで漕ぎ附けられたが、我日本の幼稚な産業ではとても今直ちに之に倣ふことは不可能である。かと云つてこの風潮を避けることは絶対に出来ない。早晚仲間入をせねば我國ひとり世界文明の落伍者とならねばならぬ。製鐵所では他工場と同じく現在十二時間労働、二番交替を實施してゐるが、これが八時間労働に轉換し得るやは大に疑問とされてゐる。製鐵當局の一人は『製鐵の如き、團體的繼續的の事業で且製造設備が限られたる能力より外に出し得ない事業には、八時間短縮によつて、よし個人の能率が區々に上つても、勞力と設備と一致を欠くのみで、充分の効果を擧げることが困難であらうし、且二番交替を三番交替とすれば即ち三分の一だけ職工を増加せねばならないから、職工拂底の今日時間短縮により喪ふ損失は能率の増進によつて償ふことは出来ぬ』とて殆んど絶望的の口吻を漏らしてゐた。果して製鐵業には時間短縮が不可能であらうか、大に研究の餘地があ

らうと思ふ。

＝油を賣る時間＝ 尤も各部によつて關係を異にしてゐる。各部について謂へば、鐵鐵部の如く熔鑪爐掛の職工は年百年中爐を冷却せしむることが出来ない晝夜兼行の繼續的の事業で、且三百噸爐は一日に六七回鉄の湯が四五噸宛吐き出す、これが型に流れてゐるから、製鐵能力をこれ以上上することが出来ないこの種工場では時間短縮の効果が餘程薄らぐもので、前論者の言を證據立てゝゐる結果となる。而しこれも勞力經濟上の問題につき多少考慮の餘地はなからうか、技術者でない俺にはこれ以上の説明が出来ないが、俺はそう信じない。工作工場の如きは絶対に時間短縮は可能であるやうである。機械に手を掛けてさへ居れば、力が入らうが入るまいがズンペンダラリと時間を徒費するによつて廿日の給料にありつけるといふ按配では、この油を賣る時間を整理して却つて工場外で身體の休養に當てた方が一般に翌日の能率に至大の影響を與へるものだ。例へば旋盤でシャプトを削る場合に、平常五六回で削るのを注意力の集中によつて二三回でも済まし得るもの、又「ヤスリ」を使用する場合に、力を入れると入れないにて其能率に大差があらう。甚だしいのになると鍛冶工の如きは肝腎の鐵を火の外に突込むでゐるものもあるといふ、されば仕事を仕上げたらサツサと工場を引揚げしむるために、生産高を工場監督又は組頭の請負にするも一策であらうとの意見も立つ筈だ。其他の各部でも（熔鑪爐を除き）殆んど同様の缺點を見出し得る

から、時間短縮は可能であるばかりでなく寧ろ必要ではあるまいか、然らば何時間を以て適當とすべきかについて各工場の組頭及伍長等の意見を徴して見ると、一度に八時間に急變するよりも、十時間労働から徐々に變改するを可とするものが多い、十時間ならば決して十二時間の現在の能率より低下することは絶対にないとの確言を得た。

==問題の銑鐵工== 現在製鐵所の熔鑪は百五十噸及三百噸の二種で四基座つてゐる。最初捲上塔から投入される骸炭、鑛石、石灰石及滿俺鐵が爐の内約二十時間燃燒されて、職工の手により爐底から出る時は、銑鐵は眞紅の湯となつて血河のやうに坩堝に奔流するのである。この流出する時間は約十分乃至十五分間である、其瞬間こそ勞力の最も急を要する時であるが、それが過ぎると職工は次の『湯の出る』までは約二三時間の間隔があつて其間は全く閑散になる、曩に少し述べた如く熔鑪は百五十噸ならば百五十噸と出銑量が爐によつて固定されてゐて、労働能率如何によつて出銑量を増加することが出来ないといふので労働時間短縮の反對理由としてゐるが、一面から考へて此の出銑と出銑との間の時間を他の労働に利用することによつて、勞力の節約が出来得ないか、其の勞力利用が可能とすれば、勿論熔鑪の出銑量を増加することが出来れば現在十二時間労働を八年間労働に短縮する爲に労働者の需要増加を來すことを幾分節約し得るでないか、而しこれは専門家でない俺等の容喙を許されないが、たゞ参考にもと加へ置く。

==箆引支給住宅==

高等官の官舎は別として職工の住宅としては龍仙寺及び枝光の新地に三百戸あるに過ぎない、且其住宅は六疊一間、四疊半二間、六疊と四疊半二間、六疊と四疊半、二疊三間と四種である、職工三年以上のものは六疊一間を與へられる資格を有するのであるが殆んど順番が廻つて來ないさうだから何にもならぬ、よし幸にこのトビ箆のやうな順番が當つても、六疊一間では獨身者なら兎に角、妻帯者としては荷物の置場所もない位である、近來鑛業地方でも二間給與が段々喧しく四月の鑛山衛生主任會の議題にも上つてゐた位であるのに、製鐵所なども今少し住宅に裕りが欲しい、こんな狭苦しい六疊一間でも一旦之を斷ると今度は却々順番が廻つて來ない、而して住宅を得ないで自分で住むであると住宅を給與された職工と給與されない職工とは懷具合が大違つてくるから堪へられないだらう。最近幾萬坪かの大職工長屋の建設計畫があり近く起工の豫定らしいが近來のやうに家屋拂底家賃暴騰して、さなきだに生活を脅かされてゐる労働者階級に對しては成るべく速かに其完成を冀ふ次第である。

==教育と娛樂==

一體北九州には圖書館は絶対にない。大藏に製鐵所專屬の圖書館あり、職工に開放してゐるが、遺憾なことには偏在してゐるので肝腎の職工が近寄らない、これでは自修機關の機能を減却してゐる、それから茲に附加して置くのは、大藏に職工養成所があり、多少の職工を收容してゐるが、期間が長いのと且この養成所を卒業しても製鐵所では何の特權も之に與へないので、假令製鐵所職工を希望

してもこの職工養成所に入ること欲しないのは事實である。それから通俗教育としては一年に四五回名士及高僧を招聘して其の講話を職工に聞かしてゐるが、其の効果の程は疑はしいといふのは自修心の薄い職工に無理に説法して見ても殆んど徹底しやうにない、これよりは簡易な図書館を増設するか、或は寧ろ通俗娛樂機關など旺んに歓迎されてゐるのを幸ひ、活動寫眞等を利用して多少教育的且興味ある寫眞を映寫するによつてこの缺陷を補ふてはどうであらう、娛樂機關も今では殆んど顧みられてゐない、僅かに低級な活動寫眞あるのみでは若き労働群の燃ゆる情緒は堪えられず、ツイ八幡の海岸通りの魔窟に足を向けることとなる。これは血氣盛りの青年に陥り易い順路である、現在渠等労働者を釣らうとして門戸を張つてゐる料亭は約三百戸あり、私娼五百名、公娼百五十名、藝妓二百名計八百五十名と警察で書上げられてゐるが、初めて八幡市を通ると、同市は労働者と遊女ばかりの町かと思ふ程人目を惹く、此處の警察署長の談に、此處の魔窟は最近まで極めて露骨で、嫖客を片ツ端から引張り込むで喋々喃々の私語が路傍の人に聞へるので、この頃では扉を開閉器に改めたのだとのことであつたが、こんなことで風俗の取締が出来得やうか。この淫賣檢舉方針も鑛山地方と同じく不徹底極まるものであるらしい。花柳病は好い鳥御座んなれと待構へてゐる、御蔭で花柳病患者は戦争以來滅切増したいとふ、蠶蹙の至りでないか。

二 取ておきの温情主義

労働者に對する温情主義といふ言葉はこの官僚臭の製鐵所等には取つて

置きの避難所である。近來この臭味は餘程稀薄となり労働者に對して待遇が好くなつて來たと謂はれてゐる、がソレでも階級思想は依然として何處かにコピリ附いてゐる。「オ前は労働者だ、俺は職員だ」と謂つた風で『労働者に権利を認めるより、先づ彼等を手馴けるに如くはない。又労働組合法に就ても労働組合成立の必要條件である事實が日本の労働界にないのに、對案のない法律を作つて、強いて之を適用するがために目的物を作るが如きは避くべきである』と謂つてゐる。コンナ思想から労働施設が出来上つてゐるのであるから、思ひ切つた改善が出来る筈がない。従つて職工に與ふる權能など殆んど認められてゐないと謂つてよからう。唯だ茲に面白いのは、この製鐵所に於て法人組織の同所内の共濟會なるものには、從來より多少労働者の權限が擴められ、労働者にもより多く發言權が認められるやうになつたことで、これも時代の生んだ産物であらうが、事業上の企劃については毫頭職工に發言權がないのは鑛山地方より一層嚴重で、職工と職員との間には鐵のやうな障壁が置かれてゐるのは遺憾である。

二 共濟會の内容

新共濟會則は五月一日から改正になつたもので、改正法によると、會長は製鐵所次長が之に當り、理事長には庶務課長其他の幹部が夫々會長の選任により職制上役員に就任する、又職工側からは工場別で二百名毎に一名の評議員を選挙し得ることとなつた。従前に比べて多少の發言權が出来た譯である。即ち舊制によれば

第十三條に評議員は各部課毎に一百人に付一人の割合を以て會員の内より委員會に於て之を撰定し會長の承認を受くるものとす
とあつたが新制では

第十條に評議員は職員にありては各部課毎に、職工にありては各工場毎に、其他の傭人にありては其全部を通じ二百人につき各一人の割合を以て其會員より會長之を選任す、二百人に満たざるも百五十人以上あるとき仍一人を選任することを得

前項各種別にして二百人に満たざるも評議員一人を選任す

直拂職夫は評議員の辭任に關しては之を其所屬の職工と看做す

と改められたので評議員の範圍が職員のみでなく職工にまでも擴げられ且委員會撰定の手数が省かれたこととなつた。舊制では評議員について前記一項目に過ぎなかつたが改正法には相當多くの項目を費してゐる、二三を擧げると

第九條 理事は製鐵所職員たるもの及本會の評議員中より會長之を選任す

第十一條 評議員の任期は一ケ年とし但再任を妨げず

第十三條 評議員前條の場合及事故の爲め辭任し又は會員たる資格を喪失したる場合其補缺は之を爲す

す之がため其部課工場又は傭人の代表者一名も無きに至りたるとき又は評議員の總數が半數以下に減じたる時は之を補任す此場合の評議員は前任者の任期を繼承す

第十四條 評議員會は毎年一回理事長之を招集し會務の報告を爲す但し理事長に於て必要と認むる時は臨時之を招集することあるべし

評議員會は従前にもあつたが、職工から選定された評議員は製鐵所の提案に對して、質問權あつて採決權なく、其質問が起業祭の餘興に關することのみに限定されてゐたのだから誰云ふとなく此等評議員は「餘興議員」の名を冠せられてゐた状態であつた。今回之が改正されても當分は其餘興議員の名を除くことは困難であらうが、總て評議員の權限も認められ何事も評議員會先決たるの條を作る第一歩となつて欲しい

二 資金と救濟法 二 共濟會は労働者の互助機關であつて労働者の義捐金、製鐵所の補助金及び有志の寄附金を以て資金に充て、これを以て労働者の養老弔祭は勿論公私傷、退職等の不意の出來事等にも相當の給與をなすを目的としてゐる、これが機能につき管々しく述ぶるを省くが参考となるものを摘記すれば次のやうである。

資 金

第二十一條 本會資金は會員の義捐金、製鐵所補助金及有志の寄附金其他の雜收入金を以て組織す

第二十二條 會員は毎月一回給料受領の際日給者にありては日給の半額、月俸者にありては月俸額の百分の二を資金として本會に義捐すへし其の金額に錢位未滿の端數を生したる場合は四捨五入とす
前項の義捐金は缺勤の爲實際の所得額減少するも減額することなし但し缺勤の爲所得額なきに至りたる月は之を免除す

第二十三條 有志の寄附金を受領したるときは其の金額氏名を適宜の方法に依り會員に報告すべし

第二十四條 資金は救済金及會務諸費の支辨に充つ

第二十五條 資金の管理及利殖方法は會長之を定む

第二十六條 資金に不足を生したるときは借入金爲すことあるへし

救 濟

第二十七條 本會の救済金を分ちて左の八種とす

- (一)葬祭料(二)遺族扶助手(三)公傷救済金(四)傷病救済金(五)療養救済金(六)退會救済金(七)養老救済金(八)産婦救済金

第二十八條 會員死亡したるときは葬祭料及遺族扶助手を給與す

葬祭料は葬祭を行ふ遺族に給與す葬祭を行ふ遺族なき場合に於ては葬祭を行ふ者に之を給與す

公務の爲負傷し又は疾病に罹り死亡したるときは葬祭料として金四十圓、遺族扶助手として給料二箇年分を給與す但し此の金額百五十圓を下るときは百五十圓を給與す

公務に起因せざる傷病に因り死亡したるときは葬祭料として金三十圓、遺族扶助手として入會後三箇年以下の者は金百二十圓を給與す、三年以上は一年を加ふる毎に日給十日分の額を加給す

第二十九條 公傷救済金は會員公務の爲負傷し左の一に該當する場合其の等級に應じ給與す但し各等の等差は理事長之を定む

(一)等)終身自用を辨すること能はざる者給料六箇月分以下の終身年金(二等)終身勞務に服すること能はざる者給料一年一箇月分乃至一年八箇月分の一時金(三等)從來の勞務に服すること能はざる者健康舊に復すること能はざる者又は女子にして其の外貌に醜痕を残したる者給料七箇月分乃至一箇年分の一時金(四等)身體に障害を存すと雖引續き從來の勞務に服することを得る者給料一箇月分乃至六箇月分の一時金

療養開始後三箇年を経過するも治癒せず本條の等級に該當せずして職務に堪へず退職するときは給料一箇年分の一時金を給與す

身體に障害を残し療養數月を要する見込を以て退職する者には給料六箇月分以下の一時金を給與する

ことを得

第三十條 會員公務の爲疾病に罹りたるときは前條に準じ公傷救済金を給與す

第三十一條 傷病救済金は會員公務に起因せざる傷病の爲不具となり退職するとき又は不治の疾病に罹り退職する場合に左の種別に従ひ之を給與す但し其の負傷又は疾病が入會後六箇月以内に發生せるものなるときは之を給與せず

入會後六箇月以上一箇年未満の者(給料二箇月分)入會後一箇年以上三箇年未満の者(給料三箇月分)
入會後三箇年以上五箇年未満の者(給料四箇月分)入會後五箇年以上七箇年以下の者(給料五箇月分)
七箇年を超ゆるときは一箇年を増す毎に給料五日分を加給す

肺結核又は癩患者には其の病症に依り更に給料五箇月分以下を加給することを得

第三十二條 療養救済金は會員負傷し又は疾病に罹り療養の爲引續き二週間以上缺勤したる場合に於て一事業年度を通じ九十日を限度とし一日に付給料日額二分の一を給與す

但し公務の爲負傷し又は疾病に罹り療養を受くる場合は此の限りに在らず
入會後六箇月以内に於て前項の療養救済金を受くべき事故發生せる場合に於て其の負傷又は疾病が入會前に發生せるものと認むるときは之を給與せず

月俸を受くる會員に對しては全月俸を受くる能はざるに至りし場合に於て本條を適用す

第三十三條 退會救済金は會員事業上の都合、兵役召集、年齢満限、身分變更、慢性病又は自己の都合に依り退會する場合に給與す

事業上の都合、兵役召集、年齢満限、身分變更又は慢性病の爲退會するときは入會後五箇年未満は義捐金醗出額の全額を給與し五箇年以上は義捐金醗出額に別表の率を乘したる金額を給與す

自己の都合に依り退會するときは入會後五箇年以上の者に限り左記各號の金額を給與す

(一)入會後五箇年以上十箇年未満義捐金醗出總額の三分の一(二)入會後十箇年以上十五箇年未満義捐金醗出總額の二分の一(三)入會後十五箇年以上の者義捐金醗出總額

第三十四條 養老救済金は職工、諸傭夫及之に準する者入會後二十五箇年を経過し職工規則其他の規則に依り年齢満限の爲又は事業上の都合に依り退職したる場合に給與す此の場合には其の最終給料三箇月分以内の終身年金とす

職員にして入會後二十五箇年を経過し年齢六十歳に達したる爲又は官の都合に依り退職したるとき亦前項に同じ

第三十五條 産婦救済金は會員分娩したる場合其の分娩後三週間一日に付給料日額二分の一を給與す但

し情狀に依り尙引續き二週間分以内を給與することを得

第三十六條 會員製鐵所に在職の儘兵役に應召する場合は演習召集の場合を除き第三十三條第二項の退會救濟金を給與し退會せるものと看做す但し希望に依り退會救濟金を給與せず仍會員として繼續することを得此場合に於ては應召の日より解除後製鐵所に復職する日迄會員たる權利義務を停止す前項但書該當者に對する加入年月の計算は會員たる權利義務の停止期間を除き其前後を通算す停止期間内死亡したる者に對しては其遺族に第三十三條第二項の退會救濟金を給與す

第三十七條 犯罪、懲戒處分に依り解職せられたる者又は之に準すべき者竝自己の不行狀に因り死亡し負傷し又は疾病に罹りたる者に對しては本章の救濟金を給與せず

第三十八條 救濟金を受くべき事由の生したる後一箇年以内之を請求せず又は之を請求するも請求の日より一箇年以内に現金の交付を申出てさる者は之を受くるの權利を拋棄したるものと看做す

第三十九條 救濟金給與の事由併發したるときは當該各條の救濟金を併給す但し遺族扶助料、公傷救濟金、退會救濟金、傷病救濟金、養老救濟金は之を併給せず

同時に公傷救濟金及養老救濟金を受くべき資格を有し退會する者に對しては其の金額の多きものを給與す

第四十條 公傷年金又は養老年金を受くべき者に對しては本人の希望に依り一時金に換算し支給することを得此の場合の金額は年金額の六倍とし身體検査の上決定す

養老救濟金を受くべき會員にして死亡したるときは養老救濟金を前項に準し一時金に換算し之を給與す但し遺族扶助料の額か換算額に超過するときは遺族扶助料を給與す

第四十一條 明治三十八年六月本會創立の際より引續き會員たる者二十箇年以上にして職工規則に依り年齢滿限の爲又は事業上の都合に依り退職するときは特に第三十四條の養老救濟金を給與することを得第四十二條 救濟金の支出収入額に超過するときは救濟金給與額を改廢し又は年金を一時金に換算支給することあるへし

第四十三條 救濟金に順位未滿の端數を生したるときは四捨五入とす

第四十四條 會員死亡したる場合其の救濟金を受領すべき者竝其の順位左の如し但し會員か死亡前本會に對し左記各號の中より受領者を指定したるときは之に依ることあるへし

(第一)配偶者(第二)直系卑屬(第三)直系尊屬(第四)戸主(第五)兄弟姉妹(第六)死者の扶養を受け居たる者

前項第一乃至第五に該當する者は會員死亡の當時其の家に在ることを要す

第六に付ては理事長之を認定す

同一順位の者數人をとときは民法の規定を準用す民法の規定に依り難きときは理事長之を定む

第四十五條 前條第一項第四乃至第六の遺族に對する救濟金は所定額の二分の一とす

新制は舊制より一齊に緩和され優遇の途が講ぜられた、かゝる大工場に於て長官始め幹部諸公と職工との間には人間の連鎖で繋がつてゐながら距離が甚だ遠く、容易に近づけない、評議員會で漸く其機會を捉へられぬこともないが、同會が年一回では甚だ心細い、かゝる會合は多きに從つて可とすべきである、内相の勞資協調の趣旨にも背反してゐやうと思はれる。更に購買組合のことであるが、これは最初共濟會の利子の用途をこの補助に振向けて購買會の資金を作つてゐたのが、近頃は購買會のことは某商會が一手に引受けて請負事業としたさうである、從つて補助の途が絶へたので、白米の代價などは組合を通じて買つても、市場の値段と殆ど異り無く、漸く一升到五六錢の差に過ぎない、故に購買組合員となるも全く其功德に均霑することが薄いので退會するものが多いとのことである、これも改めねばならぬ一つであらう。

地下勞働 終

大正八年十二月廿日印刷

大正八年十二月廿日發行

三十日

【定價金 壹圓】

著 者 喜 多 收 一 郎

東京市神田區錦町壹丁目壹番地

發 行 者 梅 津 英 吉

東京市京橋區桶町一雷地

印 刷 者 篠 田 玉 三

經濟及
社會
叢書
第四編

不許
複製

發行所

梅 津 書 店

東京市神田區錦町一丁目一番地

振替東京三五五一〇番

大阪市高級助役 關 一 兩氏序
 法學博士 喜多收一郎氏著
 門司鐵道管理局 大道局長
 大阪毎日 新聞記者

經濟及
 社會及
 雙書
 第四篇

地底三千
 尺に蠢く
 地下勞働

四六版八五ポイント
 定價金 壹圓
 送料 六錢

鑛山勞働問題の一大權威 (新刊)

本書は著者が親しく九州の炭坑地に於て、鐵夫の群と共に起居し、慘酷なる彼等の生活状態に觸れ、貧窮問題より彼等社會組織たる所謂飯場制の缺陷等、遺憾なく勞資關係の缺陷を指摘し、之等社會的不健全なる彼等の叫びを要求の身を著者鑛夫自身の立場より論及した快著なり
 今や英米先進國が國を擧げて地下勞働問題に因憊しつゝある我國の資本家及勞働者、爲政家の研究一時も緩かにすべからざる大問題なり
 乞ふ一讀を

大阪毎日新聞 經濟部長 佐藤密藏氏著 (旬日四版賣切)

經濟及
 社會及
 雙書
 第一篇

物價騰貴の真相

四六版一二二頁
 定價金五拾錢
 送料四錢

物價騰貴は世界的の現象にして我國も亦國を擧げて之が調節策に吸々たり、國民生活の安泰保障は現今社界焦眉の急務なり戦後の物價指數が如何に國民を脅しつゝあるかは今茲に贅せずと雖も之が調節の方途は日に月に論ぜられ、政府の寶刀を抜けば抜く毎に物價は益々昂騰せんとする今日、物價騰貴の直因は果して那邊にあるか、本書に依りて闡明せらる。著者の明快なる論鋒と斷定を聞け。

川崎造船所職工野倉 萬治 兩氏序
大阪毎日新聞記者 村島 歸之氏著

經濟及
社會
雙書
第五篇

サボタージュ

四六版
定價七拾五錢
送料六錢
(刊新)

治安警察法第十七條に對する
労働術戰として著者は川崎造
船所に於ける大問題より世界
に於いてサボタージュの事實
を列記論及しサボタージュを
以て労働戦術の火藥にあらざり

著者は川崎造船所のサボタージュ事件の誘
導者だと云ふ噂で其筋の注意人物となつた
人だけあつてサボタージュに就いて一の定
見を持つてゐる事は事實である。
精細を極めて論述せし川崎事件より諸外國
の事情迄遺憾なく之が批判を加へた本書は
サボタージュ研究に無二の良書である。

魔酔劑なりと論定せる快著

9.3.13



梅津書店刊

| |
|-----|
| 390 |
| 6 |